

**医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、
医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式**

令和5年度報告書

アクセンチュア株式会社

目次

1. 本事業について

- 1.1. 本事業の概要
- 1.2. 背景・目的
- 1.3. 実施業務とスケジュール
- 1.4. 本報告書の構成
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

- 2.1. 周知計画
- 2.2. 福祉事務所向けの周知広報
- 2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報
- 2.4. 事業の継続（引継ぎ）
- 2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

- 3.1. 前提事項
- 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果
- 3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

1章：本事業について

1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.1. 本事業の概要

本事業の概要

発注者：厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

事業名：医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式

期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

本事業の背景・目的（概要）

医療保険制度においては、令和3年3月からマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が開始された（本格稼働は令和3年10月開始）。一方で、医療扶助においては、令和元年12月の「新デジタル・ガバメント実行計画」の中で、令和5年度中にオンライン資格確認の導入を目指すこととなっている。

本事業では、令和5年度中に医療扶助のオンライン資格確認の運用が円滑に開始するよう、引き続き福祉事務所及び医療機関等に向けた運用の見直し等に係る丁寧な周知・広報等を行う。加えて、オンライン資格確認の仕組みを最大限活用できるよう、オンライン資格確認の導入を前提とした運用課題の検討や、医療扶助の更なる適正な運営等に係る検討を行う。

医療扶助のオンライン資格確認等の前提

- (1) 運用開始時期：令和6年3月1日
- (2) 対象医療機関等：全ての医療機関・薬局
- (3) 対象保険者：福祉事務所（都道府県/市区町村）
- (4) 対象証：医療券/調剤券
- (5) 対象利用者：生活保護受給者

1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.2. 背景・目的

1.2.1. 事業内容に対する理解（オンライン資格確認の利用拡大の方向性（目指すべき将来像））

未来投資戦略やデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、オンライン資格確認等システムの稼働以降、その基盤を活用し、「デジタル化されるサービス」「デジタル化される情報」「基盤を利用するアクター」の拡大が順次計画されているものと理解しています。

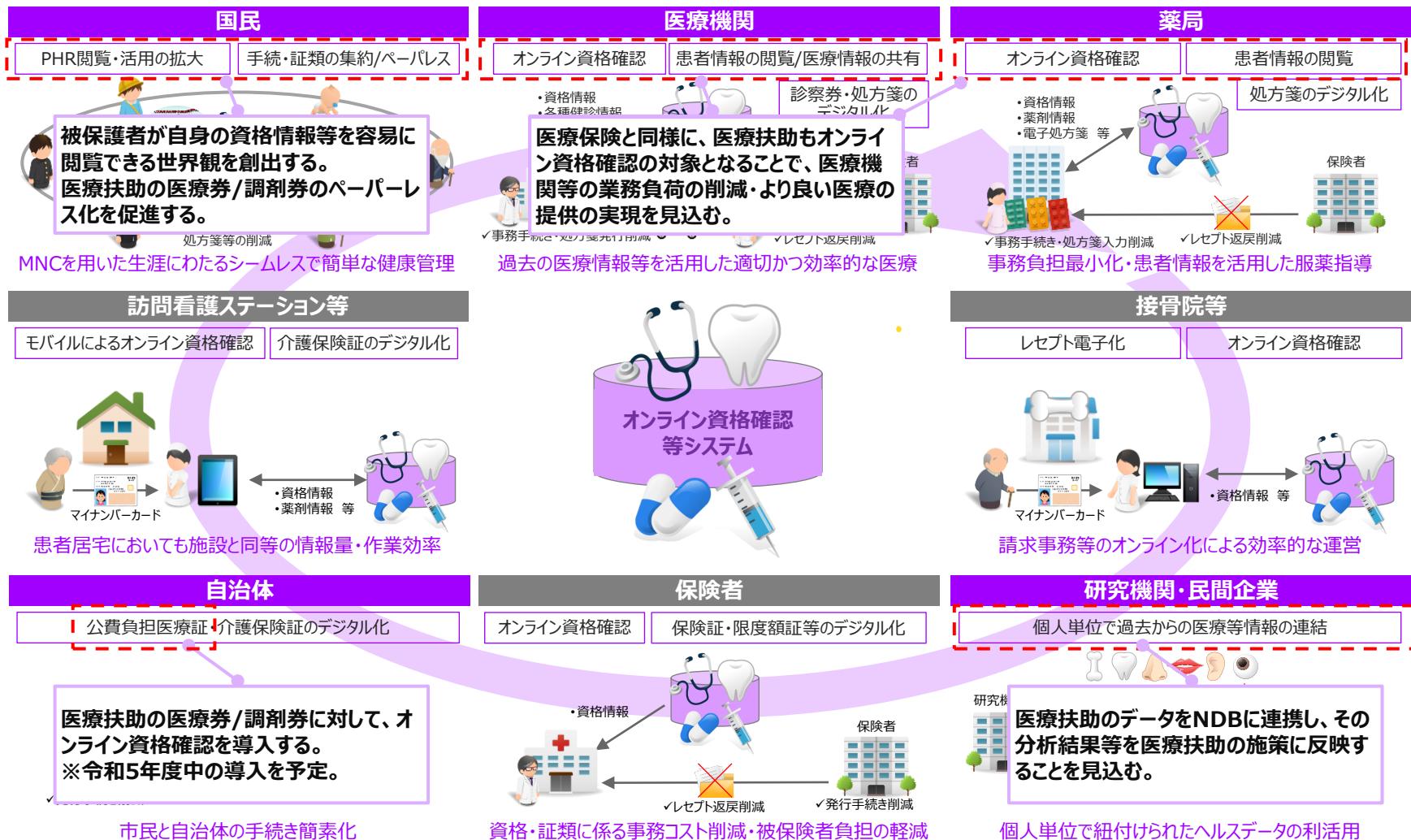


1. 本事業について

1.2. 背景・目的

1.2.2. 事業内容に対する理解（本周知広報のミッション）

本周知広報では、前述の将来像のうち、「公費負担医療証」の中の医療扶助の医療券/調剤券について、令和5年3月から運用開始する才医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けて、福祉事務所及び医療機関等において円滑な準備作業が行われるよう、効果的な周知広報が求められていると理解しています。



1.本事業について

- 1.1. 本事業の概要**
- 1.2. 背景・目的**
- 1.3. 実施業務とスケジュール**
- 1.4. 本報告書の構成**
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧**

1. 本事業について

1.3. 実施業務とスケジュール

1.3.1. 本業務の作業内容

本業務は調達仕様書「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式」の作業をスコープとし、3つの業務単位ごとに推進しました。各業務単位のスケジュールについては、後述の「全体作業スケジュール」に示します。

本業務の作業の概要

業務単位

概要

①

プロジェクト管理

- ・ 本プロジェクトの推進に当たって、プロジェクト計画書を作成後、当該計画書に基づくプロジェクト管理を実施しました。
- ・ 本プロジェクトを通して、進捗管理・品質管理・コミュニケーション管理・体制管理・リスク管理・課題管理を実施しました。

②

周知広報

<周知計画書の作成>

- ・ 周知広報の指針となる、周知計画書を作成しました。周知計画書の作成にあたっては、関係者（貴省及び支払基金等）と密に調整し、関係者にとって納得感のある周知計画書の作成を意図しました。

<福祉事務所向けの周知>

- ・ 福祉事務所向けポータルサイトを活用し、全国の福祉事務所及び福祉事務所システムベンダから寄せられる問合せについて貴省の回答支援を行いました。また、周知資料及びFAQの公開により福祉事務所の疑問点の解消に努めました。
- ・ 福祉事務所の対応課題についてアンケート/ヒアリングを実施し、未回答の自治体に対しては個別のアプローチを取ることで、福祉事務所の最新の課題状況を漏れなく把握できるよう努めました。また、導入が進んでいないと思われる自治体に対しては個別のアプローチを実施し、各福祉事務所の対応状況に沿った導入推進を実施しました。

<医療機関・薬局向けの周知>

- ・ 医療機関・薬局及びそのシステムベンダ向けの既存の周知チャネル（医療機関等向け総合ポータルサイト、医療機関等ONS、オンライン請求ポップアップ等）を活用して、周知資料の公開及び問合せへの対応を実施しました。
- ・ 合同説明会や医療扶助のオンライン資格確認導入の手引きにおいて、他のオンライン資格確認関連施策（電子処方箋等）との同時導入作業が可能であり、導入に係る作業負担軽減の可能性について説明を行いました。

③

運用課題検討

- ・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入により福祉事務所及び医療機関・薬局で対応が必要となる運用課題の検討を実施しました。
- ・ 特に、個人番号の紐づけ誤りの事例を踏まえ、真正性を確保した情報のみを登録する仕組みを構築し、誤った情報を登録させないよう注力しました。
- ・ また、1施設でも多くの福祉事務所及び医療機関等が運用を開始し、1人でも多くの被保護者が医療扶助のオンライン資格確認を実施いただけるよう注力しました。

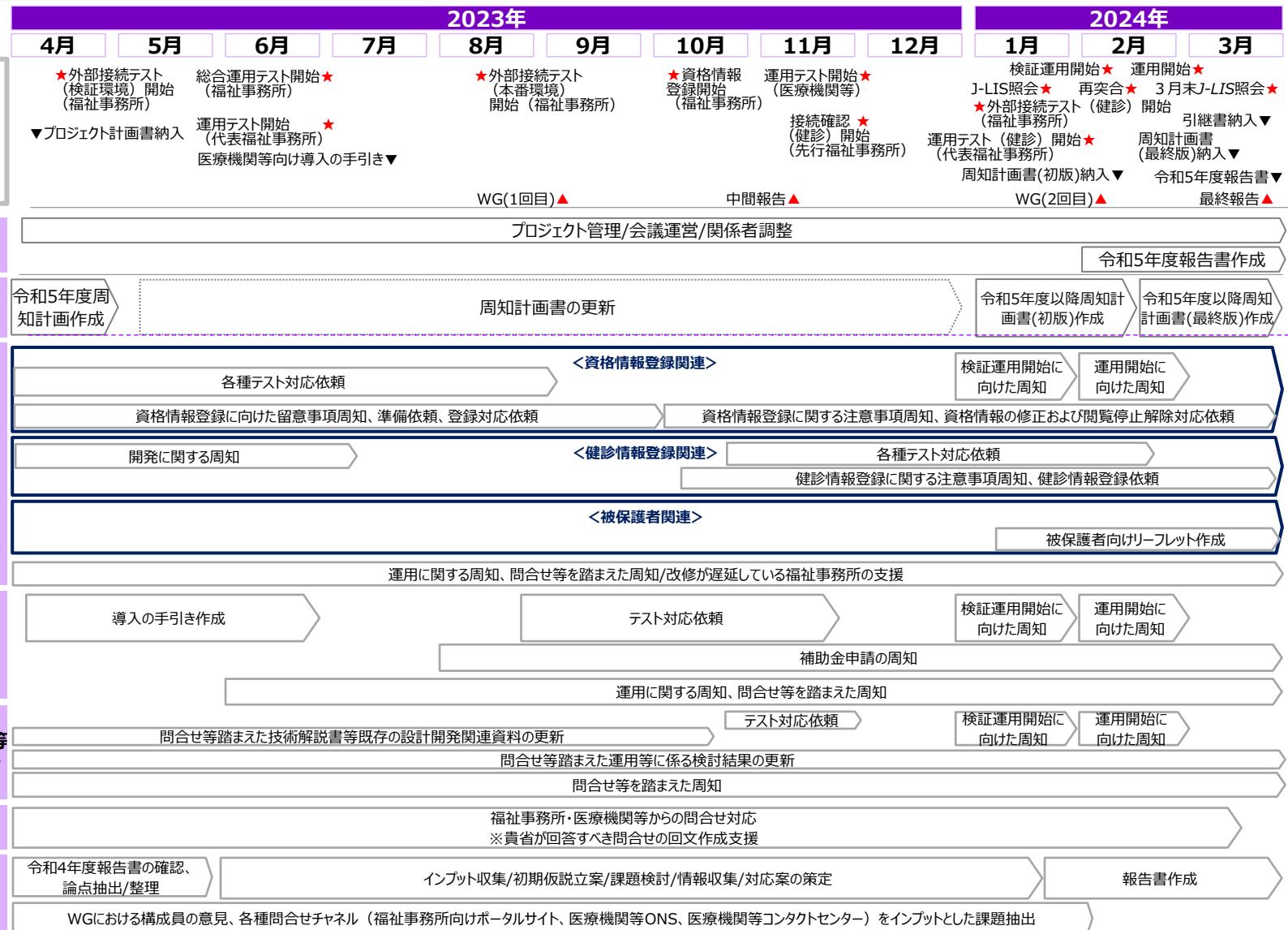
1. 本事業について

1.3. 実施業務とスケジュール

1.3.2. 全体スケジュール

本業務は2023年4月～2024年4月末までの12ヶ月間にわたって実施しました。

全体作業スケジュール



1.本事業について

- 1.1. 本事業の概要**
- 1.2. 背景・目的**
- 1.3. 実施業務とスケジュール**
- 1.4. 本報告書の構成**
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧**

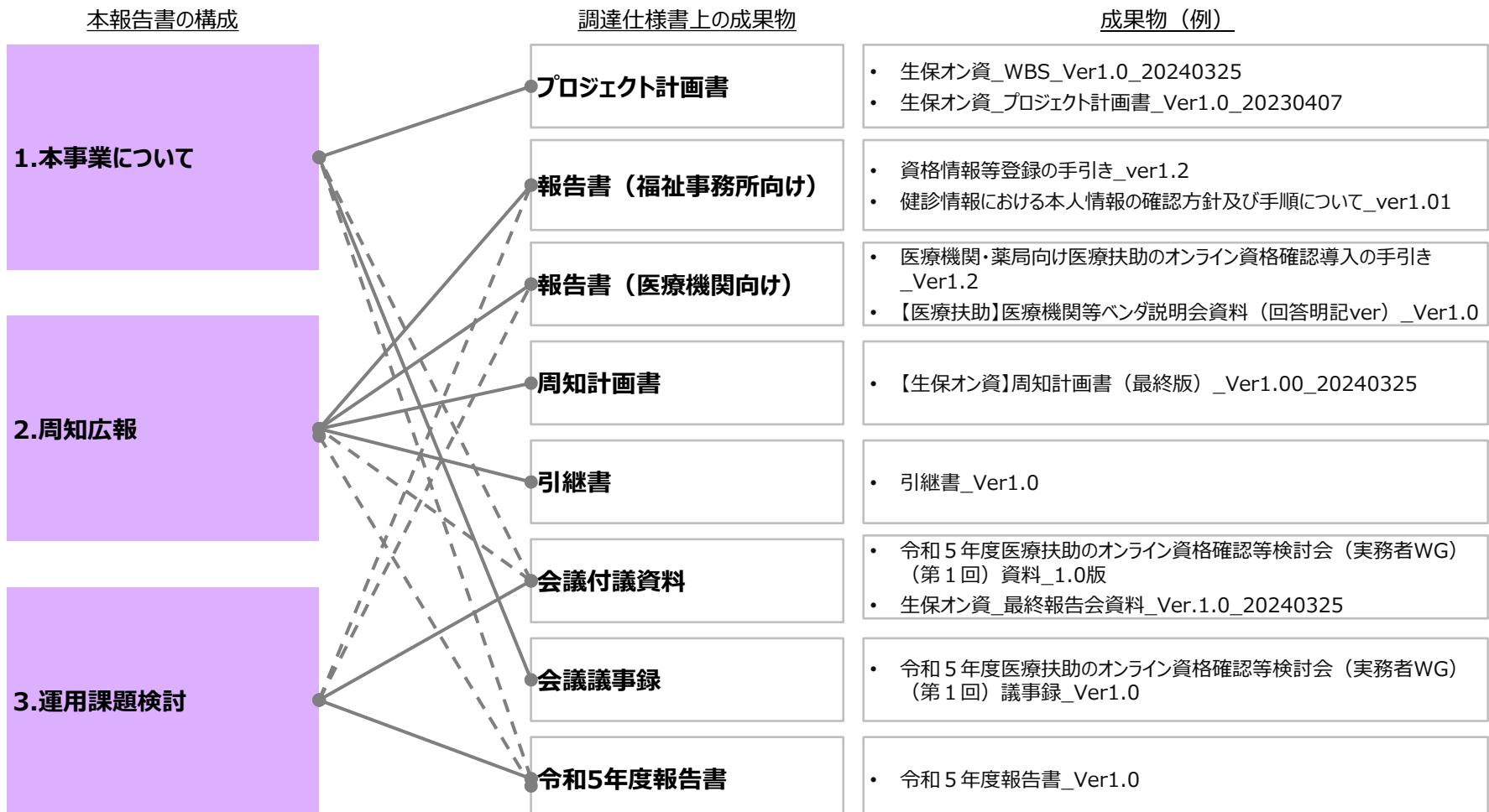
1. 本事業について

1.4. 本報告書の構成

本報告書は、「1.3.1. 本事業の作業内容」に記載の業務単位に沿って作成しています。調達仕様書上の成果物と本報告書の対応関係を以下に示します。

※業務単位：「プロジェクト管理」を除く。

調達仕様書上の成果物⇒本報告書の構成



1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「1. 本事業について」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
生保オン資_WBS_Ver1.0_20240325
生保オン資_プロジェクト計画書_Ver1.0_20230407
資格情報等登録の手引き_ver1.2
健診情報における本人情報の確認方針及び手順について_ver1.01
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き_Ver1.2
【医療扶助】医療機関等ベンダ説明会資料（回答明記ver）_Ver1.0
【生保オン資】周知計画書（最終版）_Ver1.00_20240325
引継書_Ver1.0
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20230413
【本紙】生保オン資_中間報告資料_Ver.1.00
生保オン資_最終報告会資料_Ver.1.0_20240325
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第1回）資料_1.0版
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第2回）資料_1.0版
生保オン資_中間報告議事録_Ver1.0_20231109
生保オン資_最終報告議事録_Ver1.0_20240325
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第1回）議事録_Ver1.0
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第2回）議事録_Ver1.0
令和5年度報告書_Ver1.0

2章：周知広報

2. 周知広報

2.1. 周知計画

- 2.2. 福祉事務所向けの周知広報
- 2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報
- 2.4. 事業の継続（引継ぎ）
- 2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.1 周知計画の作成方針

福祉事務所、医療機関・薬局ごとの懸念事項（課題）を押さえた上で、これらの解決を目指した周知計画を作成しました。

福祉事務所、医療機関・薬局における懸念事項（課題）

周知対象

主な懸念事項（課題）

周知のポイント

福祉事務所 (ベンダ含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所システムの改修スケジュールやテストに係る対応の理解不足により、運用開始までに導入できない福祉事務所が発生する可能性がある。	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所向けアンケートを実施し、福祉事務所からの疑問点等を把握の上、その内容を周知資料に反映しつつFAQでも公開する。
	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所における資格情報や健診情報の登録開始後は、他者とのマイナンバー紐付誤りを含むデータ登録のトラブルが増大する可能性がある。	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none">・ 早期からデータ整備に関する周知および資格情報の真正性の確保に係る対応の周知を実施し、福祉事務所内のデータ精度の向上を図る。登録開始後は、誤入力例を公開する。・ 福祉事務所システムベンダにも上記内容を理解していただくよう周知を行う。
	<ul style="list-style-type: none">・ 運用開始後は、福祉事務所において運用に関する問合せが増大する可能性がある。	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運用課題については関係者会議等で意見等を収集し、事前の漬しこみを行う。現場の実情を踏まえ、福祉事務所・医療機関等への適切な周知を実施。
	<ul style="list-style-type: none">・ 被保護者がオンライン資格確認の仕組みや意義を理解できず、医療扶助のオンライン資格確認の利用が進まない可能性がある。	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所の職員及びシステムベンダ向けだけでなく、福祉事務所を介し被保護者向けの周知も行う。
医療機関・薬局 (ベンダ含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等が存在する。	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関等向け総合ポータルサイト/医療機関等ONS/オンライン請求ポップアップ等のチャネルを活用し、医療機関等及び医療機関等ベンダに医療扶助のオンライン資格確認に係る周知を行う。
	<ul style="list-style-type: none">・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入を促進させる必要がある。	<p>6</p> <ul style="list-style-type: none">・ 既存のオンライン資格確認基盤の活用が可能、医療扶助オンラインの独自メリット、他オンライン資格確認関連施策との同時導入で作業負担軽減等の周知を行う。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

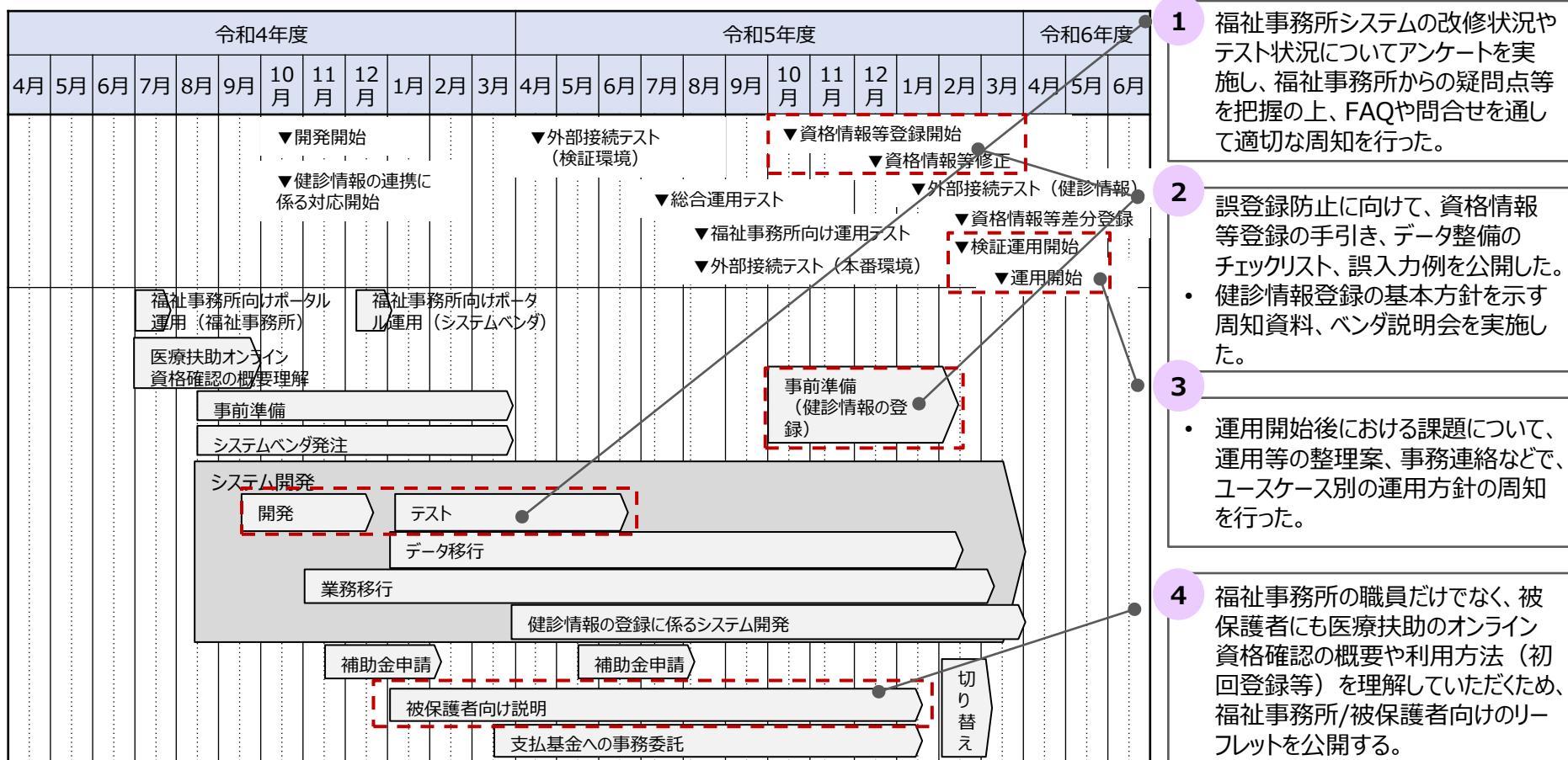
2.1.2 福祉事務所向けの周知計画

福祉事務所向けの周知にあたっては、特に福祉事務所が初めて医療保険者等向け中間サーバー等を利用することに留意しました。

福祉事務所向けの周知における懸念事項（課題）を踏まえた「周知の主なポイント」は以下の通りです。

福祉事務所向けの周知計画

周知の主なポイント



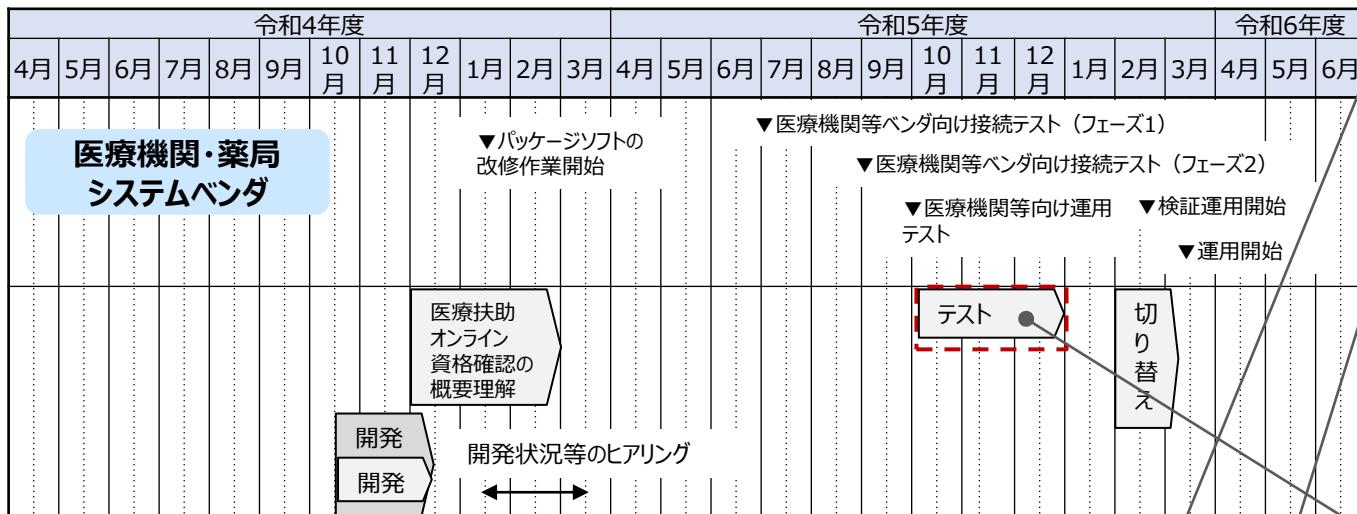
2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.3 医療機関・薬局向けの周知計画

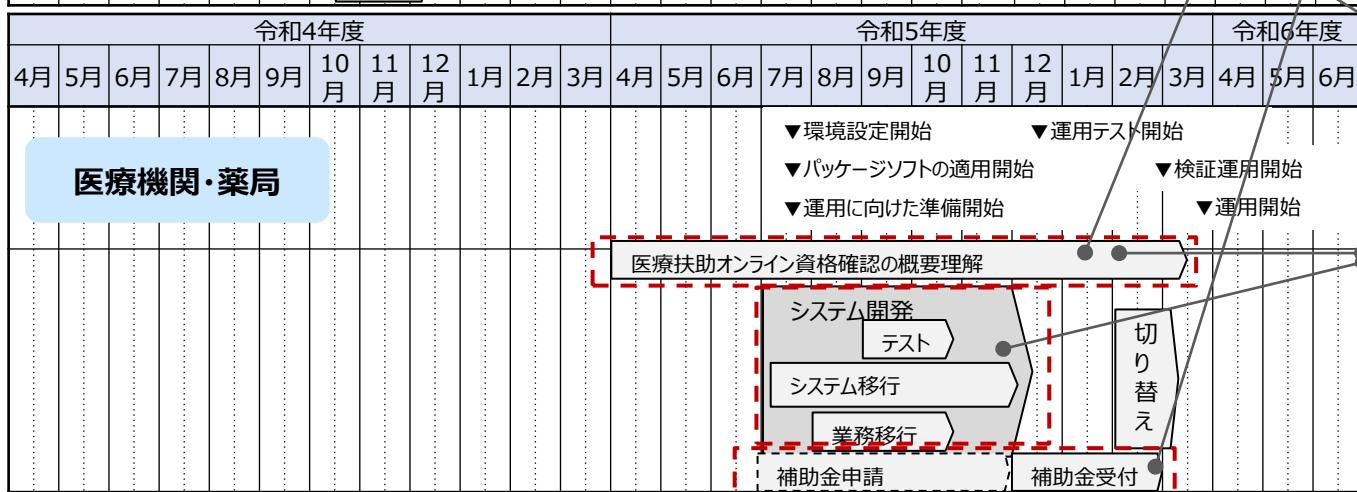
医療機関・薬局向けの周知にあたっては、特に福祉事務所が初めて医療保険者等向け中間サーバー等を利用することに留意しました。医療機関・薬局向けの周知における懸念事項（課題）を踏まえた「周知の主なポイント」は以下の通りです。

医療機関・薬局向けの周知計画（令和5年2月まで）



周知の主なポイント

- 5
 - 医療扶助のオンライン資格確認への理解を促進していただくよう、各種チャネルを活用し、医療機関等向けの手引き等の周知を行った。
- 5
 - 医療機関等手引き及びオンライン請求ポップアップを活用し、補助金申請に係る周知を行った。
- 6
 - 医療機関・薬局のシステムベンダ向け勉強会を開催した。
※他の取組（電子処方箋）との合同開催とした。
- 6
 - 既存のオンライン資格確認基盤の活用が可能、医療扶助オンライン資格の独自メリット、他オンライン資格確認関連施策との同時導入で作業負担軽減等の周知を行う。



2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.4 周知計画

福祉事務所及び医療機関・薬局に“いつ”・“誰が”・“何を周知するか”を整理した周知計画書を作成しました

周知計画書の詳細は資料「[生保オン資](#)」周知計画書（最終版）_Ver1.00_20240325」に整理しています。

周知計画書

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.1. 福祉事務所向け周知広報の対応ステップ

福祉事務所向けポータルサイトから寄せられる福祉事務所の問合せのうち、貴省にて回答すべきものについて、回答文案の作成を行いました。

また、福祉事務所において円滑にオンライン資格確認を導入できるよう、資格情報等の初回登録や全件J-LIS照会、運用開始等のマイルストンに沿って、適時必要な対応についての周知資料の作成を行いました。

福祉事務所向け周知広報の対応ステップ

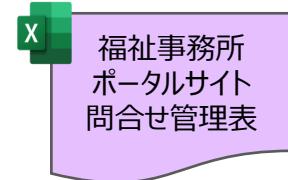
①福祉事務所向けポータルサイトの問合せ対応

- ・ 福祉事務所及びシステムベンダからの問合せにおいて、貴省にて回答すべきものについて、回答文案の作成を行いました。
- ・ 回答文案の作成に当たっては、必要に応じて、貴省、支払基金、各システムベンダ等の関係者と協議を行いました。
- ・ また、よくある問合せを分析し、福祉事務所全体への周知が必要だと判断した事項については、周知資料への反映またはFAQの公開を実施しました。

②周知資料の作成

- ・ 福祉事務所の各マイルストンに沿って、適時必要な対応についての周知資料を作成しました。
- ・ 資格情報等の登録については、誤登録防止に係る周知（データ整備の対応、資格情報等登録の手引き、全件J-LIS照会・再突合、誤入力チェックシステム'24、誤登録発覚時の対応手順等）を徹底的に行いました。
- ・ 健診情報の登録については、電子証明書の発行に係る周知及び登録に係る基本方針等の周知を徹底的に行いました。

問合せ管理表



周知資料への反映



FAQの公開



各種周知資料



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの問合せ対応

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合
せ対応

②周知資料の作成

福祉事務所向けポータルサイトで受領した福祉事務所及び福祉事務所システムベンダーからの問合せについては、弊社からの回答文送付を基調にしつつ、法律・制度及び補助金等に係る問合せについては、貴省とも協力して回答文案の作成を実施しました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせ

<問い合わせ画面>

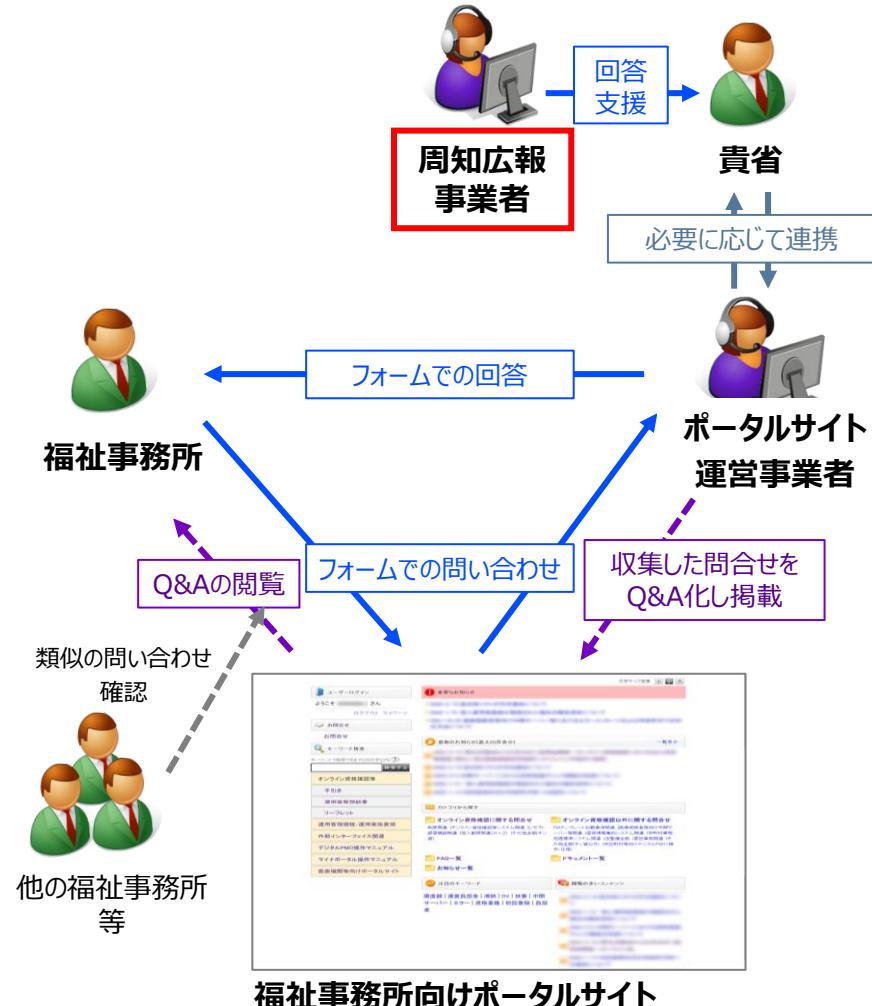
<マイページ> マイページから問い合わせ状況の確認も可能

回答項目が多く煩雑な項目設定にしないことに留意する一方で、質問の概要がクリックで理解できるよう「質問タイトル」といった項目設定等、迅速な回答を実施できるような工夫を実施しました。
また、ユーザーからも、お問合せの状況をマイページより容易に確認が可能です。

■Q&Aの閲覧

<FAQ一覧>

本事業の進行につれQ&Aの増加が見込まれますが、福祉事務所等のQ&A確認が煩雑にならないよう、キーワード検索や、カテゴリ検索の機能を実装しました。



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの問合せ対応

①福祉事務所向け ポータルサイトの問合 せ対応

②周知資料の作成

福祉事務所向けポータルサイトで受領した福祉事務所及び福祉事務所システムベンダーからの問合せのうち、多くの福祉事務所から問合せを受けたもの及び多くの福祉事務所に関係するものについては、周知資料やFAQの作成に反映し、マス周知（全ての福祉事務所向け）を実施しました。

FAQの公開イメージ

電子証明書の発行キャンセルについて

発行チャネルの手数料や費用についてに状況により異なりますので、福祉事務所向ボーラートサイトにて、保険者名・福祉事務所名・キャンセル理由を記載のうえお問合せください。[詳細表示](#)

No.427 | 公開日:2023/10/14 11:10

健診情報登録における電子証明書の設定情報について

端末名等は電子証明書の利用に際して、ままであるため、受領された電子証明書をご使用いただくことが可能です。ただし、どの端末利用に転用した電子証明書をご設定できるように、「電子証明書の発行通知書」に「健診金銭用」と等の文言を複数いたぐる二対応をお願いいたします。[詳細表示](#)

No.404 | 公開日:2023/10/14 11:08

健診情報登録における電子証明書の発行経費について

電子証明書の発行費用は1回100円ですが、これは補助金の対象となります。よって、払込請求書が発行された時に記入いただき、その額、補助金申請等に対する対応をお願いいたします。なお、令和6年度からは運営負担の対象ではなく貢献負担金に含まれるかたとなりますので、追加請求や更なる電子証明書の発行(期間3ヶ月)では。[詳細表示](#)

No.425 | 公開日:2023/10/14 11:05

健診情報登録における電子証明書の発行経費について

払込請求書は、発行日と署名書類の翌月の初から支払金額からの返済書類へ同封するたまちで手元に保管ください。(例)令和6年1月に電子証明書の発行請求書を受領された場合、払込請求書は2月の月末に(月次)で支払います。なお、納付期限は発行通知書発行の翌月の月末となる予定です。なお払込請求書は各種事務書類と共に。[詳細表示](#)

No.424 | 公開日:2023/10/14 11:00 | 更新日:2023/10/14 17:45

【費用負担】令和6年度から負担する運営負担金の支払い方法は、月払いだけでしょうか？

月払いのほか、年払いでもお支払いいただけすることが可能です。なお、支払方法の選択については、4月ごろ旬刊「事務連絡」発行等にて、ご連絡させていただけます。[詳細表示](#)

No.190 | 公開日:2023/08/21 00:00 | 更新日:2023/08/21 00:00

【費用負担】令和6年度から負担する運営負担金に係る振込手数料はどちらの負担でしょうか？

振込手数料につきましては保護の実施機関においてご負担いただきますよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。[詳細表示](#)

Q 電子証明書の発行キャンセルについて

電子証明書の発行をキャンセルすることは可能でしょうか。その場合費用は発生するのでしょうか。

カテゴリー：トップカテゴリー > FAQ一覧
トップカテゴリー > システム改修に係るお問合せ > 電子証明書

A 回答

発行キャンセルの可否や費用についてもご状況により異なりますので、福祉事務所向けポータルサイトにて、保険者番号・福祉事務所名・キャンセル理由を記載のうえお問合せください。

周知資料の公開イメージ

5. Q&A（3／3）	
・続き。	
Q7.	10月からのデータ漏洩・問い合わせ等にいつから対応開始できるのか。 また、開始時期については、別途厚労省からの連絡を行われる方。
A7.	原則、令和5年1月4日（水）までの期間中に貴経営情報等の登録が開始できるよう、ご対応をお願いいたします。 登録開始可否となる時期については、厚生労働省社会・生涯開発課運営から相談事務所宛にメールカードを提出して交付する「中間サーバーへの貴経営情報等の登録許可」にて確認ください。 P7.2023年1月4日（水）までに登録できない場合は、令和5年4月には後に登録を行っていただくことがあります。
Q8.	医療扶助を受けていない場合やマイナンバーカードを取得していない場合で、当該被保護者は今回のデータ整備の対象に含まれるのか。
A8.	医療扶助を受けていない場合やマイナンバーカードを取得していない場合でも、データ整備の対象であり、中間サーバーに貴経営情報等を登録いたぐ必要があります。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に伴い、福祉事務所が委託先医療機関等の導入状況を容易に把握できるよう、厚労省HPにて「医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト」を公開しました。また、福祉事務所向けポータルサイトでも「医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト」が公開された旨の周知を行いました。

医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リストに係る周知

福祉事務所向けポータルサイト

Q 医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関・薬局リストの公開

<2024/3/11>

医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関・薬局リスト(Excel・CSVファイル)の最新版を厚生労働省HP([リンク](#))で公開しております。

今後は、厚生労働省HPでリストの更新を行います。

厚労省HP

医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト

医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関・薬局

対象医療機関・薬局については、徐々に拡大していく予定です。

- ◆ [医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト \[2.3MB\]](#)
- ◆ [医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト \(CSV\) \[2.6MB\]](#)

*本リストは、医療扶助オンライン資格確認利用設定機関数をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の医療機関・薬局の事情によって変わることがございます。また、詳細な対応状況については、お近くの福祉事務所へご確認ください。

医療扶助のオンライン資格確認 参加医療機関・薬局リスト						(2024年3月11日 現在)
No.	都道府県名	点数表	医療機関等コード	医療扶助オンライン資格確認の運用開始日	医療機関名称(カナ)	医療機関名称(漢字)
1	北海道	1	0110112489	2024/03/06	リゾートビーチ	リゾートビーチ
2	北海道	1	0110113982	2024/02/28	リゾートセレクションカナルビヨウ	リゾートセレクションカナルビヨウ
3	北海道	1	0110118027	2024/03/04	リゾートアドベンチャーグリーン	リゾートアドベンチャーグリーン
4	北海道	1	0110118415	2024/02/29	リゾートカネモリ	リゾートカネモリ
5	北海道	1	0110116522	2024/02/28	リゾートガーデンカネモリ	リゾートガーデンカネモリ
6	北海道	1	0110117702	2024/02/29	リゾートカネモリリゾート	リゾートカネモリリゾート
7	北海道	1	0110117975	2024/02/22	リゾートカネモリリマリオカ	リゾートカネモリリマリオカ
8	北海道	1	0110118015	2024/03/05	リゾートビーチ	リゾートビーチ
9	北海道	1	0110118064	2024/03/06	リゾートボイズミヨコウトカラニク	リゾートボイズミヨコウトカラニク
10	北海道	1	0110118494	2024/02/27	リゾートカナルビヨウ	リゾートカナルビヨウ
11	北海道	1	0110118700	2024/02/28	リゾートカナルビヨウ	リゾートカナルビヨウ
12	北海道	1	0110118809	2024/02/16	リゾートガーデンカナルビヨウ	リゾートガーデンカナルビヨウ
13	北海道	1	0110119013	2024/02/28	リゾートカナルビヨウ	リゾートカナルビヨウ

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

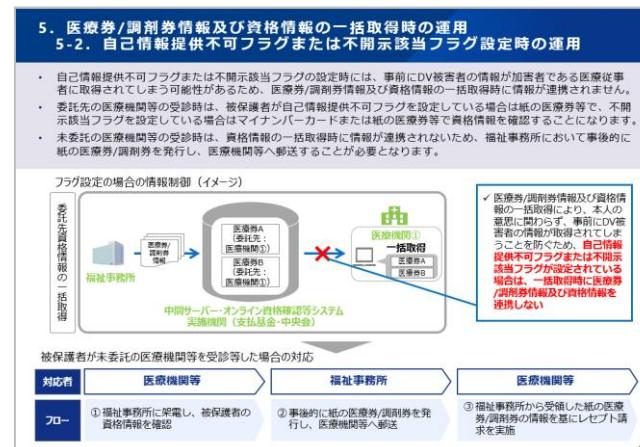
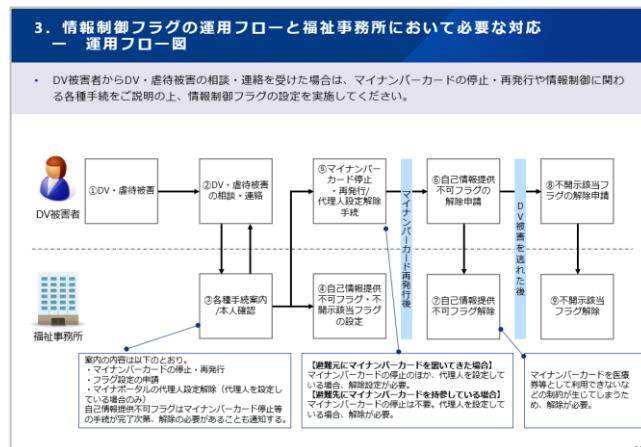
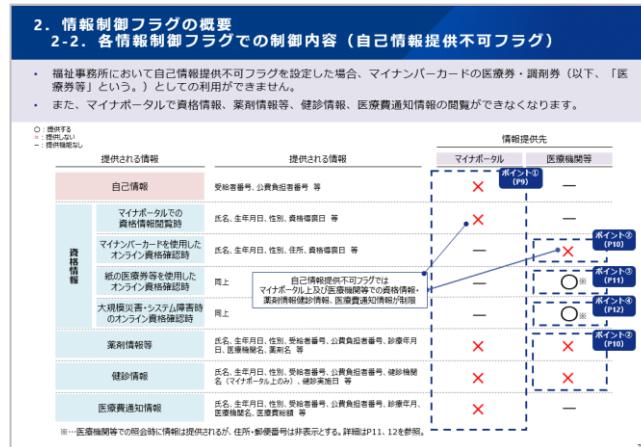
①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

②周知資料の作成

DV・虐待等被害者（以下、「DV被害者」という。）に関して、マイナポータルでの情報閲覧に制限を掛ける必要がある場合の対応を示す資料「医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料_Ver1.1」を作成しました。本資料では、情報制御に関するフラグの概要及び福祉事務所における運用フローの概要を示しています。さらに、被保護者向けのリーフレットを別紙として作成しました。本リーフレットは、福祉事務所から被保護者に対する説明資料として配布され、当該情報制御に関する説明を行うためのものです。

医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料の作成（1/2）

医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

前頁の続き

医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料の作成（2/2）

福祉事務所向け国民配布用リーフレット DV・虐待等被害者の保護

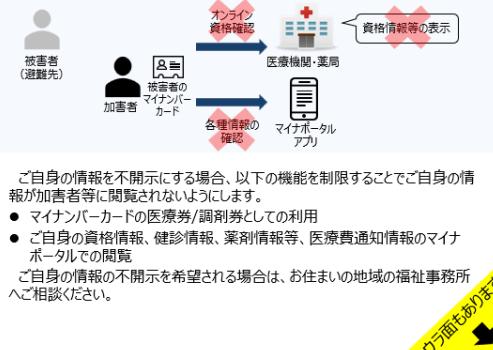
オンライン資格確認におけるDVや虐待等を受けた方の保護に関するお知らせ

「医療扶助のオンライン資格確認」では…

- 医療機関・薬局の窓口において、マイナンバーカードで資格情報の確認を行うことで、医療券/調剤券として利用できるようになります。また、本人の同意があった場合には、医療従事者が健診情報や薬剤情報等の閲覧が可能になります。
- ご自宅等のパソコンやスマートフォンから、マイナポータルを通じて、ご自身の資格情報や健診情報、薬剤情報等を閲覧できるようになります。

DVや虐待等を受けた方は福祉事務所へご相談ください

「マイナンバーカードを、DVや虐待の加害者、その関係者等が所持している」、「医療機関・薬局に勤務する医療従事者等が加害者等である」などの場合、加害者等にご自身の情報を閲覧されないように不開示することができます。



マイナンバーカードを発行されている方のご対応

● マイナンバーカードの停止・再発行

マイナンバーカードを取得し、避難元へ置いてきてしまった場合は、ご自身でマイナンバーカードの利用停止を行う必要がありますので、下記までご相談ください。
※マイナンバー総合フリーダイヤル電話（0120-95-0178）

● マイナポータルの代理人設定解除（加害者を代理人設定している場合）

ご自身のマイナンバーカードの代理人を加害者に設定している場合、加害者にご自身の情報を閲覧される可能性があります。マイナンバーカードの所有者に関わらず、マイナポータルから代理人の解除を行う必要があります。解除方法の詳細はマイナポータル内の「代理人を解除する」をご確認ください。

DVや虐待等の被害がなくなり閲覧制限が不要になったら

お手続きを実施した福祉事務所へ、閲覧制限が不要となったことをご連絡ください。

福祉事務所向け国民配布用リーフレット 健診情報の引継ぎ

健診情報の引継ぎに関するお知らせ

健診情報の引継ぎとは？

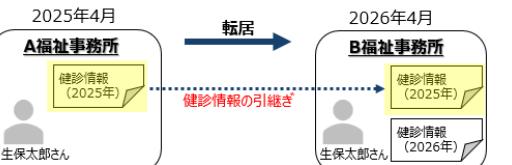
生活保護を受給されている方が、転居に伴って、別の地域の福祉事務所で生活保護を受給されることになった場合、転居前の地域で受診した健診の情報を、転居前の地域の福祉事務所から、転居後の地域の福祉事務所に引き継ぐことができます。

引継ぎの対象者と対象の健診情報

引継ぎの対象者は、生活保護を受給されており、転居に伴い、生活保護を受給する福祉事務所が変更となる方です。

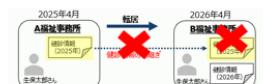
また、対象となる健診情報は、2024年4月以降に健康増進法に基づき実施される健診情報です。

健診情報の引継ぎのイメージ



健診情報の引継ぎを希望しない場合

やむを得ない理由等で、健診情報の引継ぎを希望しない場合は、現在お住まいの地域の福祉事務所へご相談ください。



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

令和5年10月の資格情報の初回登録に向けて、福祉事務所に対応いただくための資格情報等登録に係る事前準備を促すため、令和5年4月から8月までの間、月次で福祉事務所向けポータルサイトメールを活用し、福祉事務所へのリマインドを実施しました。

資格情報等登録に係る事前準備のリマインド

福祉事務所宛の資格情報等登録に係る 事前準備の月次リマインドメール

【福祉事務所向けポータルサイト】データ整備に関する公開資料の再確認のお願い

welfare-servicedesk 完成

福祉事務所向けポータルサイトご登録ユーザー 各位

日頃より医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けてご対応いただきありがとうございます。
福祉事務所向けポータルサイトサービスデスクでございます。

令和5年10月に開始予定である医療保険者等向け中間サーバー等への個人番号や受給者番号を含む資格情報等の登録作業に向け、福祉事務所様にてご対応いただく必要がある事前準備について、下記の資料を改めてご案内いたしますので、ご確認をお願いいたします。

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について
- 資料
 - 【事務連絡】医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について（令和5年1月13日 厚生労働省社会・援護局発出）
※ 厚生労働省から発出されております上記の事務連絡のご確認を改めてお願いいたします。
 - 概要
 - 医療保険者等向け中間サーバー等へ個人番号や受給者番号を含む資格情報等を登録する際に、福祉事務所様にてご対応が必要となる事項及び留意点をまとめた事務連絡
- 加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧(添付ファイルダウンロードページ)
 - 資料添付先
 - お知らせリンク
 - 概要
 - 医療保険者等向け中間サーバー等への加入者情報登録ファイルの登録にあたり、加入者情報登録ファイルで想定される主な誤記入例及び記入ルールをまとめた一覧表

※本お知らせに関するご不明点やご質問につきましては、こちらのメールアドレスへの返信ではなく、福祉事務所向けポータルサイトからお問い合わせください。

福祉事務所向けポータルサイトサービスデスク

添付資料 「医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた 資格情報等の登録準備について」

4 福祉事務所等における福祉事務所システム内のデータの整備において必要な対応
以下の（1）～（6）の対応が必要となる。

（1）個人番号の真正性の確保
① 概要
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について
一ページ
このた
事務所等
る方針が
その際
た場合、
わざとされ
がある。

都道府県
各 指定都市 民生主旨管部（局）長 懇
中 核 市

厚生労働省社会・援護局医療扶助課
(公 印 省 略)

（2）対応
福
本音
届け
確実
※

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について
平素より生活保護行政の推進に御尽力を賜り、御礼申し上げます。
医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たっては、福祉事務所又は都道府県市本庁（以下、「福祉事務所等」という。）から医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）へ、個人番号や受給者番号を含む資格情報等（加入者情報、医療券、調剤券情報等）を登録する必要があります。
この点について、福祉事務所等において対応が必要となる事項及び留意点を、下記のとおりお知らせするので、御了知いただき、皆内で実施機関に周知いただくようお願いいたします。合わせて、資格情報等の登録準備について御協力をお願いします。

記

1 概旨・目的
医療扶助のオンライン資格確認の導入においては、福祉事務所から中間サーバーへ個人番号や受給者番号を含む資格情報等（加入者情報、医療券、調剤券情報等）を登録する必要があります。
この点、中間サーバーへ資格情報等の登録を行う際に、誤った個人番号や受給者番号を登録した場合には、医療機関等やマイナポータルにおいて当該情報に絞られた別の被保護者の資格情報等が表示される恐れがある。また、正しい個人番号や受給者番号にて登録が行われた場合でも、その他のインターネット項目に不適切なデータが設定されている場合には、医療機関等やマイナポータルに不適切なデータが表示され、被保護者が誤った情報を閲覧することが可能となってしまう恐れがある。
中間サーバーへ登録を行うデータの整備については相前の時間がかかることが見込まれるため、早期に着手を行い、令和6年2月からの検証運用、令和6年3月からの本格運用が確実に開始されるよう準備を進める必要がある。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

福祉事務所から医療機関等における医療扶助のオンライン資格確認の導入を促進するため、地域の医療機関等に対して医療扶助のオンライン資格確認に係る制度を周知するためのガイドラインを作成しました。本ガイドラインでは、医療機関等の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた周知ポイント（導入におけるメリット、導入に置ける懸念点の解消 等）を示しています。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け説明のガイドライン

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた 医療機関・薬局向け説明のガイドライン

2. 医療機関・薬局の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた 周知ポイント

- 医療機関等において医療扶助のオンライン資格確認を導入いただくには、医療機関等における導入メリットを把握いただくとともに、導入ハードルとなる対応負荷・費用等の増加に関する懸念点を解消いただくことが必要です。
- 以下に、医療機関等に対して医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する周知ポイントを整理しておりますので、周知いただく際にご留意ください。

周知ポイント

メリットの把握	医療扶助 独自メリット
オンライン資格確認 のメリット拡大	①未委託の医療機関・薬局の受診等を漏らさず検知し、医療扶助の利用可否の確実な確認が可能となること、②資格情報等一括取得により、被保護者の再来院等なしで事後に登録された情報の確認が可能となることが、医療扶助のオンライン資格確認の独自メリットとなります。
導入コストの削減	・ 対象者が医療扶助の被保護者から、被保護者に拡大され、医療機関等で被保護者の診療情報、薬剤情報等を閲覧可能となり、より良い医療の提供につながります。 ・ 資格情報を即時にシステムで確認・取得することが可能になり、窓口の入力の手間が減ると同時に、入力ミスによる資格過誤を原因とするセレクト返戻も減ります。
導入時の作業負担の 軽減	・ 医療保険のオンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤を活用することで、新たな機器の調達やシステムの刷新が不要であり、また医療扶助のオンライン資格確認導入に係る補助金申請も可能です。
導入後の業務負荷	・ 他のオンライン資格確認関連施策（電子処方箋、訪問診療等）の導入時期が重なり、各種テスト等を同時に実施することで作業負担が軽減される可能性があります。 ・ 追加で変更となる業務は「委託先情報の一括取得」のみを想定しており、画面表示の内容が一部異なる場合（未委託医療機関における表示等）がありますが、大きな業務の変更はないことから、導入後の業務負荷は増えません。

※医療扶助のオンライン資格確認をレセプトコンピューターと連携させる場合は、医療機関等のレセプトコンピューターシステムを改修いただく必要があります。

医療機関・薬局向けの医療扶助の オンライン資格確認導入の手引き（周知ポイント付）

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に際して

- 医療保険のオンライン資格確認に対応システムの活用や、医療扶助のオンライン資格確認の導入によるメリット、懸念点の解消に関する事項をまとめています。
【周知ポイント】
医療扶助のオンライン資格確認の導入によるメリット、懸念点の解消に関する事項をまとめています。
いずれも導入検討に当たって、医療機関等がもっとも关心を持つポイントとなっています。
- 医療扶助のオンライン資格確認を導入する際の関連施策（医療扶助のオンライン資格確認導入に係る対応）
- ほかのオンライン資格確認の関連施策（医療扶助のオンライン資格確認導入と同時並行で進めることにより対応）

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入時のポイント

- ① 医療保険のオンライン資格確認対応の医療機関等システム基盤活用等で導入コストが削減可能
【周知ポイント】
機器やシステム導入コストについて、システム事業者に導入場所での立ち会い等のオプションを要望した場合に別途費用が追加されることもあるため、導入時に必要とされる対応内容については、あらかじめシステム事業者とご相談いただくことがあります。
- ② 医療扶助のオンライン資格確認における独自リットが享受可能
【周知ポイント】
機器やシステム導入コストについて、システム事業者に導入場所での立ち会い等のオプションを要望した場合に別途費用が追加されることもあるため、導入時に必要とされる対応内容については、あらかじめシステム事業者とご相談いただくことがあります。
- ③ 関連施策との同時並行作業により作業負担が軽減可能
【扶助独自のメリット】
ほかのオンライン資格確認関連施策（電子処方箋、訪問診療等）と導入時期が重なるため、各種テスト等を同時に実施することが可能になる場合がある

※1 システム事業者へ求めるオプション内容（立会い要望など）などで導入時の費用が発生しますので、導入時に必要とされる対応内容について、システム事業者とご相談ください。
※2 各種テスト等の同時並行作業の実施に当たっては、ほかのオンライン資格確認関連施策のスケジュールを確認の上、システム事業者と調整していく必要があります。

※3 医療扶助のオンライン資格確認をレセプトコンピューターと連携させる場合は、医療機関等のレセプトコンピューターシステムを改修いただく必要があります。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報 2.2.2. 周知資料の作成

2.2.3. 周知資料の作成

被保護者の資格情報（医療券・調剤券情報を含む）について、真正性を確保したうえで、正確に登録いただくための手引きを作成しました。本手引きには、資格情報等の登録に係る基本的な流れや注意事項などを詳細に説明しています。さらに、資格情報の登録に必要な対応事項を確認するための「データ整備のチェックリスト」も作成しました。本チェックリストは、各福祉事務所がデータ整備に必要な対応を確実に実施するためのものであり、対応後に提出していただくことで、福祉事務所のデータ整備の対応を確実に実施したことを確認しました。

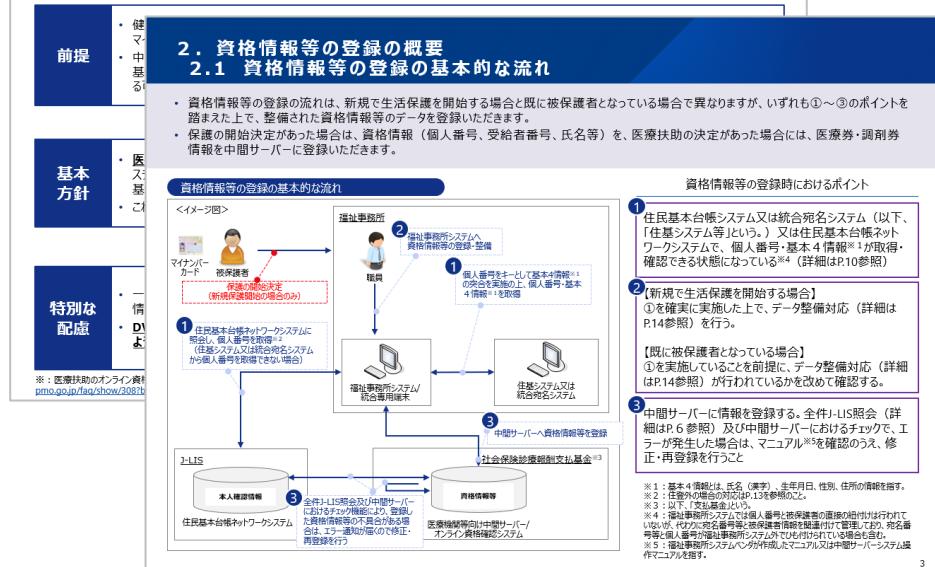
資格情報等登録の手引き/データ整備に係るチェックリスト

資格情報等登録の手引き

3. 資格情報等の登録のポイント

3.1 資格情報等登録の基本方針：住基情報の登録

- ・中間サーバーへの資格情報等の登録に当たっては、住基システム等又是住民基本台帳ネットワークシステムから個人番号をキーハした基本4情報の照会を行い、一致する情報を登録していく必要があります。
 - ・特別な配慮が必要なDVU-虐待等被害者の方には、自己情報提供不可フラグ及び不開示該当フラグの設定による対応をお願いいたします。



資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト（記入例）

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

医療保険における中間サーバーへの加入者情報登録時に発生した誤入力ケースを参考に、福祉事務所の資格情報等の登録における誤登録の防止を目的として、誤記入例及び誤登録例を一覧化し、福祉事務所へ展開しました。

加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルールの展開

加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧

登録項目	登録名	誤入力例/記入ルール	事由	事由 (H_1_登録名 (全角/半角) を選択する)
1. 加入者本情報	保健者コード	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードを入力) 鍵入力例	保健山口人保00000000000000000000000000000000
2. 加入者本情報	姓・名・性別	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓・名・性別を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
3. 加入者本情報	氏名 (姓別記入) / 住所 (本の名)	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓別記入の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
4. 加入者本情報	氏名 (姓別記入) / 住所 (本の名)	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓別記入の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
5. 加入者本情報	氏名 (姓別記入) / 住所 (本の名)	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓別記入の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
6. 加入者本情報	氏名 (姓別記入) / 住所 (本の名)	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓別記入の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
7. 加入者本情報	氏名 (姓別記入) / 住所 (本の名)	記入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓別記入の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
8. 加入者本情報	氏名 (姓別記入) / 住所 (本の名)	記入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓別記入の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
9. 加入者本情報	氏名 (姓別記入) / 住所 (本の名) / カテ	記入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓別記入の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
10. 加入者本情報	氏名 (姓別記入) / 住所 (本の名) / カテ	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の姓別記入の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
11. 加入者本情報	生年月日	鍵入力例 2000/1/1/1	事由 (H_1_生年月日が「2000/1/1/1」と記入されている)	2000/1/1/1
12. 加入者本情報	住所	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
13. 加入者本情報	住所	鍵入力例 ■(空欄)	事由 (H_1_保健者コードと同一の住所を登録している)	■(空欄)
14. 加入者本情報	住所	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
15. 加入者本情報	住所	記入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健者コードと同一の住所を登録している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
16. 加入者本情報	郵便番号	鍵入力例 111-1111	事由 (H_1_郵便番号が「111-1111」と記入されている)	111-1111
17. 加入者本情報	郵便番号	鍵入力例 00000-0000	事由 (H_1_郵便番号が「00000-0000」と記入されている)	00000-0000
18. 加入者本情報	自治体/保健所名	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健所名を記入している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
19. 加入者本情報	自治体/保健所名	鍵入力例 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健所名を記入している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
20. 加入者本情報	自治体/保健所名	記入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_保健所名を記入している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
21. 加入者本情報	自治体/保健所名	鍵入力例 00000-0000	事由 (H_1_保健所名が「00000-0000」と記入されている)	00000-0000
22. 加入者本情報	自治体/保健所名	鍵入力例 1234567890	事由 (H_1_保健所名が「1234567890」と記入されている)	1234567890
23. 加入者本情報	受託者番号	鍵入力例 00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号を記入している)	00000000000000000000000000000000
24. 加入者本情報	受託者番号	鍵入力例 00000000	事由 (H_1_受託者番号が「00000000」と記入されている)	00000000
25. 加入者本情報	受託者番号	鍵入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号を記入している)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
26. 加入者本情報	受託者番号	鍵入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号が「00000000000000000000000000000000」と記入されている)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
27. 加入者本情報	受託者番号	鍵入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号が「00000000000000000000000000000000」と記入されている)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
28. 加入者本情報	受託者番号	鍵入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号が「00000000000000000000000000000000」と記入されている)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
29. 加入者本情報	受託者番号	鍵入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号が「00000000000000000000000000000000」と記入されている)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
30. 加入者本情報	受託者番号	鍵入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号が「00000000000000000000000000000000」と記入されている)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
31. 加入者本情報	受託者番号	鍵入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号が「00000000000000000000000000000000」と記入されている)	保健山口人保00000000000000000000000000000000
32. 加入者本情報	受託者番号	鍵入ルール 保健山口人保00000000000000000000000000000000	事由 (H_1_受託者番号が「00000000000000000000000000000000」と記入されている)	保健山口人保00000000000000000000000000000000

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報 2.2.2. 周知資料の作成

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

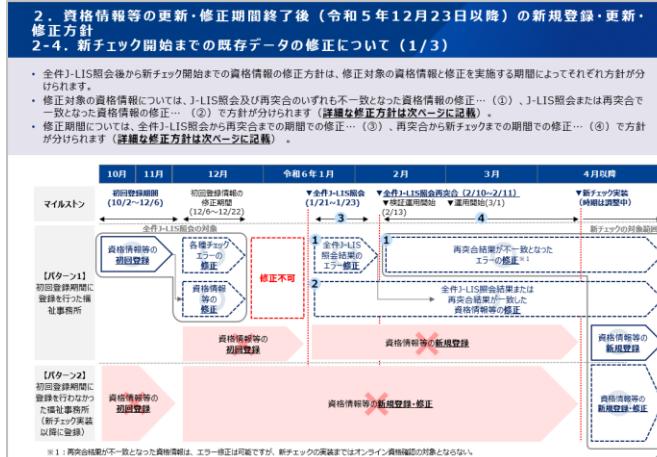
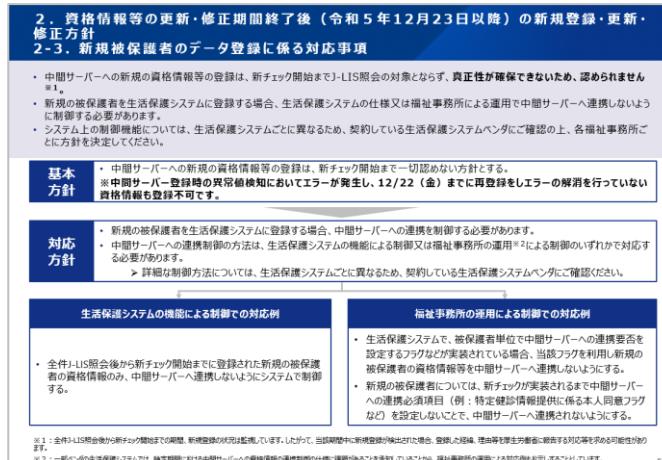
②周知資料の作成

令和6年1月21日から1月23日に実施する全件J-LIS照会前までに、中間サーバーに資格情報等を登録した福祉事務所向けに、全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針を示す資料を作成しました。

全件J-LIS照会を実施し、真正性を確保した資格情報のみをオンライン資格確認の対象とする方針であることから、新規データについては、中間サーバーに一定期間連携しないようにしていただく必要がある旨の周知を行いました。

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針に係る周知

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

被保護者におけるマイナンバーカードにおけるオンライン資格確認の利用促進を目的とした、福祉事務所から被保護者に配布するリーフレットを作成しました。本リーフレットでは、「マイナンバーカードが医療券・調剤券として利用できること」「「医療扶助のオンライン資格確認における被保護者向けのメリット」「マイナンバーカードの医療券・調剤券利用に係る申込手順」等を示しています。

福祉事務所向け国民配布用リーフレット

利用申込受付中！

マイナンバーカードが 医療券・調剤券として 利用できます！

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

厚生労働省

スッと置いて
ピッタリ認証！

医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真是機器に保存されません。

顔認証付きカードリーダー
医療機関・薬局の受付

どんないいことがあるの？

より良い医療が
可能に！
本人が同意すれば、
初めての医療機関でも、
今までに使った薬剤情報・診療情報等が
医師等と共有できる！

自身の健康管理に
役立つ！
マイボーネルで
自身の薬剤情報・診療情報等が
閲覧できる！

医療券・調剤券として
使える！
紙の医療券・調剤券が
電子化されることにより、
管理に関する負担の軽減や、
紛失等による再発行手続きが
不要になる！

※：マイナンバーカードの医療券・調剤券利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱ってはなりません。また、ご自身の診療情報をマイナンバーと一緒にすることはできません。
※：急遽した事由その他やむを得ない事情がある場合には、従来の紙の医療券・調剤券により医療機関等を受診することになります。

クラウドも見てね！

利用には申込が必要です 申込はカンタン！

●スマートフォンからマイナポータルで申込

まずは必要なものをチェック！

- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読み取り対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 ●「マイナポータル」を起動する。

STEP2 ●「利用を申し込む」を押す。
※医療券・調剤券利用申込も、本手順で実施。

STEP3 ●利用規約などを確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 ●マイナンバーカードを読み取る。
数字暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにびったり当てて、読み取り開始ボタンを押します

申込完了!!

●医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーやセブン銀行ATMでも申込できる！

マイナンバーカードで医療券・調剤券が確認できる仕組み

お住まいの地域の福祉事務所の職員が、生活保護受給者の情報や医療券・調剤券情報を事前に管理システムへ登録することで、医療機関・薬局において、生活保護受給者の資格情報、医療券・調剤券情報のほか、本人の同意があれば、診療情報や薬剤情報、健診情報が確認できます。

1 福祉事務所職員が管理システムへ生活保護受給者の情報を登録する

2 医療機関・薬局で情報を閲覧できる

**申込方法は
特設ページでも
確認できます！**

**マイナポータル
0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間
(年末年始を除く)
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

被保護者が医療機関等で医療扶助におけるオンライン資格確認を行うことによって生成されるログ情報（以下、「オンライン資格確認実績ログ」という）の活用方法を示す手引きを作成しました。オンライン資格確認実績ログを活用することで、頻回受診傾向がある被保護者や未委託の医療機関等への受診者の一次スクリーニングに役立つ情報が得られ、早期発見が期待できる旨を周知しました。

オンライン資格確認実績ログの活用に係る福祉事務所向け手引き

オンライン資格確認実績ログの活用方法の説明

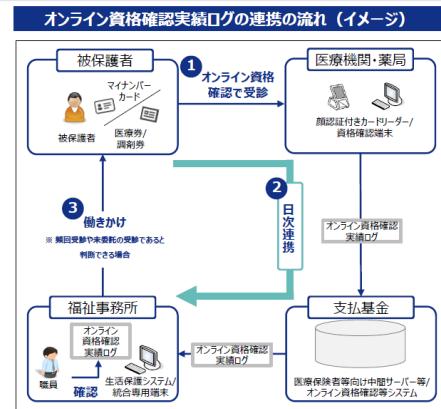
2. オンライン資格確認実績ログとは

- オンライン資格確認実績ログとは、医療機関等が行った資格確認の実績を記録したログ情報です。
- オンライン資格確認実績ログには、資格確認を実施した医療機関コード、被保護者の公費負担者番号及び受給者番号、資格確認時の日付、資格確認方法、委託有無などが含まれています。
- 生活保護システム又は統合専用端末では医療機関等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）からオンライン資格確認実績ログを日次で取得することができます。

オンライン資格確認実績ログのデータ項目※1

#	データ項目	項目説明
1	被保険者コード	自治体又は福祉事務所の被保険者コードが設定される。
2	公費負担者番号	資格情報内の公費負担者番号が設定される。
3	受給者番号	資格情報内の受給者番号が設定される。
4	医療機関コード	資格確認を行った医療機関コードが設定される。
5	資格確認時の指定日付	資格確認が行われた際に指定された日付（年月日）が設定される。
6	資格確認方法	資格確認の方法が設定される。 01：マイナンバーカードによる単件照会 ※処理時に被保護者が確実に来院/来局 02：受給者番号等による単件照会 ※処理時に被保護者の来院/来局などで実施 03：受給者番号等による括弧照会 ※処理時に被保護者の来院/来局などで実施 04：医療機関コードによる括弧照会 ※処理時に被保護者の来院/来局などで実施
7	処理日時	資格確認が行われた処理日時が設定される。
8	委託有無	資格確認が行われた医療機関等の委託有無（医療券/調剤券情報が登録されていたか）が設定される。

※ 1：オンライン資格確認実績ログで連携されるデータ項目の詳細については、「医療保険者等向け中間サーバー等向け外部インターフェイス仕様書」（[リンク](#)）をご確認ください。

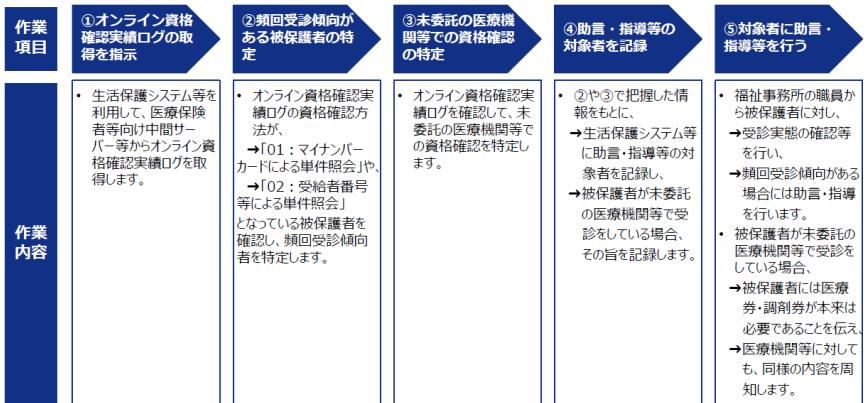


3

4. オンライン資格確認実績ログの活用における福祉事務所の業務フロー

- オンライン資格確認実績ログの活用における福祉事務所の業務フローは以下の通りです。
- オンライン資格確認実績ログを取得し、必要に応じて受診実態の確認等を行ったうえで、頻回受診傾向がある被保護者に助言・指導等を行うべきか判断します。

オンライン資格確認実績ログの確認における福祉事務所の業務フロー



5

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

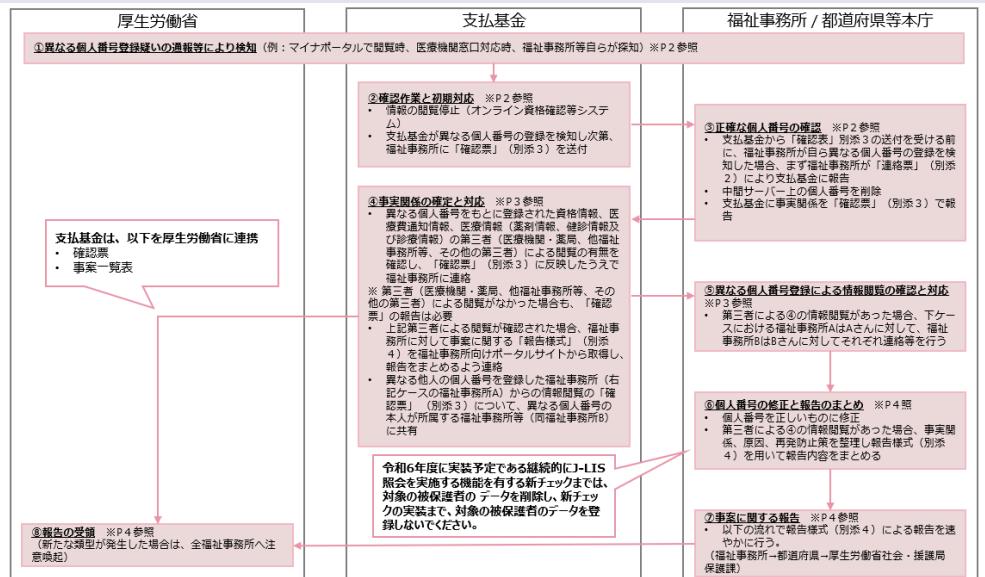
中間サーバーに登録した被保護者の資格情報について、異なる個人番号が登録されていること（個人番号の紐づけ誤り）を検知した場合の福祉事務所の対応手順を示す周知資料案を作成のうえ、貴省に連携しました。

異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順を示す周知資料

異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順

異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順

- 異なる個人番号が登録されていることを検知した場合は、以下のような枠組みで事実関係を把握し公表対応する。



※報告の受取 ※P4参照

新たな類型が発生した場合は、全福祉事務所へ注意喚起

福祉事務所が自ら異なる個人番号の誤登録を検知した事案の連絡票

別添4	年 月 日
● ● 御中	
福祉事務所名 担当部署 担当者 連絡先（TEL： （e-mail：）	
医療保険者等向け中間サーバーへの異なる個人番号の登録事案の報告について	
令和6年3月XX日付通知に基づき、下記のとおり報告します。	
①事案の概要 ※検知日、検知に至る根拠を含む	検知日： 年 月 日
<「資格情報」について> <ul style="list-style-type: none">□ 医療機関・業局担当者の閲覧あり（患者の受診時等）□ 他福祉事務所等の閲覧あり□ 上記以外の第三者による閲覧あり・ 上記以外の第三者による閲覧がある場合、具体的な閲覧者	
<「医療情報（薬剤情報・健診等情報・診療情報）」の閲覧について> <ul style="list-style-type: none">□ 医療機関・業局担当者の閲覧あり□ 他福祉事務所等の閲覧あり□ 上記以外の第三者による閲覧あり・ 上記以外の第三者による閲覧がある場合、具体的な閲覧者	
<「医療通知情報」について> <ul style="list-style-type: none">□ マイナポータルでの第三者による閲覧あり・ マイナポータルでの第三者による閲覧がある場合、具体的な閲覧者	
②影響範囲 ※該当する項目のみチェック	③本人（閲覧された者）への対応等 有無：□ 対応済（対応中） □ 対応予定 □ 予定なし 方法：
※連絡の有無及び対応内容を含む	
④情報の閲覧者への対応等 有無：□ 対応済（対応中） □ 対応予定 □ 予定なし 方法：	

2. 周知広報

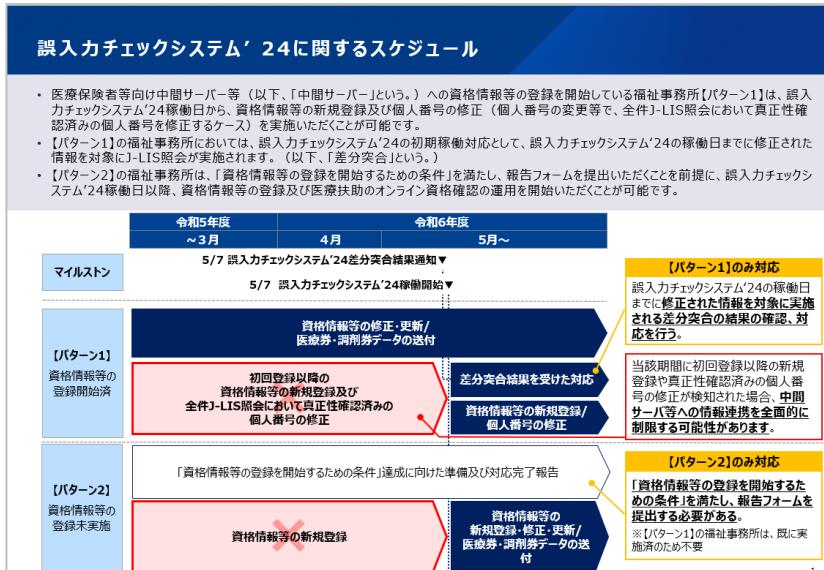
2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

令和6年5月7日から稼働する誤入力チェックシステム'24に伴い、福祉事務所別（導入済み福祉事務所、未導入福祉事務所）の資格情報等の登録・修正方針に係る周知資料案を作成のうえ、貴省に連携しました。

誤入力チェックシステム'24'の稼働に向けた対応に係る周知

誤入力チェックシステム'24'の稼働に向けた対応について



パターン1の福祉事務所の対応について

- 〔パターン1〕の福祉事務所は、誤入力チェックシステム'24の稼働日までは引き続き、令和5年12月21日付け事務連絡「医療扶助のオンライン資格確認等の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について（依頼）」（厚生労働省社会・援護局保健課 発出）に沿って、資格情報等の新規登録及び個人番号の修正対応を行わないようにしてください。
- 個人カラカルシステム'24の稼働日までに修正されたデータを対象とした修正実施の差分合算の結果を確認し、データ修正及び閾値停止解除を実施いただく必要があります。
- 誤入力チェックシステム'24の稼働日以降、資格情報等の新規登録及び個人番号の修正が可能です。

パターン1の福祉事務所の対応

- | 令和5年度 | 4月 | 令和6年度 | 5月~ |
|--------|--|-------|-----|
| マイルストン | 5/7 誤入力チェックシステム'24差分合算結果通知▼
5/7 誤入力チェックシステム'24稼働開始▼ | | |
- 〔パターン1〕 資格情報等の新規登録及び個人番号の修正**
- ① 初回登録以降の資格情報等の新規登録及び個人番号の修正
② 差分合算結果を受けた対応
③ 資格情報等の新規登録/個人番号の修正
- 令和5年12月21日付け事務連絡「医療扶助のオンライン資格確認等の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について（依頼）」に沿って、資格情報等の新規登録及び個人番号の修正対応（「個人カラカルシステム'24の稼働日までに修正されたデータを対象とした修正実施の差分合算の結果を確認し、データ修正及び閾値停止解除を実施いただく必要があります。」）を行わないようして下さい。
 - 医療扶助の運営実績による個人番号の修正（基本：保健、医療券、調剤券）の修正が2度以上ある場合は、個人カラカルシステム'24の稼働日までに中間サーバーへ差分合算結果を提出して修正実施が済んでいない場合は、当該基準の範囲で修正が可能です。
個人カラカルシステム'24の稼働日までに、新規登録及びJ-LIS照会にて修正性確認済みの個人番号の修正をしたことが検知された場合、当該基準の範囲で修正が可能です。
 - 誤入力チェックシステム'24稼働日までに、基本情報（長名、氏名カタカナ、生年月日、性別、住所、公費負担番号、発給者番号）が更新されたデータについて、J-LIS照会を行なう。
J-LIS照会については、令和5年12月21日付け事務連絡「医療扶助のオンライン資格確認等の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について（依頼）」の別途表示したものと同様の基準で実施。
 - 誤入力チェックシステム'24稼働開始の際は、先述の基準で閾値停止解除の申請をするのではなく、誤入力チェックシステム'24を利用しての閾値停止解除処理となる。
 - 中間サーバーへの資格情報等の新規登録及び個人番号の修正可否。
 - 誤入力チェックシステム'24の稼働開始直後には、新規登録を行った場合、自動的に誤入力チェックシステム'24によるJ-LIS照会が実施されるが、中間サーバーへの資格情報等の新規登録に伴う個人番号を含むデータの修正性を実施し複数回実施される可能性がある。

パターン2の福祉事務所の対応について

- 〔パターン2〕の福祉事務所は、資格情報等の登録を開始するための条件に応じて登録を実施した旨を報告することをもって、誤入力チェックシステム'24の稼働日以降、資格情報等の新規登録・修正・更新、医療券・調剤券データの送付が可能です。（厚生労働省の許可連絡はございません。）

パターン2の福祉事務所の対応

- | 令和5年度 | 4月 | 令和6年度 | 5月~ |
|--------|-------------------------|-------|-----|
| マイルストン | 5/7 誤入力チェックシステム'24稼働開始▼ | | |
- 〔パターン2〕 資格情報等の新規登録**
- ① 資格情報等の登録を開始するための条件達成に向けた準備及び対応完了報告
② 資格情報等の新規登録
- 以下の資格情報等の登録を開始するための条件に応じて実施し、報告フォームで報告する。
 - 外見検査（顔写真）、外見認証テスト（本職確認）の実施
 - データ登録のエラーカウント（誤りの箇所）の実施
(※) 具体的には以下のようになります。
①データ登録のエラーカウント:txtxの項目が「0」の状態
②外見検査:顔写真と本職確認の一致率
③本職確認:登録された個人番号と登録データに既存していないことを確認済みである
④誤りの箇所:登録された個人番号と登録データに既存していないことを確認済みである。
【回答用紙】
https://mhhs-digital-pmlo.digital-pmlo.go.jp/helpdesk/?category_id=231&faq_idsite_domain=welfare
※回答用紙に記載する事務所名を記入する際は、[ボックス]内にマークする必要があります。
 - 誤入力チェックシステム'24の稼働日で、資格情報等の登録は引き続き行われないようする。
 - 誤入力チェックシステム'24の稼働日を提出済みの場合、フォーム提出によって、資格情報等の登録を開始することが可能。（登録実施前の厚生労働省の許可連絡はない。）
 - 誤入力チェックシステム'24の稼働開始以前にも新規登録・更新登録を行なった場合、自動的に誤入力チェックシステム'24によるJ-LIS照会が実施されるが、中間サーバーへの資格情報等の登録に伴う個人番号を含むデータの修正性を実施し複数回実施される可能性がある。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

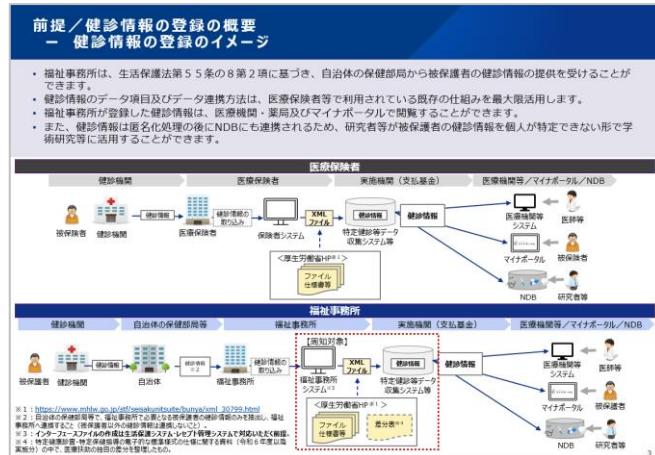
福祉事務所が健診情報の登録に係る対応の概要及びスケジュールを示す資料を更新しました。本資料では、健診情報の利用目的などを説明しつつ、福祉事務所に対する適切な対応を推進するための周知を行いました。

さらに、令和6年度以降の特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準フォーマットに関する資料において、医療扶助（福祉事務所）に関連する変更点を整理した差分表についても更新しました。

健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料/差分表

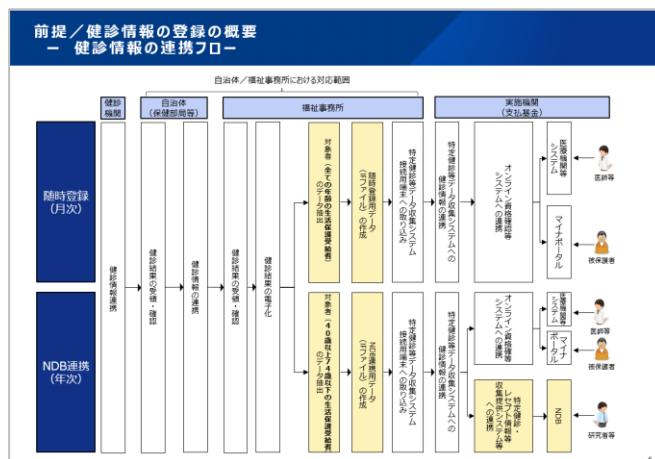
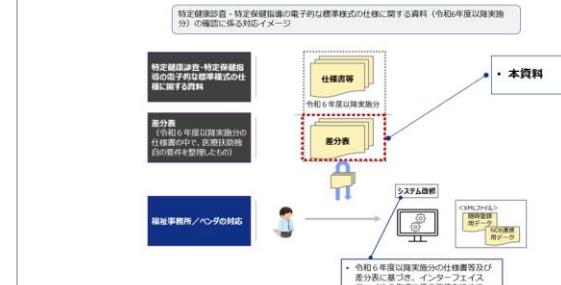
健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料

差分表



差分表の概要 差分表の位置づけ

- 健診情報の登録に係る周知資料で整理した「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（令和6年度以降実施分）」の中に、「差分表」として整理した資料が本資料を指します。
- 「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（令和6年度以降実施分）」の中で、医療扶助（福祉事務所）に係る差分を整理したものです。



差分表の概要 差分表の読み方（例：交換用基本情報ファイル仕様説明書）（1/2）

- 本資料（差分表）においては、「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（令和6年度以降実施分）」のうち、仕様説明書内のデータ項目及びサンプルXMLの差分を整理し、医療扶助（福祉事務所）における独自要件を記載しています。

資料No.	資料名	対象
(A)	特定健康・特定保健指導 交換用基本情報ファイル仕様説明書	健診・保健指導機関等・医療保険者
(B)	特定健康・特定保健指導 交換用基本情報ファイル仕様説明書	医療扶助（福祉事務所）

1-1 特定健康・特定保健指導 交換用基本情報ファイル仕様説明書

次回

- はじめに
 - 目的
 - 参考資料
- XML仕様
 - 交換用基本情報(indexAnnual)
 - 作成年月日
 - オブジェクト識別子
- コード表
- ODF仕様
- サンプルXML

・交換用基本情報ファイルに記載するデータ項目が整理されている

・次回の1-5に基づきファイルを作成した際のサンプルXMLのイメージ

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料」に記載している福祉事務所の対応事項「電子証明書の申請・設定」を行うに当たり、福祉事務所に対応いただきたい内容（情報提供用Excel資料のご提供）について説明する資料を公開しました。

本資料を基に福祉事務所からご提供いただいた情報を踏まえ、電子証明書の流用可否判断・お知らせを各自治体/福祉事務所へ行うとともに、電子証明書を流用できない場合は、支払基金において、電子証明書の一括申請を実施しました。

健診情報登録における電子証明書発行申請に係る周知資料

電子証明書の発行申請及び流用に係る説明

情報提供Excelの記入方法

2. 健診情報の登録の概要 2.2 電子証明書の発行申請

- 健診情報の登録を行うためには、電子証明書の発行申請をし、特定健診等データ収集システムへ接続する必要があります。
- 条件を満たす場合は、レセプトのオンライン請求に用いている電子証明書を健診情報の登録に流用することが可能になります（詳細については、次ページ以降で説明）。
- 電子証明書の発行申請は、通常は各福祉事務所からおこなっていただけます。必要な場合は、今向けて情報提供用のExcel資料の作成を厚生労働省で実施します。

健診情報の登録に係る電子証明書の発行申請

3. 健診情報の登録に係る電子証明書の発行申請 3.2 バターン別の電子証明書の発行申請要否の考え方：電子証明書の流用条件

- オンライン請求の電子証明書を流用できるのは、以下の①～③の条件を全て満たす場合のみとなります。
 - オンライン請求と健診情報の登録の取りまとめ単位（データ管理単位）が同一であること
 - オンライン請求と健診情報の登録を同じ端末で実施していること
 - オンライン請求と健診情報の登録の接続方式が両方ともオンライン方式であること

オンライン請求の電子証明書を流用できる条件

①オンライン請求と健診情報の登録の取りまとめ単位（データ管理単位）が同一であること

②オンライン請求と健診情報の登録を同じ端末で実施していること

③オンライン請求と健診情報の登録の接続方式が両方ともオンライン方式であること

- ①～③の全ての条件を満たす場合は、電子証明書の流用が可能です。

- いずれかの条件を満たさない場合は、健診情報の登録のために新たな電子証明書の発行申請が必要となります。

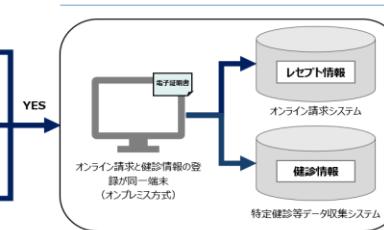
9

電子証明書の発行申請

福祉事務所又は本庁の端末

・ 福祉事務所端末から 行うためには、電子証明書

電子証明書の流用が可能



3. 健診情報の登録に係る電子証明書の発行申請

3.3 健診情報の登録に係る電子証明書の設定に向けた情報提供の手引き（3/4）

（続き）

【データ管理単位】

健診情報の登録の取りまとめ単位をご回答ください。
○福祉事務所単位：各福祉事務所でオンライン請求を実施
○自治体単位：本庁・代表福祉事務所でオンライン請求を実施
※データ管理単位が福祉事務所単位の場合は「-」をご記入ください。
※本資料P. 6 参照

【代表公費負担者番号】

健診情報の登録で取りまとめを行う本庁又は代表福祉事務所の公費負担者番号（電子証明書のID）を、取りまとめ自治体に確認し、ご記入ください。
※データ管理単位が福祉事務所単位の場合は「-」をご記入ください。
※本資料P. 6 参照

【ネットワーク設置状況】

健診情報の登録を実施するネットワーク設置状況をご記入ください。
接続方式がクラウドの場合は、ネットワークの設置対応は不要です。
※本庁又は代表福祉事務所に取りまとめられる福祉事務所は「-」をご記入ください。

データ管理単位	取りまとめ主体	代表公費負担者番号	接続方式	端末種別	接続端末
福祉事務所単位	（データ管理単位が自治体単位の場合）	-	クラウド	健診用端末001	-
福祉事務所単位	-	-	クラウド	健診用端末002	-
福祉事務所単位	-	-	クラウド	健診用端末003	-
福祉事務所単位	-	-	クラウド	健診用端末004	-
自治体単位	○	3333333	オンライン	オンライン端末・健診用端末001	オンライン端末・健診用端末
自治体単位	×	3333333	オンライン	健診用端末002	オンライン端末・健診用端末
自治体単位	×	3333333	オンライン	健診用端末003	オンライン端末・健診用端末
自治体単位	×	3333333	オンライン	健診用端末004	オンライン端末・健診用端末

【取りまとめ主体】

自治体単位で取りまとめを実施する場合、各福祉事務所を取りまとめの福祉事務所は「○」。代表福祉事務所に取りまとめられる福祉事務所は「-」をご記入ください。
※本資料P. 6 参照

【接続方式】

健診情報の登録において、採用している接続方式（オンライン/クラウド）をご記入ください。
※本庁又は代表福祉事務所に取りまとめられる福祉事務所は「-」をご記入ください。
※本資料P. 7 参照

【端末名称等】

電子証明書を設定する端末名稱をご記入ください。
※仕事の名前で構いません。
※電子証明書期限切れ支払基金が通知する際に必要となります。

【接続端末】

オンライン請求用の端末と健診情報登録用の端末が同一か異なるかについてご回答ください。
※オンライン請求・健診情報登録の接続方式が共にオンライン方式の方のみ回答の対象となります。

12

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報 2.2.2. 周知資料の作成

2.2.3. 周知資料の作成

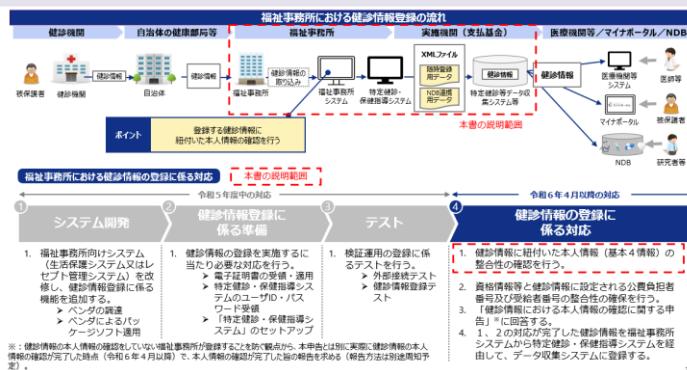
令和6年4月1日から開始する健診情報の登録に当たって、被保護者が別の被保護者の健診情報を閲覧してしまうことがないよう、各被保護者の資格情報等と健診情報を正しく紐付けるため、各自治体及び福祉事務所の皆様に「①健診情報が確実に本人情報であることの確認」、「②健診情報と受給者番号の整合性の確保」の方針及び手順について説明する資料を公開しました。

健診情報における本人情報の確認方針及び手順に係る周知資料

健診情報における本人情報の確認方針及び手順について

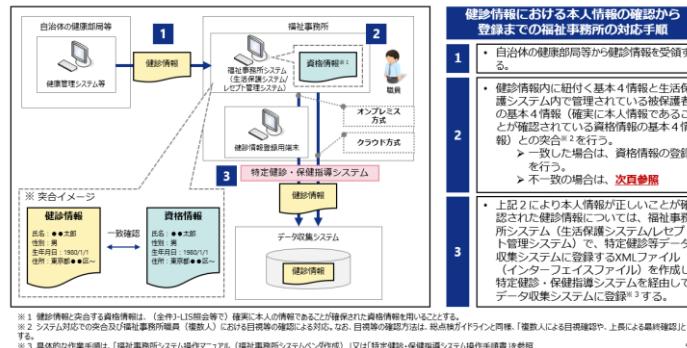
2. 健診情報の登録における対応

- ・健診情報の登録において福祉事務所に行っていたい対応は、①システム開発、②健診情報登録に係る準備、③テスト、④健診情報登録に係る対応の4点です。
 - ・本書では、福祉事務所における健診情報を紐付いた本人情報の確認の方針及び作業手順を示します。



4. 健診情報における本人情報の確認から登録までの流れ

- ・自治体の健診局等から健診情報を受け、福祉事務所システム(生活保護システムヒューバル管理システム)で健診情報と資格情報一一致確認により本人からの確認を行ない、データ収集・入力・登録するまでの対応の流れは、以下のとおりです。
 - ・福祉事務所システムからデータを収集する健診情報を登録する準備として、生活保護システムで実行されている被保護者の基本4項目(性別・年齢・学年・性別)の登録を行なっておきます。



※1 健康情報と合致する資格情報は、(全件)J-LIS会員等で)確実に本人の情報であることが確保された資格情報を用いることとする。
※2 ミニステム対応での会員登録・認証事務取扱い(複数人)において日連携の確認による対応。かかる日連携の確認方法は、該当機関がドライバード

※2 システム対応での合否及び福祉事務所職員（複数人）における自視等の確認による対応。なお、自視等の確認方法は、终点検ガイドラインと同様、1複数人による目視確認や、上長による最終する。

※3 具体的な作業手順は、「福祉事務所システム操作マニュアル（福祉事務所システムベンダ作成）」又は「特定健診・保健指導システム操作手順書」を参照

①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

②周知資料の作成

3. 健診情報における本人情報の確認及び登録における基本方針

- ・データ収集システムへの被保護者の健診情報の登録に当たっては、原則として、健診情報に組付く基本4情報^{※1}、※2と生活保護システム内で管理されている被保護者の基本4情報（住基システム等）と同様の基本4情報）との合意結果が一致した情報を登録していく必要があります。
 - ・特別な配慮が必要なDV・虐待等被害者の方には、自己情報提出不可フラグ及び不開示該当フラグの設定による対応をお願いします（詳細は、「医療扶助のための個人確認における公的機関制御による周知義務化」^{※3}を参照）。

前提

- 原則として、健診情報は、確実に本人であること確認できた情報のみをデータ収集システムに登録することとする（本人と確認できない場合は、登録を行わない）。

登録する健診情報は、自治体の健康部局等から提供されそのままのデータを登録することとする（福祉事務所にて健診情報の修正を行わない）。

被保険者の個人情報等と健診情報を正しく紐付けるために、それぞれに設定する公費負担者番号及び受給者番号の整合性を確保する必要があります。

基本

- 健診情報に紐付く基本4情報と、生活保護システム内で管理されている被保護者の基本4情報の合意により、本人情報であることを確認を行う。²⁾

合意段階としては、令和6年4月時点では、システム対応での合意及び福祉事務所職員（複数人）における目視確認や、上記による確認を行なう。

被保護者の健診情報等と健診情報を正しく紐付けるために、それそれに設定する公費負担者番号及び受給者番号の整合性の確認を行う。

基本4情報の合意に際し、本人情報である以下の確認方法及び確認情報に「設定」される書類負担者番号及び受給者番号の確認を行う。

5. 基本4情報の不一致時の対応について

- ・自治体の健康課等から受領する健診情報に紐付く基本4情報は、健診受診時の情報であり、**最新の基本4情報（主に氏名や住所）**と異なったデータが存在します。
 - ・健診情報を元に基本4情報で生活保護システム内に登録されている被保護者の基本4情報が一致しない場合、**生活保護システムの過去の変更履歴を基に、確実に基本4情報を生活保護システム内に登録されている被保護者の基本4情報を修正してください。**
 - ・**確実に基本4情報を登録でき場合は、当該自治体の健康課等から受領した健診情報は、修正をするに最適な手段を行ってください。**
 - ・**確実に基本4情報を登録できなければ場合は、当該自治体の健康課等から受領した健診情報は、一度リセーブしてハッシュコードを行なってください。**

基本4情報の不一致時の対応方針

ユースケース	具体例	対応方針
基本4情報の不一致	<p>本人確認できた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所や氏名等が異なるが、生活保護システムの過去の履歴登録等で本人であることが確認できる。 名前が完全に異なり、生活保護システムの過去の変更履歴等で確認しても本人であるか認別がつかない性別、年生月日が不一致である。 <p>本人確認できない場合</p>	自治体の健康部局等から受取った健診情報を、修正をせずに登録する。
		健診情報は登録しない。

不一致時の項目別の確認/対応方法

基本4情報の不一致項目		確認/対応方法
氏名（カナ氏名も司）		・生活保護システムの過去の変更履歴を確認していただき、健診情報に紐付く氏名（カナ氏名も司）と一致するか確認する。
性別		・性別が不一致の場合は、当該健診情報は登録しない。
生年月日		・生年月日が不一致の場合は、当該健診情報は登録しない。
住所		・生活保護システムの過去の変更履歴を確認していただき、健診情報に紐付く住所と一致するか確認する。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

福祉事務所システムベンダに対し、健診情報の本人情報確認に関する基本方針や、全件J-LIS照会後の資格情報登録方針などについてご理解いただくために、説明会を実施しました。本説明会は、福祉事務所システムベンダが、福祉事務所の健診情報や資格情報の登録に関する運用について理解を深め、福祉事務所へのシステム導入等を円滑に実施いただくことを目的としました。

健診情報及び資格情報等の登録に係るベンダ説明会資料

健診情報の登録に係る説明

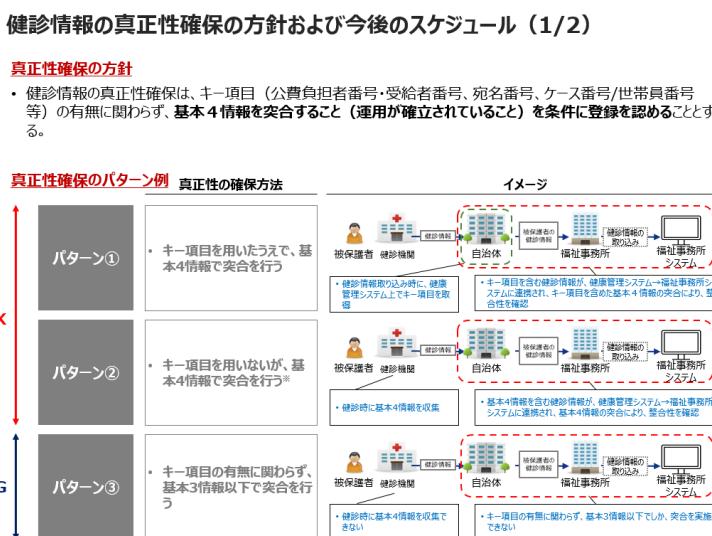
健康管理システム/福祉事務所システムの標準化について

前提

- 令和6年4月の健診情報登録に向けては、キー項目の有無に関わらず、基本4情報の突合を真正性確保の条件とする

ご共享

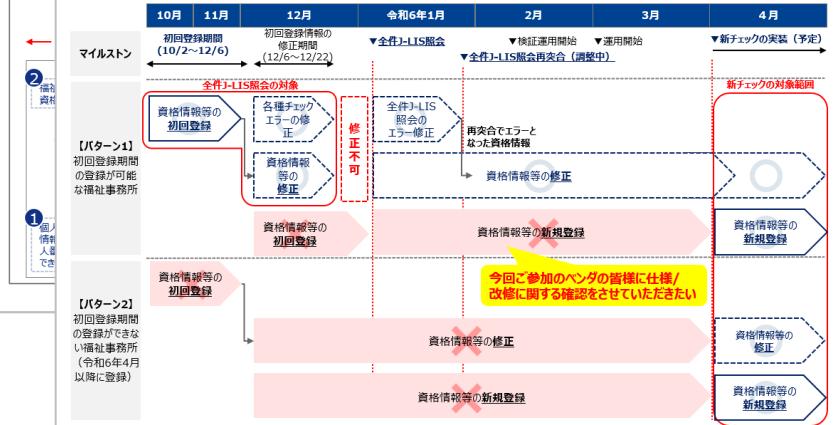
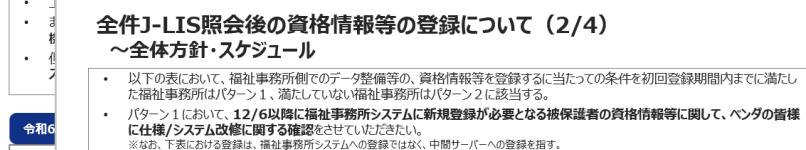
- 今
の
ス
ま
い
- 健診情報の真正性確保の方針および今後のスケジュール（1/2）
- 健診情報の真正性確保の方針



資格情報等の登録に係る説明

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録について（1/4） ～前提方針～

- 医療保険者等向け中間サーバー（以下、中間サーバー）に登録する資格情報について、紐つけ誤り等による誤登録を防止するため、J-LIS照会による基本5情報の一一致確認により、真正性の確保を行なっている



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

令和5年度の福祉事務所向けの主な周知実績を以下に整理しました。

福祉事務所向けの主な周知実績（1/3）

周知ポイント。

… 次頁以降で詳細説明。

周知時期	主な周知内容
令和5年4月	健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料・差分表（第2版）公開
	医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料の公開
	福祉事務所向けリーフレット（不開示フラグ/自己情報提供不可フラグ/健診情報の提供同意フラグ）の公開
令和5年7月	健診情報の登録における電子証明書の発行申請に係る周知資料の公開
	【事務連絡】総合運用テスト/運用テスト実施のご依頼
令和5年8月	資格情報等の登録手引き/データ整備のチェックリストの公開
	【事務連絡】外部接続テスト（本番環境）実施のご依頼
	資格情報等のデータ整備完了報告フォームの公開
	健診情報の登録におけるユーザ申請に係るアンケートの実施
令和5年9月	【事務連絡】資格情報等の初回登録に係るご依頼
令和5年11月	【事務連絡】資格情報等の修正に係るご依頼
	【事務連絡】健診情報のデータ整備に係る事前周知
	医療扶助のオンライン資格確認に関する周知ガイドライン説明資料の公開（福祉事務所から地域医療機関等への説明資料）

1 福祉事務所による資格情報等の
真正性確保の働きかけ

2 福祉事務所→医療機関等への
導入促進

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

福祉事務所向けの主な周知実績（2/3）

周知ポイント。

… 次頁以降で詳細説明。

周知時期	主な周知内容	
令和5年12月	【事務連絡】全件J-LIS照会後の資格情報等登録に係るご依頼	3 全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針
	外部接続テスト（本番環境）（健診情報）計画書の公開	
令和6年1月	【事務連絡】外部接続テスト（本番環境）（健診情報）実施のご依頼	
	外部接続テスト（本番環境）（健診情報）セットアップ資材（正式版）の提供	
	運用テスト（健診情報）計画書の公開	
令和6年2月	運用テスト（健診情報）仕様書（一式）の公開	
	【事務連絡】検証運用開始に伴う対応のご依頼	4 運用開始前の早期の課題抽出
	健診情報登録テスト計画書の公開	
令和6年2月	特定健診・保健指導システム操作手順書【運用編】<福祉事務所用>の公開	
	健診情報における本人情報の確認方針及び手順に係る資料の公開	
	健診情報の本人情報確認に向けた対応に係るアンケートの実施	5 健診情報が確実に本人情報であることの確認
	【事務連絡】健診情報の登録に当たっての対応のご依頼	
令和6年2月	【事務連絡】運用開始に伴う対応のご依頼	6 運用開始の周知

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

福祉事務所向けの主な周知実績（3/3）

周知ポイント。

… 次頁以降で詳細説明。

周知時期	主な周知内容	
令和6年3月	健診情報のデータ整備完了報告フォームの公開	7 被保護者のオンライン資格確認の利用促進
	【事務連絡】健診情報の登録開始のご依頼	8 オンライン資格確認実績ログの活用の促進
	福祉事務所向けリーフレット（マイナンバーカードの取得促進・初回登録等）の公開	
	オンライン資格確認実績ログの活用に係る福祉事務所向け手引きの公開	

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

1 福祉事務所による資格情報等の真正性確保の働きかけ

背景

- マイナンバーと各種制度情報との紐付け誤りの事例が複数確認されたことを踏まえ、真正性を確保した情報のみを登録する仕組みを構築し、誤った情報を登録させないことが肝要である。

対応

- 各福祉事務所において、正確な資格情報等を中間サーバー等に登録することができるよう、登録に当たっての確認のポイント・注意事項、誤登録防止に向けたケース別の対応例等を示した「資格情報等登録の手引き」及び個人番号の真正性の確保や受給者番号の固定化の徹底等について、自己点検を実施いただくための「データ整備のチェックリスト」を送付。資格情報等の誤登録防止に向けた対応を確実に実施いただくよう令和5年8月より周知を実施した。
- 令和6年1月以降、下記それぞれのタイミングでJ-LIS照会の実施、また実施に向けた周知を実施した。
 - 全件J-LIS照会/全件J-LIS照会再突合：照会時点の既存の全登録情報について、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報と突合。また、1回目で突合結果が不一致だった資格情報等を対象とした再突合を実施。
 - 3月末J-LIS照会：3月末時点で未導入の福祉事務所のみを対象とし、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報との突合を実施。
 - 誤入力チェックシステム'24によるJ-LIS照会/稼働前の差分突合：新規登録情報や既存の全登録情報の変更時に、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報と自動的に突合を実施。また、稼働直前にそれまで修正されたデータを対象とした突合を実施。

2 福祉事務所⇒医療機関等への導入促進

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等が存在しており、医療機関等でオンライン資格確認の導入が進んでいない。

対応

- 福祉事務所が地域の医療機関・薬局に対して説明を行う際に活用できるガイドライン資料を福祉事務所向けポータルサイトにおいて公開し、医療機関等における医療扶助のオンライン資格確認の理解を深め、導入の推進を図った。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

3

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針

背景

- 令和6年1月の全件J-LIS照会後～誤入力チェックシステム'24迄の期間に新規に登録する資格情報等は、J-LIS照会による真正性の確保が行えないことを踏まえ、該当機関における新規登録の方針をどのようにするか検討の上、周知する必要がある。

対応

- 初回登録後の新規資格情報等は全件J-LIS照会の対象とならないため、誤入力チェックシステム'24の稼働までオンライン資格確認の対象としない。
- 一方で主要ベンダの仕様上生保システムの情報が自動でオン資連携されるため、福祉事務所の運用回避またはシステム改修により、新規資格情報等の連携を制御いただく。
- 初回登録後、誤って登録されてしまった新規資格情報についても検知し、対象の福祉事務所へ連絡し、データを削除いただく。

4

運用開始前の早期の課題抽出

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に先立って、医療扶助のオンライン資格確認を実施する際に発生するであろう運用面およびシステム面での課題を早期に抽出し、対応策の検討・策定を行う必要がある。
- 検証運用開始以降、医療保険者等向け中間サーバーに登録された資格情報等で真正性が確保されている被保護者につきましては、委託先医療機関・薬局（医療扶助のオンライン資格確認が導入済の場合に限る）において、マイナンバーカードによる資格確認等が実施可能となることを明に周知する必要がある。

対応

- 令和6年2月13日（火）～2月29日（木）の期間で医療扶助におけるオンライン資格確認の検証運用を実施し、本番稼働に先駆けて医療扶助のオンライン資格確認を実施する際に発生するであろう運用面およびシステム面での課題を早期に抽出し、対応策の検討・策定を行った。
- 福祉事務所向けポータルサイトの問合せにおいて、検証運用開始に伴って課題が発生していることを検知した場合は、福祉事務所の課題として一元管理を行い、他福祉事務所への周知等横展開の検討を行った。
- 検証運用開始以降、委託先医療機関・薬局に受診する際にマイナンバーカードを使用したオンライン資格確認が可能となる旨を被保護者へ周知する対応を福祉事務所に依頼した。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

5

健診情報が確実に本人情報であることの確認

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認が導入された後、福祉事務所から特定健診データ収集システムを経由してオンライン資格確認等システムに被保護者の健診情報が登録されることで、被保護者もマイナポータル上で健診情報の閲覧が可能となる。
- 資格情報と同様に、被保護者の健診情報に紐付く本人情報が正しいものとなっているかを確実に確認した上で、健診情報を登録する必要がある。

対応

- 資格情報の登録における真正性確保と同様の条件とし、健診情報と資格情報についてキー項目の有無に関わらず、基本4情報を用いて突合することで整合性を確認することを条件として健診情報が確実に本人情報であることを確認した。
- 健診情報の登録に係る運用確立に向け、福祉事務所システムベンダには令和5年11月、福祉事務所には令和6年3月に対応方法の周知を実施した。
- 健診情報の本人情報の確認をしていない福祉事務所が登録することを防ぐため、実際に健診情報の本人情報の確認が完了した時点（令和6年4月以降）で、本人情報の確認が完了した旨の報告を求めた。

6

運用開始の周知

背景

- 令和6年3月1日、医療扶助のオンライン資格確認の運用が開始され、被保護者本人がマイナポータル画面で、資格情報や医療券・調剤券情報等の閲覧が可能となる。
- 各福祉事務所に対して、運用開始に当たっての留意事項を改めて周知する必要がある。

対応

- 被保護者が医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの委託先医療機関等で受診する際、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認が可能となることに加えて、被保護者がマイナポータルにおいて資格情報等の閲覧が可能となる旨を被保護者へ改めて周知するよう福祉事務所にお願いした。
- 被保護者が委託先医療機関等で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことに加えて、被保護者のマイナンバーカードの取得及び初回登録の促進に向けた積極的な働きかけをお願いした。
- 医療扶助のオンライン資格確認が未導入である福祉事務所、委託先医療機関等の場合、または導入済みの福祉事務所においてオンライン資格確認の対象外となる被保護者がいる場合、委託先医療機関等及び被保護者に対して、紙の医療券・調剤券による運用を継続するとともに、委託先医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードによる資格確認が利用できること、また、被保護者のマイナポータルでの資格情報等の閲覧ができない場合があることについて、改めて周知をお願いした。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

7 被保護者のオンライン資格確認の利用促進

背景

- 令和6年3月、医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に伴い、被保護者のオンライン資格確認の利用を促進させる必要がある。

対応

- 令和5年1月、福祉事務所向けに「福祉事務所向け国民配布用パンフレット」及び「リーフレット案」を配布していたが、オンライン資格確認の利用開始に合わせて、新たなリーフレットを作成し周知を呼びかけた。
 - 令和6年3月、事務福祉事務所向けポータルサイトに福祉事務所が被保護者向けに配布するリーフレットを開いた。
 - リーフレットは、マイナンバーカード利用のメリットや方法について詳細に説明し、被保護者の利用促進に資する情報提供を行った。

8 オンライン資格確認実績ログの活用の促進

背景

- 医療扶助におけるオンライン資格確認等を実施することで、オンライン資格確認時に資格確認の実績が記録（以下、「オンライン資格確認実績ログ」）される。
- オンライン資格確認実績ログを活用することで頻回受診傾向がある被保護者の把握や未委託の医療機関等で資格確認を行った被保護者の一次スクリーニングに役立つ情報が得られ、早期発見が期待できる。
- 運用開始に伴い、改めて福祉事務所にオンライン資格確認実績ログの活用方法の周知を行う必要がある。

対応

- 令和6年3月、事務福祉事務所向けポータルサイトにオンライン資格確認実績ログの活用に係る福祉事務所向け手引きを開示した。
- オンライン資格確認実績ログを活用することで、頻回受診傾向がある被保護者や未委託の医療機関等への受診者の一次スクリーニングに役立つ情報が得られ、早期発見が期待できることを示した。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.1. 医療機関・薬局向け周知広報の対応概要

医療機関向け総合ポータルサイト、医療機関等ONS等から寄せられる医療機関・薬局及びシステムベンダに係る問合せのうち、貴省にて回答すべきものについて、回答文案の作成を行いました。

また、医療機関・薬局等が円滑にオンライン資格確認を導入できるよう、接続・運用テスト、補助金申請、運用開始等のマイルストンに沿って、適宜必要な対応についての周知資料の作成を行いました。

医療機関・薬局システムベンダ向けの説明会は電子処方箋に係る説明と合同で開催することで、関係者の負荷軽減を図りました。なお、合同開催については、個別開催より参加者を増加させることも意図しました。

医療機関・薬局向け周知広報の対応概要

①医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

- 医療機関・薬局システムベンダ向けに「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けたベンダ向け説明会」資料を作成しました。
- 上記の資料を基に、オンラインで説明会を開催しました。なお、説明会は電子処方箋に係る説明と合同で開催しました。

②医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

- 医療機関・薬局及びシステムベンダからの問合せにおいて、貴省にて回答すべきものについて、回答文案の作成を行いました。
- 回答文案の作成に当たっては、必要に応じて、貴省、支払基金、各システムベンダ等の関係者と協議を行いました。
- また、よくある問合せを分析し、医療機関・薬局等全体への周知が必要だと判断した事項については、周知資料への反映またはFAQの公開を実施しました。

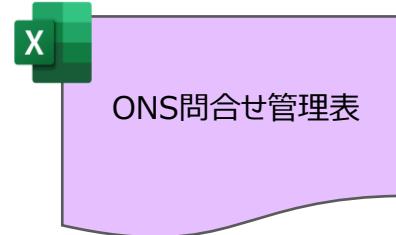
③周知資料の作成

- 医療機関・薬局及びシステムベンダの各マイルストンに沿って、適時必要な対応についての周知資料を作成しました。
- 厚生労働省HP、医療機関等向け総合ポータルサイト、医療機関等ONSといった各種HPやオンライン請求システム上のポップアップを利用し、制度・導入の周知を実施しました。

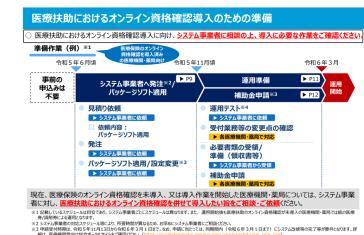
医療機関等ベンダ向け説明会資料



ONS問合せ管理表



医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

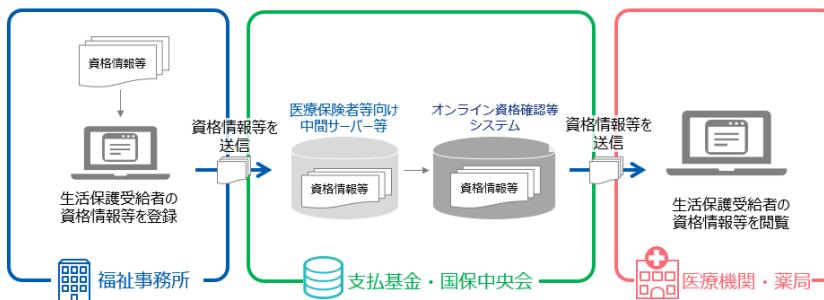
医療機関・薬局システムベンダを対象とした「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けたベンダ向け説明会」資料を作成しました。資料については医療扶助のオンライン資格確認の概要の説明に加え、想定される質疑に対する回答を作成することで医療機関・薬局システムベンダの理解の醸成を図りました。

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認の概要

医療扶助のオンライン資格確認の意義

- 医療扶助のオンライン資格確認とは、オンライン資格確認等システムの基盤を利用し、現在紙で行われている医療券/調剤券による資格確認の運用を、電子で実施する仕組みである。医療保険等の加入者と同様に、生活保護受給者の資格情報等がオンライン資格確認の対象となる。
- マイナンバーカードを用いた本人確認により、医療機関や薬局において健診情報や薬剤情報等を開覧できるようになる。



質疑応答

Q1.

医療保険・医療扶助の併用の患者において、医療保険と医療扶助の2つの情報が同時に返却されるのは、マイナンバーカードによる資格確認の場合のみで、例えば医療扶助の公費番号と受給者番号を使って資格確認要求（OQS-IF-001）をした場合、返却される資格確認結果（OQS-IF-002）は医療扶助の情報のみで医療保険の資格情報は格納されないということでしょうか。

A1.

医療保険/医療扶助の併用ケースでは、被保険者証で資格確認した場合は、医療保険の資格情報のみ連携されます。

また、医療券/調剤券で資格確認した場合は、医療扶助の資格情報のみ連携されます。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

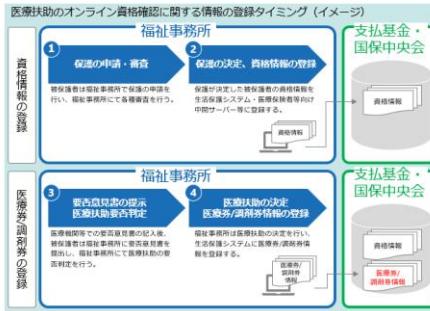
「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けたベンダ向け説明会」資料にて、医療扶助のオンライン資格確認の独自機能の説明を抽出した「差分」説明資料を作成することで、医療保険のオンライン資格確認との違いを把握しやすくなるように配慮しました。

「差分」説明資料

医療保険のオンライン資格確認との主な差分①～④

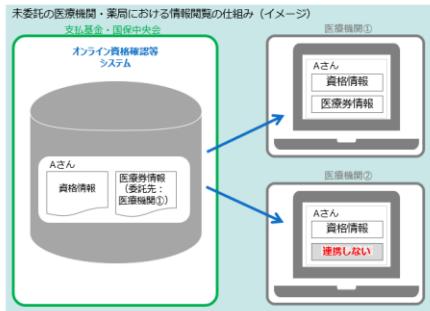
医療保険のオンライン資格確認との主な差分① 証情報（医療券/調剤券情報）の登録タイミング

- 医療扶助の資格確認で利用される医療券/調剤券は、要否意見書等の手続きを踏まえた上で、福祉事務所が医療機関・薬局へ医療の給付等を委託する制度（生活保護受給者が診療等を受ける医療機関・薬局が指定される）の運用の中で発行されている。
- そのため、生活保護の受給が決定された時点では資格情報を登録され、また、医療扶助の利用が決定された時点で医療券/調剤券情報が登録されることとなる。



医療保険のオンライン資格確認との主な差分③ 未委託の医療機関・薬局における情報閲覧

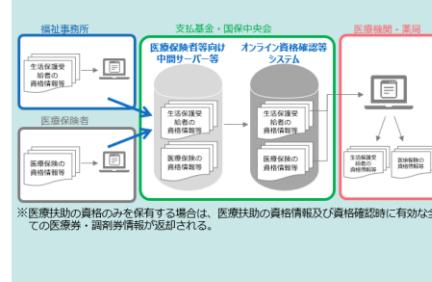
- 福祉事務所から生活保護受給者の医療の給付等が委託された医療機関・薬局のみ、当該生活保護受給者の医療券/調剤券情報を閲覧することができる。
- 未委託の医療機関・薬局では、資格情報を閲覧できるものの、公費負担者番号・受給者番号は閲覧できない（オンライン資格確認等システムから連携されない）仕組みとする。



医療保険のオンライン資格確認との主な差分② 医療保険・医療扶助両方の資格を保有する生活保護受給者

- 医療保険・医療扶助両方の資格を保有する生活保護受給者が存在するため（生活保護受給者全体の2%程度）、オンライン資格確認等システムから医療機関・薬局システムに有効な資格情報等が複数連携されるケースが発生する。

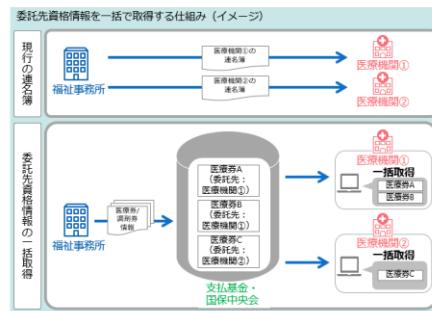
医療保険と医療扶助両方の資格を持つ被保護者の情報連携の流れ（イメージ）



- POINT① 医療保険及び医療扶助両方の資格を持つ場合、医療保険の資格情報等は医療保険者によって登録される。
- POINT② 医療保険及び医療扶助両方の資格を持つ場合は、資格確認時ににおいて両方の資格が返却される。

医療保険のオンライン資格確認との主な差分④ 現行の連名簿を代替する機能（委託先資格情報の一括取得）

- 現行の連名簿を利用した医療券/調剤券情報のやり取りを代替する機能として、医療機関・薬局において当該医療機関・薬局が委託先として登録された医療券/調剤券情報を一括で取得する機能を実装する。
- 未委託の状態で診療等を行い、福祉事務所が事後に登録した医療券/調剤券情報をについては、この機能を利用して取得すること可能となる。



- POINT① 医療などの委託を受けていない状態で受診を行い、事後に福祉事務所にて医療券/調剤券情報の登録が行われた場合にも、一括取得の対象となる。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

別のオンライン資格確認関連施策である電子処方箋事業、オンライン診療等と合同で医療機関・薬局システムベンダ向けの説明会を開催しました。

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催形態

開催名称	<ul style="list-style-type: none">電子処方箋等の導入に向けた医療機関等ベンダー向け説明会
アジェンダ	<ul style="list-style-type: none">令和5年度スケジュール電子処方箋医療扶助、オン資（オンライン診療等）質疑応答
対象者	<ul style="list-style-type: none">医療機関等システムベンダ
日程	<ul style="list-style-type: none">令和5年6月12日
会場	<ul style="list-style-type: none">支払基金様会議室
開催方法	<ul style="list-style-type: none">オンライン開催

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

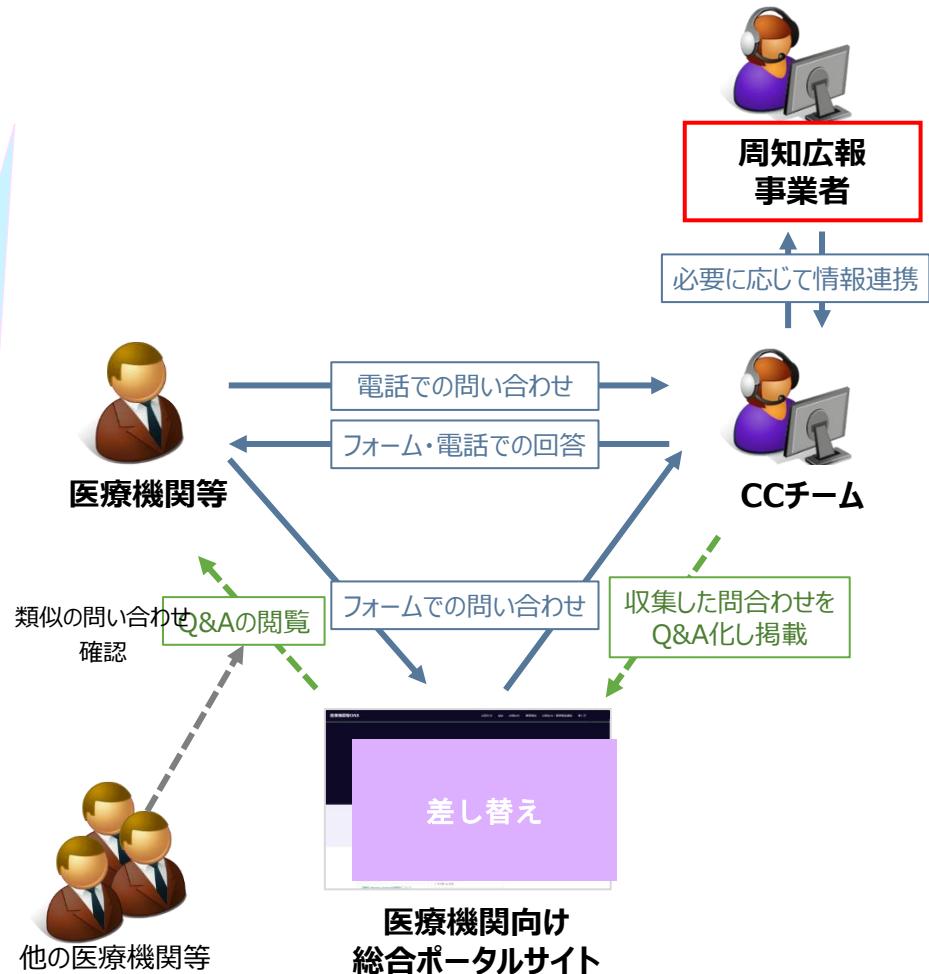
- ①医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催
- ②医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応
- ③周知資料の作成

医療機関向け総合ポータルサイトの問い合わせフォーム、もしくは電話にてコールセンターで受領した問合せについて、一次対応を行っている担当者と適宜情報を連携し回答を行いました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせフォーム

■ Q&Aの閲覧



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療機関等ONSで受領した問合せについては、弊社からの回答文送付を基調にしつつ、補助金等に係る問合せについては、貴省とも協力して回答文の作成・送付を実施しました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせフォーム

新規問い合わせ

システムに接続できない。エラーが表示された等の問い合わせはこちら

・本お問合せフォームは、オンライン・販売確認等システムの導入によるお問合せについて受け付けております。
・回答にお時間を要することございますので、手短く了承下さい。また、個人情報等の機密性の高い情報は記載しないよう、お願い致します。
・お問合せは、一つの内容につき、1回までお願い致します。

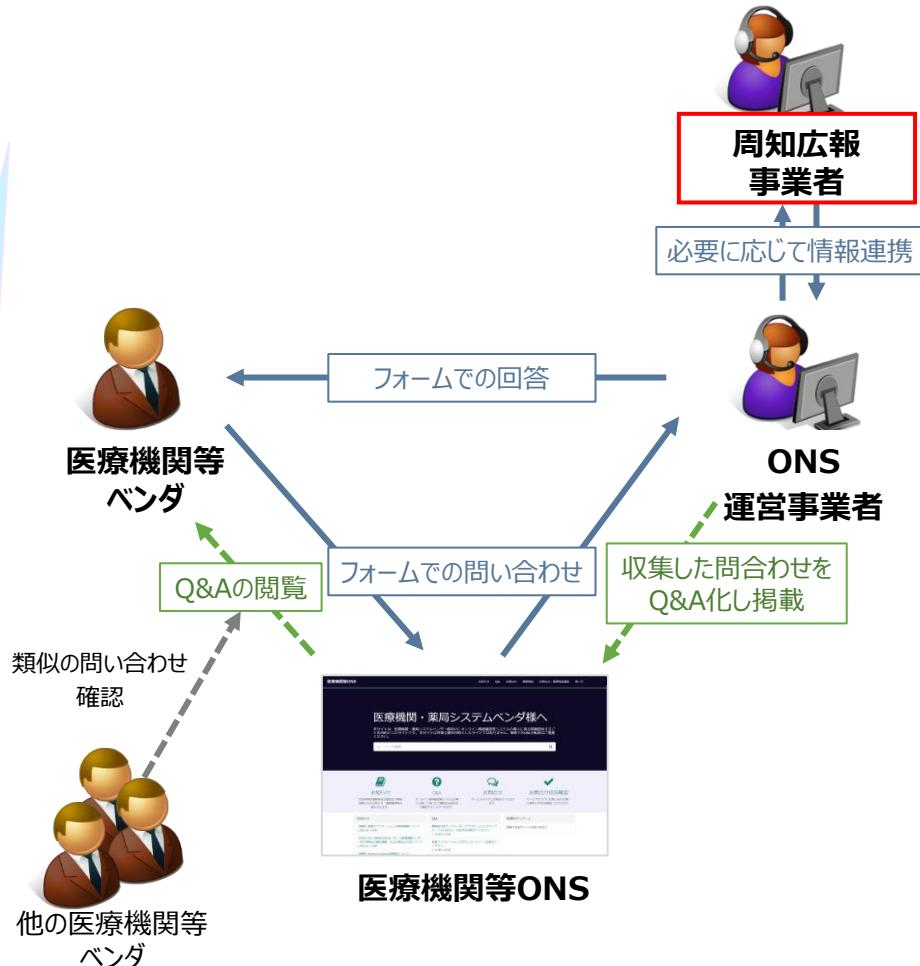
■カテゴリ

■タイトル

■問合せ内容

 添付ファイルを追加

■Q&Aの閲覧



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療機関・薬局システムベンダが参加する医療機関等ONS（Webサイト）で受領した医療機関・薬局システムベンダからの問合せのうち、多くの医療機関・薬局システムベンダから問合せを受けたもの及び多くの医療機関・薬局システムベンダに関係するものについては、周知資料やFAQの作成に反映し、マス周知（全ての医療機関・薬局システムベンダ向け）を実施しました。

FAQ公開イメージ



オンライン資格確認端末を複数台用意し試験環境へ接続し、並行的に検証する場合、電子証明書も端末分だけ必要になるかと思いますが、追加申請はどちらから行えますでしょうか。

KB001060

222 ピュード

追加申請を行う場合は、以下の申請サイトから申請を行ってください。

■申請サイト

URL: <https://shinsen.iryohokenkyo-portalsite.jp/enquete/vndonline/>

※追加申請する際には、

「オンライン接続試験実施有無」は、「1：実施」を選択および、

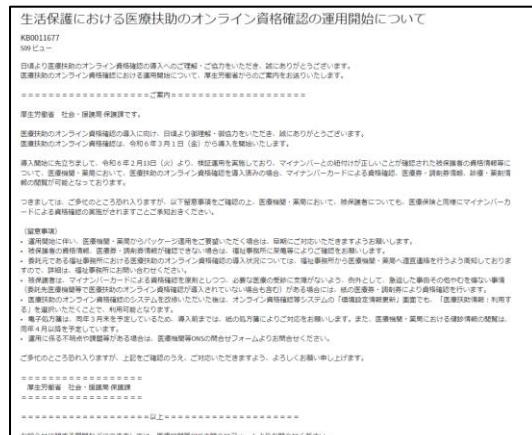
「申請区分」は、「電子証明書の追加発行申請」を選択し、必要事項を記入して申請してください。

「医療機関等ベンダ向け接続テスト申請サイト」に関する問合せにつきましては、医療機関等ONSの問合せフォームよりお問合せください。

医療機関等ONSサービスデスク

ONS 作成者：医療機関等ONSサービスデスク
最終更新：7月前

周知連絡イメージ



【資料掲載】「医療扶助のオンライン資格確認の導入等に向けた医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール（医療機関・薬局用/訪問看護ステーション用）」の公開

KB001107

61 ピュード

令和6年2~4月に運用開始を予定している以下の要件について、医療機関等ベンダに連携する作業及び関連資料の公開スケジュールを記載した。医療機関等ベンダの内情、周知スケジュールを確認して下さい。

■医療扶助のオンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【医療機関・薬局用】

[対象要件]

(令和6年4月運用開始予定期)

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

[令和6年4月運用開始予定期]

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

・オンライン診療・オンライン医療相談におけるオンライン資格確認等システムの導入

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

■オンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【訪問看護ステーション用】

[対象要件]

(令和6年4月運用開始予定期)

・訪問看護等におけるオンライン資格確認等システムの導入

・オンライン診療・オンライン医療相談におけるオンライン資格確認等システムの導入

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

■医療扶助のオンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【医療機関・薬局用】pdf

医療機関等ONSサービスデスク

添付ファイル: 医療扶助のオンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【医療機関・薬局用】.pdf オンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【訪問看護ステーション用】.pdf

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

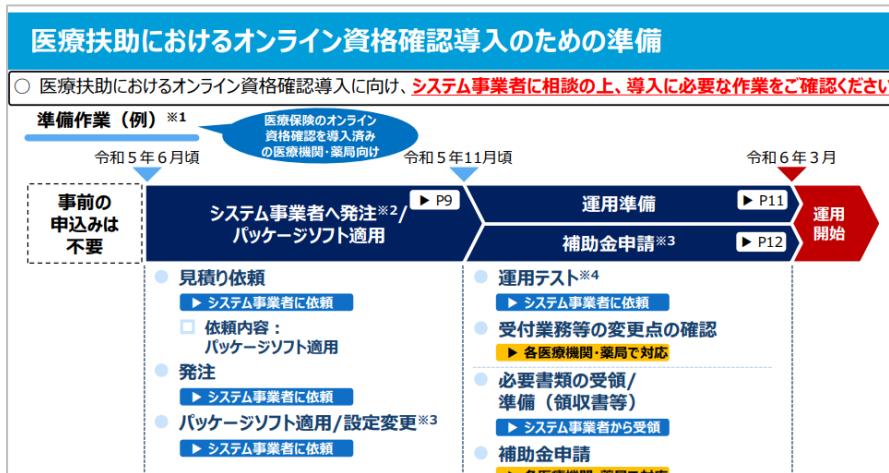
②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に向け、医療機関・薬局が制度を理解した上で導入を推進出来るように、厚生労働省HP、医療機関等向け総合ポータルサイト上で「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」を公開しました。また、医療扶助のオンライン資格確認導入に関する説明をシステムベンダから医療機関・薬局へ実施いただくことを目的とし、医療機関等ONSでも当該資料が公開された旨の周知を行いました。

医療扶助のオンライン資格確認導入の周知

導入に係る対応説明



現在、医療保険のオンライン資格確認を未導入、又は導入作業を開始した医療機関・薬局については、システム事業者に対し、**医療扶助におけるオンライン資格確認を併せて導入したい旨をご相談・ご依頼ください**。

※1 記載しているスケジュールは目安であり、システム事業者ごとにスケジュールは異なります。また、運用開始後も医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局では紙の医療券/調剤券による運用となります。

※2 システム事業者の対応スケジュール等により、所要時間が異なるため、お早めにシステム事業者にご相談ください。

※3 申請受付時期は、令和5年11月13日から令和6年3月1日まで、なお、申請に当たっては、同期間内（令和6年3月1日まで）にシステム改修等の完了等が要件となります。詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。（https://iryohokenkyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top）

※4 立会いの有無など必要な対応が異なる場合があるため、システム事業者にご確認ください。

補助金に係る対応説明



●補助金申請に当たっての提出様式、申請受付フォーム、よくあるお問い合わせ（Q&A）は、
以下医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

https://iryohokenkyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

前頁続き。

各HPでの医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き公開

厚生労働省HP

医療扶助のオンライン資格確認の導入・準備

医療機関・薬局・システムベンダ向け

医療機関等向け医療扶助オンライン資格確認導入手引き等を掲載しています。

医療扶助のオンライン資格確認でもっと便利に！

医療扶助のオンライン資格確認でできること

オンライン資格確認の対象が**生活保護受給者（被保護新）**に拡大し、医療機関・薬局が被保護者の診療情報、薬剤情報を簡便できるようになりますが、**医療扶助独自のメリット**を享受できます。

オンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤の活用イメージ

The diagram illustrates the process flow:

- Medical Institution (病院/診療所/薬局):** Handles patient information and prescription requests.
- Patient (患者):** Provides personal information and prescription requests.
- Beneficiary (被保護者):** Receives notifications and manages their card.

医療扶助独自のメリット

- 未委託の医療機関・薬局^{※3}の受診等の早期知り合い、医療扶助の利用可否の確実な確認が可能
- 資格情報等一括取得で、被保護者の再受院等なしで事前の登録された情報の確認が可能^{※4}

※1 医療扶助の受取扶助額を算定するための情報
※2 医療扶助の受取扶助額を算定するための情報
※3 医療扶助の受取扶助額を算定するための情報
※4 医療扶助の受取扶助額を算定するための情報

医療機関・薬局における導入スケジュールと作業内容

導入スケジュール

令和 1 年 1 月 例	令和 1 年 11 月 例	令和 2 年 3 月 例
システム事業者へ投注/バーカードソフト適用 ^{※5}	運用準備 ^{※5}	運用開始
販売依頼 契約 バーカードソフト適用/設定変更	● 製品テスト ● 受付業務等の変更点の確認	

作業内容

- システム事業者へ投注/バーカードソフト適用^{※5}
- 販売依頼
- 契約
- バーカードソフト適用/設定変更

詳しくは、「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」をご確認ください。右のQRコードからご確認いただけます。

PDF 医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認の周知資料【590KB】
PDF 医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引きv1.2【866KB】

医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知

【お知らせ】医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き公開

◆ ◆ ◆

医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き公開

◆ ◆ ◆

この度、医療機関・薬局向け医療扶助オンライン資格確認導入に関する手引きを公開することをお知らせいたします。本手引きは、医療扶助のオンライン資格確認導入に当たっての医療機関・薬局向けのガイドラインとなっております。

本手引きは、下記の厚生労働省ホームページより閲覧いただくことが可能です。

<医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き掲載ページ>

- 医療扶助のオンライン資格確認（mhlw.go.jp）

また、医療機関等向けポータルサイトの以下ページにも手引き掲載ページへのリンクを記載しております。

- オンライン資格ってなに？

本手引きをご確認いただいた上で、医療機関等のシステムベンダとの契約調整をご実施いただきますようお願いいたします。

医療機関等ONSでの周知

【周知】厚生労働省HPにおける「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」の公開について

● 作者名：医療機関等ONSサービスデスク・■ 8か月前・● 閲覧数：715

厚生労働省HPにおいて、「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」が公開されましたので、ご案内申し上げます。

■掲載元
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html

■掲載内容
医療扶助におけるオンライン資格確認の導入について
医療機関・薬局で変わること
医療機関・薬局におけるメリット
医療扶助におけるオンライン資格確認導入のための準備
運用開始までのスケジュール
Q&A

厚生労働省HPにおいて掲載された資料は、一般向けの公表資料となります。
必要にして、医療機関・薬局への医療扶助のオンライン資格確認導入に際するご説明等に是非ご利用ください。
「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」に関する問合せにつきましては、医療機関等ONSよりお問合せください。
引き続き、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入推進につきまして、今後ともご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

医療機関等ONSサービスデスク

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

令和6年3月1日の運用開始に向けて、同年2月13日から開始した検証運用の周知を、医療機関等向け総合ポータルサイト・医療機関等ONS上で発出しました。運用開始前に運用面やシステム面での課題を早期に検知し適切な対応策を検討・実施するため、参加実施対象の医療機関等に対して案内を送付しました。

検証運用開始に係る周知

医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知

【全体向けお知らせ】生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の検証運用開始について

対象：全医療機関等（医療機関・薬局のみなさま）

日頃より医療扶助のオンライン資格確認の導入へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
医療扶助のオンライン資格確認における検証運用について、厚生労働省からのご案内をお送りいたします。

=====ご案内=====

厚生労働省 社会・援護局 保護課です。

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、日頃より御協力をいただき、誠にありがとうございます。
医療扶助のオンライン資格確認の本格運用開始日は令和6年3月1日で決定となりました。
これに伴い、同年2月13日より、医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの医療機関・薬局における検証運用を開始いたします。

医療機関・薬局のみなさまへのご依頼・ご共有事項は、以下の通りです。

【検証運用の概要】

- 目的：本格運用開始前に、運用面やシステム面での課題を早期に検知し、適切な対応策を検討・実施すること
- 実施時期：令和6年2月13日（火）～2月29日（木）
- 参加対象機関：
 - 福祉事務所：令和6年2月13日時点で、医療扶助のオンライン資格確認を導入している福祉事務所
 - 医療機関・薬局：令和6年2月13日時点で、医療扶助のオンライン資格確認を導入している医療機関・薬局
 - （※）検証運用中に医療扶助のオンライン資格確認を導入した場合はも参加可能です。
- 実施内容：医療機関・薬局のみなさまについて、被保護者の資格情報、医療券、調剤券情報、薬剤、診療情報の閲覧が可能となります。
 - （※）被保護者の健診情報は、令和6年4月1日以降に閲覧可能予定。
 - （※）電子処方箋については、現在対応できていないため、紙の処方箋を被保護者に提供する必要がある。（令和6年3月末対応予定）
 - （※）検証運用期間中は、紙の医療券・調剤券による運用は継続。（本格運用後も、やむを得ない場合は継続。）

（補足）

- 被保護者の資格情報、医療券・調剤券情報が確認できない場合、福祉事務所に架電して確認する必要があります。
- 検証運用に係る不明点や課題等がある場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトにお問合せください。
- 医療機関・薬局での医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修については、医療機関等ベンダに確認が必要です。
- 医療機関・薬局はオンライン資格確認等システムの「環境設定情報更新」画面で「医療扶助情報：利用する」を選択することで医療扶助のオンライン資格確認をご利用いただけます。
- 委託元である福祉事務所の医療扶助のオンライン資格確認の導入状況については、福祉事務所から医療機関・薬局さまへ連絡を行うよう、周知しております。詳細は、福祉事務所にお問い合わせください。

ご多忙のことと想入れますが、検証運用に参加される医療機関・薬局のみなさまにおかれましては、上記をご確認のうえ、ご対応いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

=====
厚生労働省 社会・援護局 保護課
=====

医療機関等ONSでの周知

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の検証運用開始について

KB0011632
511ビュー

日頃より医療扶助のオンライン資格確認の導入へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
医療扶助のオンライン資格確認における検証運用について、厚生労働省からのご案内をお送りいたします。

=====ご案内=====

厚生労働省 社会・援護局 保護課です。

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、日頃より御協力をいただき、誠にありがとうございます。
医療扶助のオンライン資格確認の本格運用開始日は令和6年3月1日で決定となりました。

これに伴い、同年2月13日より、医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの医療機関・薬局における検証運用を開始いたします。

医療機関等向けシステムベンダのみなさまのご依頼・ご共有事項は、以下の通りです。

【検証運用の概要】

- 目的：本格運用開始前に、運用面やシステム面での課題を早期に検知し、適切な対応策を検討・実施すること
- 実施時期：令和6年2月13日（火）～2月29日（木）
- 参加対象機関：
 - 福祉事務所：令和6年2月13日時点で、医療扶助のオンライン資格確認を導入している福祉事務所
 - 医療機関・薬局：令和6年2月13日時点で、医療扶助のオンライン資格確認を導入している医療機関・薬局
 - （※）検証運用中に医療扶助のオンライン資格確認を導入した場合はも参加可能です。
- 実施内容：医療扶助のオンライン資格確認を導入した場合はも参加可能予定。
 - （※）被保護者の健診情報は、令和6年4月1日以降に閲覧可能予定。
 - （※）電子処方箋については、現在対応できていないため、紙の処方箋を被保護者に提供する必要があります。（令和6年3月末対応予定）
 - （※）検証運用期間中は、紙の医療券・調剤券による運用は継続。（本格運用後も、やむを得ない場合は継続。）

（補足）

- 被保護者の資格情報、医療券・調剤券情報が確認できない場合、福祉事務所に架電して確認する必要があります。
- 検証運用に係る不明点や課題等がある場合は、医療機関等ONSの問合せフォームよりお問合せください。
- 検証運用への参加に伴い、医療機関・薬局から早急時のリカバリー運用をご要望いた場合は、検証運用への参加に間に合うようご対応いただけます。
- 医療機関・薬局はオンライン資格確認等システムの「環境設定情報更新」画面で「医療扶助情報：利用する」を選択することで医療扶助のオンライン資格確認をご利用いただけます。

ご多忙のところ恐れ入りますが、上記をご確認のうえ、ご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

=====
厚生労働省 社会・援護局 保護課
=====

=====以上=====

お知らせに関する質問などにつきましては、医療機関等ONSの問合せフォームよりお問合せください。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

令和6年3月1日の運用開始に向けて事務連絡の発出や、医療機関等向け総合ポータルサイト・医療機関等ONS上での周知を行いました。

医療扶助のオンライン資格確認等導入に伴う業務の流れ及び留意事項を改めて示し、医療機関・薬局及びシステムベンダが円滑にオンライン資格確認を導入できるよう対応しました。

運用開始に係る周知

事務連絡

事務連絡

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本チエーンドラッグストア協会
一般社団法人日本保険薬局協会

厚生労働省社会・援護局保護課

医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

日頃より、貴会におかれましては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年11月29日に公布された、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第33号。）により、医療扶助におけるオンライン資格確認が本年3月1日から開始されました。

これにより、被保護者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、急迫その他やむを得ない事由を除き、原則としてマイナンバーカードによるオンライン・資格確認を行うことになります。

つきましては、運用開始に伴い、医療機関等から福祉事務所等に対して請求される診療報酬及び調剤報酬（以下「レセプト請求」という。）の運用における留意事項を下記のとおりお示ししますので、ご協力頂きますよう、お願い申上げます。

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知

医療機関等ONSでの周知

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の運用開始について

KB0011677
506 ピュー

三

医療扶助のオンライン販売店の導入に向け、日頃よりご理解・協力をいただき、誠にありがとうございます。
医療扶助のオンライン販売開始に際し、令和6年2月1日（金）から導入を開始いたします。

個人開始に立ちまして、令和6年2月18日(日)より、被保険者を算定してあり、マイナンバーカードの出力が正しく強調されたお客様について、医療機関・薬局において、医療扶助のオンライン資格認証を導入済みの場合、マイナンバーカードによる資格認証、医療券・薬剤券情報の閲覧が可視化となっております。

ご質問は、ご多忙のことなれば入り込みますが、以下医療機器をご使用の方へ、医療機器・薬局において、医療機器についても、医療機器と同様にマイナンバーカードによる責任医師の登録がなされることを是非お読みください。

- ・委託元である様事務所に於いて医療扶助のオンライン賞賛額の領取状況については、様事務所から医療扶助・薬剤へ医療扶助を行ふよう実施しておりますので、詳細は、様事務所にお問い合わせください。
- ・所持確認書は、(電子メールを含む)による様事務所へ提出する場合と、郵便にて郵送する場合で、各自選択して下さい。

- ・医療機関のインフォメーションリリース等による「いい」ことには、インフォメーション有効性評議会による「検査実施」
- ・電子化方面は、現在3月末を予定しているため、導入前までは、紙の検査方箋によりご対応をお願いします。また、運用に伴う不明点や課題等がある場合は、医療機関等ONLINEの併合セフォームよりお寄せください。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成



③周知資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認等システムについて、医療機関等運用テストに係る周知を行いました。

医療機関等ONS上にお知らせを掲載し、テスト計画書・テストシナリオ等を提示することで医療機関等におけるテストが円滑に進むよう対応しました。

医療機関等における運用テストについて

医療機関等運用テスト計画書

重要性分類Ⅲ
令和5年2月6日

2. スケジュール

下記のスケジュールは、当院の臨床検査実用ニットの実施に、あらかじめお問い合わせください。

1. 目的と概要

目的

医療機関等運用データは、オンライン資格確認等システムから出力される資格確認・手術情報・診療情報・薬剤情報・特定健診情報を連携アプクリーション又はWeb APIを利用して、医療機関等の既存システムと連携し、医療機関又は医療機関間等でデータを確認することを目的としています。
医療機関間連携システム（レバシピコム・電子カルテシステム、業務システム（問診システム）等）やオンライン資格確認等アプロード連携し、システム連携・運用上の支障等の有無を確認する。

オンライン資格認証・診療情報・薬剤情報・特定健診情報間連携機能の運用を開始するため、説明・機器の動作、運用などの状況を確認確認する。

対象 登録 窓口	・ 40歳未満の事業者の登録情報の活用	
	第4期特定健診・特定保健指導の提出	医療扶養手帳・オンライン資格確認等システムの導入
医療機関	・ 医療扶養手帳・オンライン資格確認等システムの導入	・ オンライン診療情報・薬剤情報・特定健診情報（電子処方箋対応含む）
医療機関	・ オンライン診療情報・薬剤情報・特定健診情報（電子処方箋対応含む）	・ 駐院得可可能な情報（資格情報・薬剤情報・診療情報（手術情報含む）・特定健診情報）

概要

本ステップの概要を示します。医療扶助・訪問診療等・オンライン診療等、事業者健診、第4期特定健診でテストの実施時期が異なるので、ご留意ください。

概要	医療機関又は医療機関等へのガバナンスの動作、連携などを確認する	
	医療扶助	オンライン診療等
実施時期	・ 事業者健診・第4期特定健診：令和6年1月～令和6年3月末 ・ 医療扶助：令和5年11月～令和6年2月末 ・ 診療情報等：オンライン診療情報（電子カルテ）：令和6年3月～令和6年3月末 ・ 診療情報等：オンライン診療情報（電子カルテ）：令和6年3月～令和6年3月末 ・ 国に駆け可能な情報（資格情報・薬剤情報・診療情報（手術情報含む）・特定健診情報）：隨時	

テストナリオ、 運用テスト手順	支払基金の提示するテストナリオを基に、医療機関等内の運用を加味したテストナリオ、運用テスト手順書を医療機関等準備する	
	問合せ対応	医療機関等ONSに受付、回答する
*「外部 外部		

医療機関等運用テストシナリオ

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認に係る助成金について周知を行いました。

補助金に係る説明資料や申請に必要な資料を医療機関等向けポータル上に掲載し、医療機関・薬局が補助金を活用して導入推進出来るよう対応しました。

補助金に関する周知

医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知

医療扶助のオンライン資格確認等導入に係る助成金について

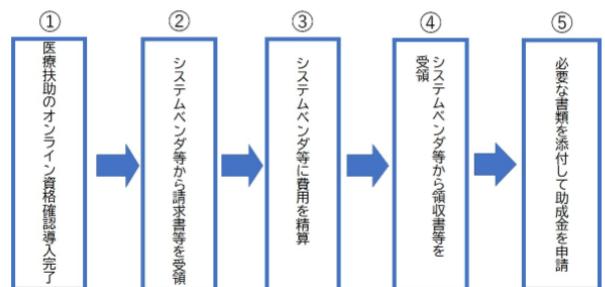
▲ 更新者：管理者90 · 曜日：12日前 · 閲覧数：129017 · ★★★☆☆

No.	目次
1	助成金交付申請の流れ
2	助成金申請期間
3	助成金交付額
4	助成金対象項目
5	助成金申請に必要な書類
6	申請様式・手書き等

1.助成金交付申請の流れ

○助成金申請については、以下の流れで行ってください。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る助成金申請の流れ



医療扶助のオンライン資格確認導入に係る指定 医療機関・指定薬局への補助に係る説明

医療扶助のオンライン資格確認導入に係る保険医療機関及び薬局への補助

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、保険医療機関及び薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

③ 施策の概要

保険医療機関等におけるシステムの改修内容が整理されるため、保険医療機関等において早期からシステム改修に着手できるよう、保険医療機関等への補助を実施する。
※医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 保険医療機関等（間接補助）

【補助率】 病院、大型チェーン薬局：1/2、診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

○ 保険医療機関等におけるレセプトコンピュータ等のアプライケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受け付け月4万回以上の業種)	診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額5.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

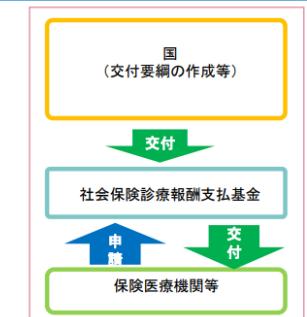
○ 保険医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。

(具体的な事務の例)

- ・交付申請書等の受付・取りまとめ
- ・申請内容の確認
- ・保険医療機関等への修正依頼
- ・申請書類の差し替え
- ・データ入力
- ・保険医療機関等からの問い合わせ対応
- 等

⑤ 成果イメージ(負担軽減効果)

保険医療機関等において、診察時に本人同意のもとで健診情報等を閲覧することができるようになりますことにより、より良い医療サービスを提供することが可能となるほか、直ちに資格確認を行うことによる医療扶助の適正な運営が図られる。



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

オンライン請求システムのポップアップを利用し、医療扶助のオンライン資格確認が開始することの周知を令和5年9月～令和6年3月まで月次で実施しました。

また、その際に導入状況に関するアンケートを実施することで、医療機関等の導入進捗を把握し、補助金申請期間の延長等状況に合わせた対応を推進しました。

医療機関・薬局向け周知

オンライン請求システムポップアップ上で周知・アンケート文案

令和6年3月から、医療扶助のオンライン資格確認が始まります

令和6年3月から、医療扶助のオンライン資格確認が始まります

令和6年3月から、オンライン資格確認の対象者が生活保護受給者の方に拡大します。

保険医療機関・薬局の窓口で、生活保護受給者の医療券・調剤券の資格をオンラインで確認できるようになり、また、診療・薬剤情報、健診情報等についても、保険医療機関・薬局で閲覧できるようになることで、より良い医療の提供につながります。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修費用については、補助金を利用することが可能です

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る補助金申請の受付を開始しました。

補助金の詳細及び申請方法につきましては、総合ポータルサイトをご確認ください。（総合ポータルサイトトップページ>オンライン資格確認>医療扶助について のメニューから補助金をクリック）

【アンケートのお願い】

医療扶助のオンライン資格確認（詳細は、上記を参照）の導入予定時期について、ご回答をお願いいたします。

- ・ 令和5年12月中に導入予定
- ・ 令和6年1月中に導入予定
- ・ 令和6年2月中に導入予定
- ・ 令和6年3月中に導入予定
- ・ 令和6年度中に導入予定
- ・ 令和7年度以降に導入予定もしくは導入予定時期は未定
- ・ 現時点では導入を検討していない
- ・ 上記以外（アンケート回答に同意しない/本部にて一括で取りまとめている等でわからない）

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.5. 医療機関・薬局向けの周知実績

令和5年度の医療機関・薬局（システムベンダ含む）向けの主な周知実績を以下に整理しました。

医療機関等向け周知

周知ポイント。
… 次頁以降で詳細説明。

周知対象	主な周知内容	
令和5年6月	システムベンダ	説明会実施 1 医療機関・薬局システムベンダの理解向上
令和5年6月	医療機関等	医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き 2 医療扶助のオンライン資格確認の理解促進及び導入推進
令和5年6月	医療機関等	医療扶助オンライン資格確認開始のお知らせ システムベンダとの契約調整依頼
令和6年1月	医療機関等/ システムベンダ	検証運用開始連絡 3 本番稼働前の早期の課題抽出
令和6年1月	医療機関等	検証運用、運用開始からの導入可否確認アンケート
令和6年2月	医療機関等/ システムベンダ	運用開始連絡 4 運用開始の周知
令和5年 9,12,3月	医療機関等	導入予定期の確認アンケート 5 オンライン請求システムのポップアップによる導入状況把握及び導入推進
令和5年9月 ～令和6年3月	医療機関等	医療扶助のオンライン資格確認の概要、補助金制度等の月次周知

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.5. 医療機関・薬局向けの周知実績

前頁の続き。

1

医療機関・薬局システムベンダの理解向上

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等に対し、いかに医療扶助のオンライン資格確認の導入を進めるかが課題としてあった。
- 医療機関・薬局システムベンダ向けに、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋等の導入に向けた説明会の開催が検討されていた。

対応

- 電子処方箋等の導入に向けた説明会の中で医療扶助のオンライン資格確認に関する仕組みの概要の説明を行い、医療機関・薬局システムベンダの医療扶助のオンライン資格確認の理解向上を図った。
- 医療機関・薬局システムベンダの医療扶助のオンライン資格確認に対する理解向上により、医療機関・薬局における医療扶助オンライン資格確認の導入を推進した。

2

医療扶助のオンライン資格確認の理解促進及び導入推進

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入にあたって、医療機関・薬局が円滑に導入を進めるためのガイドラインとなる資料を示す必要があった。

対応

- 厚生労働省HP・医療機関等向け総合ポータルサイトにて、医療扶助のオンライン資格確認の導入の手引きを公開した。
- 医療扶助のオンライン資格確認の導入の手引き内では、医療扶助のオンライン資格確認の概要説明を行い、医療扶助のオンライン資格確認の導入に必要な作業内容・スケジュールを示した。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.5. 医療機関・薬局向けの周知実績

前頁の続き。

3

本番稼働前の早期の課題抽出

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認の本番稼働に先立って、医療扶助のオンライン資格確認を実施する際に発生するであろう運用面およびシステム面での課題を早期に抽出し、対応策の検討・策定を行う必要があった。

対応

- 令和6年2月13日（火）～2月29日（木）の期間で医療扶助におけるオンライン資格確認の検証運用を実施し、本番稼働に先駆けて医療扶助のオンライン資格確認を実施する際に発生するであろう運用面およびシステム面での課題を早期に抽出し、対応策の検討・策定を行った。
- 検証運用中の医療機関・薬局からの問合せには随時対応することに加え、特に重点的にモニタリングする医療機関・薬局を選定し、医療機関・薬局から吸い上げた課題に迅速に対応した。
- 医療機関・薬局からの問合せは、一元管理を行い、他医療機関・薬局への周知が必要である場合は横展開を行った。

4

運用開始の周知

背景

- 令和6年3月1日、医療扶助のオンライン資格確認の運用が開始され、被保護者本人がマイナポータル画面で、資格情報や医療券・調剤券情報等の閲覧が可能となる。
- 各医療機関・薬局に対して、運用開始に当たっての留意事項を改めて周知する必要があった。

対応

- 被保護者が医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの委託先医療機関等で受診する際、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認が可能となるに伴い、レセプト請求や医療機関等における業務の流れで留意すべきことを改めて周知した。
- 運用開始に伴い、患者等が持参したマイナンバーカードで受付時に閲覧の同意をしている場合、同意情報登録後の24時間に限り、医療機関等は薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報及び健診情報の閲覧が可能となることを示した。
- 医療扶助のオンライン資格確認を利用するにあたり、医療扶助のオンライン資格確認等導入に係るシステム改修完了後にオンライン資格確認等システムの設定変更が必要であることを改めて周知した。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.5. 医療機関・薬局向けの周知実績

前頁の続き。

5

オンライン請求システムのポップアップによる導入状況把握及び導入推進

背景

- 医療機関等において医療扶助のオンライン資格確認についての認知度を向上させ、導入を促進させる必要があった。また、医療機関が実際にいつ導入を検討しているかを把握する必要があった。
- 医療機関等での医療扶助のオンライン資格確認導入の早期化策として補助金申請期間の延長を実施した。申請期間の延長により、補助金申請が間に合わず令和6年度以降の導入とした医療機関等が令和5年度中に導入出来るよう対応した。
- 上記延長対応について医療機関等に周知する必要があった。

対応

- 厚生労働省HPや医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知に加え、オンライン請求システムでのポップアップを利用したオンライン資格確認の概要や補助金制度の周知を、令和5年9月～令和6年3月まで月次で実施することにより、医療機関等の認知向上と導入の促進を図った。
- また、ポップアップ上で導入状況に関するアンケートを実施した。医療機関等の導入進捗を把握することで、補助金申請期間の延長など状況に合わせた対応を推進した。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.1. 引継書の作成

本業務の成果物一式を令和5年度の業務受託者に引継ぎため、本業務の成果物を纏めた「引継書」を作成しました。

引継書

令和6年3月21日

「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、↓
医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式」に係る引継書

「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報
及び運用課題検討等一式」において実施した作業について、令和6年度以降への引継ぎ内容
を以下にご報告します。

1. 作業内容及び作業結果等
※令和5年度報告書をご確認ください

2. 引継事項

① 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び運用
課題検討実績
— 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び
運用課題検討実績について引継ぎを行います。

② 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び運用
課題検討における課題検討結果
— 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び
運用課題検討における課題検討結果について引継ぎを行います。

3. 引継方法
本事業の後継となる事業は、令和6年度に実施される「医療扶助のオンライン資格確認を活用し
た更なる効果的な医療扶助の実施等にかかる調査研究一式」と認識しています。令和6年度の事業
者への引継ぎは、本事業の最終報告会を引継ぎ会の代替とさせていただきます。

<引継会（本事業の最終報告会）日程>
令和6年3月21日（木）

<内容>
本契約期間中に行った業務の検討内容や決定事項、次年度における主な検討事項等の説明

<説明資料>
最終報告会資料

<参加者>
厚生労働省社会援護局 : [REDACTED]
令和5年度事業者（アクセンチュア株式会社） : [REDACTED]
令和6年度事業者（アクセンチュア株式会社） : [REDACTED]

以上

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.2. 引継ぎ対象の成果物

引継ぎ対象とする成果物の一覧は以下の通りです。

成果物の一覧（1 / 2）

成果物名
生保オン資_WBS_Ver1.0_20240325
生保オン資_プロジェクト計画書_Ver1.0_20230407
【ご参考】医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関・薬局リスト（サンプル）
オンライン請求回線の接続手順_Ver1.3
健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料（最新版）
生保オン資 差分表_v4
医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料 Ver1.1
別紙1 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_DV・虐待等被害者の保護_Ver1.0
別紙2 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_健診情報の引継ぎ Ver1.0
ネットワーク接続方式に関して_Ver1.7
健診情報の登録における電子証明書の発行申請について_Ver1.0
資格情報等登録の手引き_ver1.2
資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト【福祉事務所名を記入してください】 （福祉事務所向け）医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け説明のガイドライン Ver1.0
加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧_第1.1版
福祉事務所向け手引き_Ver1.6
特定個人情報保護評価（PIA）の手続きについて（「本人確認事務」確認用） v3
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について（依頼）（更新版）

成果物名
福祉事務所向け国民配布用リーフレット_マイナンバーカードの取得促進・初回登録等_Ver1.00
オンライン資格確認実績ログの活用に係る福祉事務所向け手引き ver1.00
健診情報における本人情報の確認方針及び手順について_ver1.01
健診情報及び資格情報等の登録に係るベンダ説明会資料
【別添1】異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順_v1.0
【別添2】誤入力チェックシステム24'の稼働に向けた対応について v1.0
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き Ver1.2
医療機関・薬局向けの医療扶助のオンライン資格確認の周知資料（1枚紙）_Ver1.1
【医療扶助】医療機関等ベンダ説明会資料（回答明記ver） Ver1.0
【医療扶助】医療機関等ベンダ説明会資料（検証運用に係る周知）_Ver1.0

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.2. 引継ぎ対象の成果物

前頁続き

成果物の一覧（2/2）

成果物名
【生保オン資】周知計画書（最終版）_Ver1.00_20240325
引継書_Ver1.0
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20230413
【本紙】生保オン資_中間報告資料_Ver.1.00
【別紙】生保オン資_運用開始に向けた課題及び対応状況一覧_Ver1.00
生保オン資_最終報告会資料_Ver.1.0_20240325
開催要綱_第1回目
議事次第_第1回目
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第1回) 資料_1.0版
開催要綱_第2回目
議事次第_第2回目
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第2回) 資料_1.0版
生保オン資_中間報告議事録_Ver1.0_20231109
生保オン資_最終報告議事録_Ver1.0_20240325
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第1回) 議事録_Ver1.0
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第2回) 議事録_Ver1.0
令和5年度報告書_Ver1.0

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「2. 周知広報」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
【ご参考】医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関・薬局リスト（サンプル）
オンライン請求回線の接続手順_Ver1.3
健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料（最新版）
生保オン資_差分表_v4
医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料_Ver1.1
別紙1 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_DV・虐待等被害者の保護_Ver1.0
別紙2 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_健診情報の引継ぎ_Ver1.0
ネットワーク接続方式に関して_Ver1.7
健診情報の登録における電子証明書の発行申請について_Ver1.0
資格情報等登録の手引き_ver1.2
資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト【福祉事務所名を記入してください】 （福祉事務所向け）医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け説明のガイドライン_Ver1.0
加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧_第1.1版
福祉事務所向け手引き_Ver1.6
特定個人情報保護評価（PIA）の手続きについて（「本人確認事務」確認用）_v3
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について（依頼）（更新版）

成果物名
福祉事務所向け国民配布用リーフレット_マイナンバーカードの取得促進・初回登録等_Ver1.00
オンライン資格確認実績ログの活用に係る福祉事務所向け手引き_ver1.00
健診情報における本人情報の確認方針及び手順について_ver1.01
健診情報及び資格情報等の登録に係るベンダ説明会資料
【別添1】異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順_v1.0
【別添2】誤入力チェックシステム24'の稼働に向けた対応について_v1.0
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き_Ver1.2
医療機関・薬局向けの医療扶助のオンライン資格確認の周知資料（1枚紙）_Ver1.1
【医療扶助】医療機関等ベンダ説明会資料（回答明記ver）_Ver1.0
【医療扶助】医療機関等ベンダ説明会資料（検証運用に係る周知）_Ver1.0
【生保オン資】周知計画書（最終版）_Ver1.00_20240325
引継書_Ver1.0

3章：運用課題検討

3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.1.1. 運用課題検討の考え方

令和5年度は、10月から資格情報等の登録が開始され、3月から医療扶助のオンライン資格確認の運用開始されることを踏まえ、医療扶助のオンライン資格確認導入後における福祉事務所及び医療機関等の運用整理、福祉事務所、医療機関等、被保護者の導入推進、資格情報及び健診情報の誤登録防止に係る対応の3軸で課題検討を実施しました。

運用課題検討の考え方

運用課題検討の要点

- 医療扶助のオンライン資格確認導入における運用課題の検討にあたっては、**課題に対して検討の優先度を付けて、検討スケジュールに落とし込むことが肝要であり、優先度を付与する際には、その課題の解決がインプットとなるマイルストン・成果物を考慮することが肝要。**

検討作業の分割（優先順位付け）

- 運用課題検討配下の3つに大別した。
 - ✓ A：医療扶助のオンライン資格確認導入後における福祉事務所及び医療機関等の運用整理に資する検討
 - ✓ B：福祉事務所、医療機関等、被保護者の導入推進に資する検討
 - ✓ C：資格情報及び健診情報の誤登録防止に資する検討

検討事項の整理

- A 福祉事務所におけるマイナンバーカードを持たない被保護者への対応、医療機関等の窓口における資格確認方法等、実運用での課題検討を実施する。

- B 未導入の福祉事務所、医療機関等、被保護者の導入に係るボトルネック等の課題検討を実施する。

- C 資格情報及び健診情報の誤登録防止するための対策の検討をする。

検討内容の反映先（インプット先）

- A 主に周知資料・オンライン資格確認の導入を前提とした運用課題を整理した報告書に検討内容を反映（インプット）する。

- B 主にアンケート、問合せ等で各ステークホルダのボトルネックを把握の上、適宜ポータルサイトのFAQ、周知資料掲載、国民向けリーフレットに検討内容を反映（インプット）する。

- C 主に、データ登録の基本方針及び誤登録防止に係る周知資料、データ整備のチェックリスト、データ整備完了の報告を実施により検討内容を反映（インプット）する

3. 運用課題検討

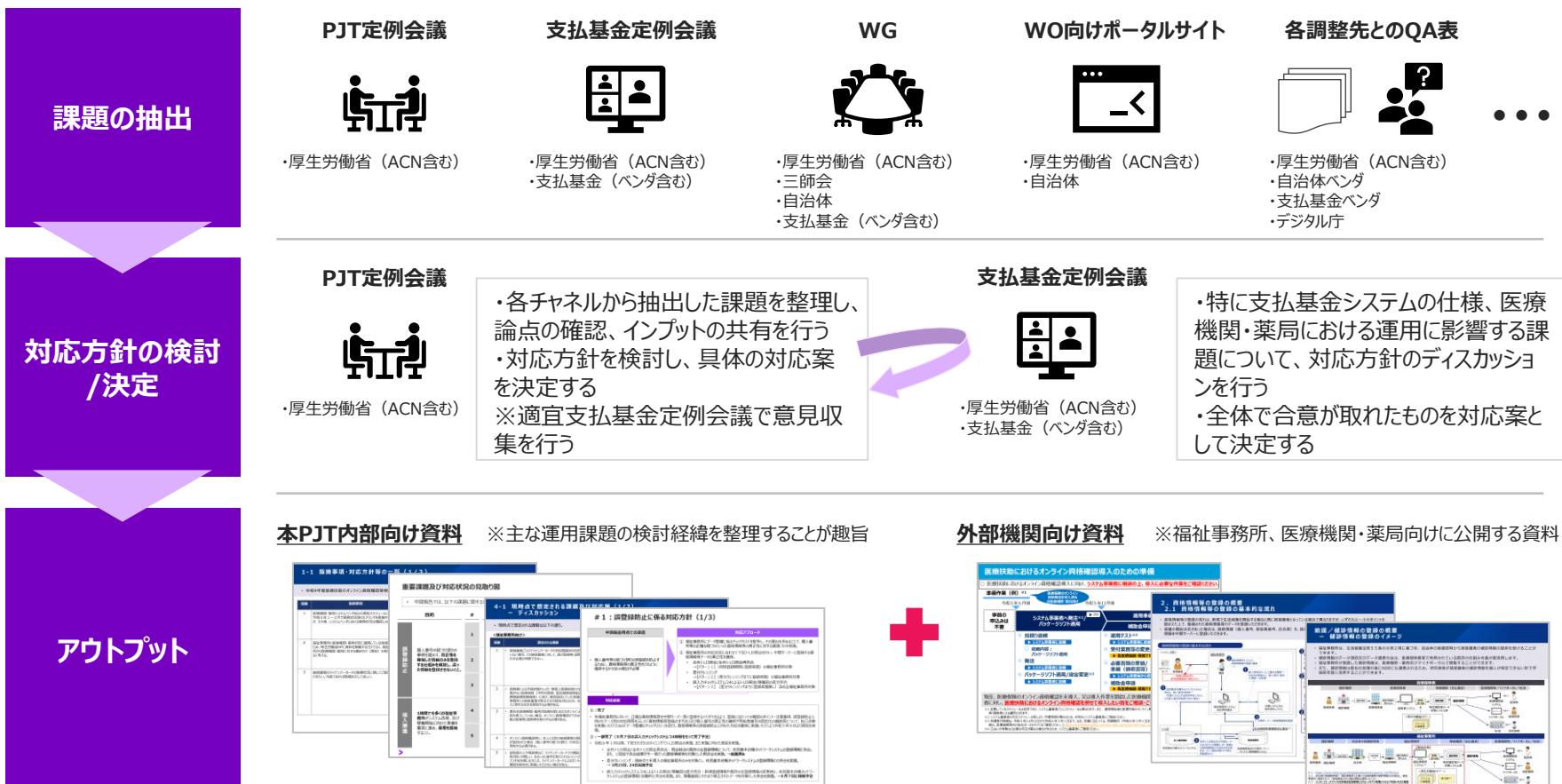
3.1. 前提事項

3.1.2. 運用課題検討の考え方

運用課題検討にあたっては、本PJT（貴省・弊社）だけでなく、医療扶助のオンライン資格確認の関係者から、幅広く課題及び対応方針への意見を収集し、彼らの意見も踏まえた対応案を策定しました。

また、運用課題検討の検討結果は、本PJT内部向けの資料（WG資料、中間報告資料、最終報告資料）及び外部機関向け資料（福祉事務所及び医療機関等向けに公開する資料）の2系統で整理しました。

運用課題検討の進め方



3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.1. 検討経緯/検討結果の取り纏め方針

運用検討課題のうち、福祉事務所及び医療機関・薬局に公開するものについては、各ステークホルダ向けの周知資料内（医療機関等向け手引き、資格情報等登録の手引き、健診情報の本人情報の確認の手引き等）に整理しています。

本章節では、本PJT内部向けの運用課題の検討経緯・検討結果（WG、中間報告、最終報告で整理した内容）を整理します。

本章節で整理する運用課題

課題の抽出

PJT定例会議



- 厚生労働省（ACN含む）

支払基金定例会議



- 厚生労働省（ACN含む）
- 支払基金（ペンダ含む）

WG



- 厚生労働省（ACN含む）
- 三師会
- 自治体
- 支払基金（ペンダ含む）

WO向けポータルサイト



- 厚生労働省（ACN含む）
- 自治体

各調整先とのQA表



- 厚生労働省（ACN含む）
- 自治体ペンダ
- 支払基金ペンダ
- デジタル庁

対応方針の検討 / 決定

PJT定例会議



- 厚生労働省（ACN含む）

・各チャネルから抽出した課題を整理し、論点の確認、インプットの共有を行う
・対応方針を検討し、具体的な対応案を決定する
※適宜支払基金定例会議で意見収集を行う

支払基金定例会議



- 厚生労働省（ACN含む）
- 支払基金（ペンダ含む）

・特に支払基金システムの仕様、医療機関・薬局における運用に影響する課題について、対応方針のディスカッションを行う
・全体で合意が取れたものを対応案として決定する

アウトプット

本PJT内部向け資料

※主な運用課題の検討経緯を整理することが趣旨

外部機関向け資料

※福祉事務所、医療機関・薬局向けに公開する資料

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

本PJT内部向けの主な運用課題の検討経緯・検討結果と、令和5年度における対応状況を以下に整理しました。

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（1 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
1	福祉事務所	導入推進	福祉事務所向けポータルサイトを有効に活用できており、制度理解・導入作業が滞っている自治体が存在する。	福祉事務所向けアンケートや問合せを踏まえ、ポータルサイト上の作業の全体像を示したページの新設や、問合せいただきたいケースの周知により、作業が滞っている自治体・福祉事務所の理解促進を図る。	完了
2	福祉事務所	導入推進	導入推進の大幅な遅延が見込まれる自治体が存在する。	福祉事務所向けアンケートに基づき、導入が進んでいないと思われる福祉事務所には個別連絡し、対応状況ヒアリングのうえで、必要となる対応についてのフォローを行う。	完了
3	福祉事務所	導入推進	導入作業を把握できず、どのベンダにどの範囲の依頼をするべきなのか分からぬ自治体が存在する（特にネットワーク対応）。	ネットワークや各システム、統合専用端末等の各ベンダへの依頼事項や、連携対象の資料を示したFAQを作成し、公開する。	完了
4	福祉事務所	導入推進	福祉事務所向けアンケートに未回答の自治体については導入推進状況が把握できない。	未回答の福祉事務所に個別連絡による回答リマインドにより、全福祉事務所からの回答を得ることで、課題把握・導入支援に繋げる。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（2 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
5				厚生労働省HP・医療機関等向けポータルサイトにおいて導入の手引きを公開することで、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、制度・導入作業・補助金等の概要についての周知を実施する。	完了
6	医療機関等	導入推進	医療機関・薬局については、令和5年度から周知を開始するため、制度・導入作業への理解促進に向け、効果の高い周知を実施する必要がある。	福祉事務所が地域の医療機関・薬局に対して説明を行う際に活用できるガイドライン資料を公開し、医療機関・薬局の理解促進を図る（医療機関等向けの手引きを基に説明時のポイントを示したもの）。	完了
7				オンライン請求システムのポップアップを用いた周知を月次で実施することで、医療機関・薬局の医療扶助のオンライン資格確認についての認知機会を増やす（なお、当該周知は他のオンライン資格確認関連施策と同時にを行うことで、医療機関・薬局の確認負荷を軽減を図っている）。	完了
8	福祉事務所システムベンダ	導入推進	システム改修対応においてベンダが課題を抱える場合に、課題解消策を講じる必要がある。	システム改修対応に課題があるとみられる福祉事務所ベンダに対し、個別ヒアリングによる課題把握を行った上で、疑問点の解消・個別フォローを行うことで、課題解消に繋げる。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（3 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
9	福祉事務所システムベンダ	導入推進	システム改修を対応いただくうえで必要な情報を迅速・正確に把握いただくことが必要である。	福祉事務所向けポータルサイトへのベンダ登録を促し、サイト上でベンダの種類に応じて見るべきお知らせを示したリンク集を公開することで、自治体を介さずに、ベンダが導入作業について把握できる機会を作る。	完了
10	医療機関等システムベンダ	導入推進	パッケージソフト改修の要件を理解いただいた上で、改修対応を確実に実施いただく必要がある。	パッケージソフトの詳細な改修内容及び範囲等について、令和4年9月に技術解説書を開催するとともに、説明会を昨年12月と本年6月の2回開催することで、ベンダへの早期周知を図る。	完了
11	医療機関等システムベンダ	導入推進	医療扶助のオンライン資格確認に係る改修をスケジュール通りに対応いただく必要がある。	ベンダへの個別の課題のヒアリングや、合同の説明会において、他のオンライン資格確認関連施策（電子処方箋等）との同時の導入作業が可能であり、導入に係る作業負担軽減の可能性があることを説明する。	完了
12	福祉事務所	誤登録防止	資格情報の登録を開始するための事前対応事項（外部接続テスト、データ整備のチェックリスト等）を完了していない自治体が存在する。	対応状況の報告フォームの回答に基づき、導入が進んでいないと思われる福祉事務所には個別連絡し、対応状況をヒアリングし、フォローを行う（対応事項や解説資料の連携等）。	完了
13				令和5年12月6日時点で、資格情報の登録を開始するための事前対応事項を完了していない自治体向けに、令和6年3月（予定）に全件J-LIS照会を実施するとともに、本年度中の資格情報の登録が促進するよう、該当福祉事務所に対して周知（被保護者のマイナンバーカード取得促進の周知を含む）を行う。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（4 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
14	医療機関等	導入推進	現時点で導入を予定していない医療機関・薬局が約38%存在している。	他のオンライン資格確認関連施策との同時導入のモデルケースや、医療DX施策の全体像・メリットを示すことで、医療扶助のオンライン資格確認についても導入検討いただけるよう周知を実施する。	完了
15				自治体・福祉事務所に対して、地域の医療機関・薬局に医療機関等向けの会議、地区医師会等関係団体との打ち合わせでの資料配付等（各自治体の実情を踏まえた周知方法を想定）を行っていただくよう周知を実施する。	完了
16	福祉事務所	誤登録防止	個人番号等の紐づけ誤りの誤登録を防止するために、資格情報等の真正性をどのように確保するか（大方針の決定）	各福祉事務所でデータ整備を実施いただくようチェックリストの対応依頼を実施する。	完了
17				J-LIS照会を行い、中間サーバーに登録する資格情報の真正性を確保する。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（5 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
18	福祉事務所	誤登録防止	真正性確保の大方針を推進するに当たり、想定される課題として、初回登録後の資格情報の新規登録の登録方針をどうするか。	初回登録後の更新データはチェック'24稼働までオンライン資格確認の対象としない方針とする。	完了
19	福祉事務所	誤登録防止	健診情報について、確実に本人情報である確認をどのように確保するか	誤って登録されてしまった新規資格情報を検知し、対象の福祉事務所へ連絡、データを削除いただく方針とする。	完了
20	福祉事務所	誤登録防止	医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等に対し、いかに導入を進めるか。	資格情報と同様に基本4情報による突合によるデータ整備を呼びかける。また、実際に健診情報の本人情報の確認が完了した時点での報告を求める。	完了
21	医療機関等	導入推進	医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している福祉事務所に対し、いかに導入を進めるか。	周知計画に沿った周知を行うとともに、アンケート/ヒアリング等で把握した課題を踏まえた、効果的な周知や個別フォローを継続実施する。	完了
22	福祉事務所	導入推進	医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している福祉事務所に対し、いかに導入を進めるか。	福祉事務所全体に向けて、導入における作業全体の概要や各作業の手順に係る周知を福祉事務所向けポータルサイトで行う。また、福祉事務所向けアンケートに基づき導入に大幅な遅延が見込まれる福祉事務所に対しては個別アプローチを実施する。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（6 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
23	福祉事務所	導入推進	資格情報等の初回登録が開始された中、いかに福祉事務所の登録を増やすか。	最新の福祉事務所の課題をアンケート/ヒアリングで把握し、各福祉事務所の対応状況に沿ったアプローチを継続実施する。	完了
24	医療機関等	導入推進	導入意欲はあるが、令和6年度以降の導入予定している医療機関・薬局に対して、どのように導入時期を早めさせるか。	補助金申請期間の延長について、オンライン請求ポップアップ及び医療機関等向け総合ポータルサイトを利用して補助金申請について周知する。	完了
25	被保護者	導入推進	被保護者のオンライン資格確認利用の促進をどのように促すか。	福祉事務所が被保護者向けに配布するリーフレットを作成する。リーフレットは、マイナンバーカード利用のメリットや方法について詳細に説明し、被保護者の利用促進に資する情報提供を行う。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（7 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
26	福祉事務所	運用整理	被保護者ごとのマイナンバーカードの初回登録状況を把握していない場合、どの被保護者に対して、紙の医療券/調剤券の発行が必要か判断できない。	マイナンバーカードの初回登録は、顔認証付きカードリーダーの画面操作でも可能であり、福祉事務所が仮に紙の医療券/調剤券を発行しなかった場合であっても、被保護者が医療機関・薬局に訪れた際に、初回登録を行うことができる。 令和6年2月下旬にマイナンバーカード保険証利用登録（初回紐付）状況ファイルが各福祉事務所へ配信を実施。また、令和6年4月以降にも順次、当該ファイルの配信を予定（四半期に1回の頻度で支払基金から福祉事務所の統合専用端末へ配信）しており、被保護者ごとのマイナンバーカードの初回登録状況の把握が可能となっている。当該ファイルを参考に、紙の医療券/調剤券の発行要否の判断できるため、マイナンバーカードの発行及び初回登録を行うよう被保護者への周知を実施いただく。 なお、令和6年10月下旬頃に初回登録状況を隨時確認できる機能リリースを予定している。	完了
27	福祉事務所	運用整理	保険者による手続き漏れにより、制度上医療扶助との資格重複がない医療保険（市町村国保、国民健康保険組合、後期高齢者医療保険）に加え、前回居住していた地域の福祉事務所との資格重複が発生する可能性があるため、当該ケースに関する対応を周知する必要がある。	中間サーバー等に登録されている加入者資格情報について、資格重複していないか確認するチェックを定期実施（月2回）し、統合専用端末又は生活保護システム（レセプト管理システム）にチェック結果を通知する。チェック結果を基に、修正要否の識別及びデータの修正対応を実施いただく。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（8 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
28	福祉事務所	運用整理	委託先医療機関・薬局が医療扶助におけるオンライン資格確認を導入していない場合、オンライン資格確認ができないため、紙の医療券/調剤券を発行する必要がある。	厚生労働省HPで、「医療扶助のオンライン資格確認の環境設定済み」の医療機関・薬局のリスト（月次更新）を公開する。 本一覧を利用しつつ、適宜、委託先医療機関・薬局に対し、福祉事務所からの個別連絡等により導入状況を把握いただくことを想定。	完了
29	福祉事務所	その他	オンライン資格確認時に、本人とは別の被保護者の資格情報が返却された場合（個人番号の紐づけ誤り）の対応について周知する必要がある。	紐づけ誤りが発生した場合は、直ちに当該被保護者の資格情報を修正するようご対応いただくとともに、厚生労働省宛に別途報告を実施いただくこととする。	完了
30	医療機関等	運用整理	オンライン資格確認時に、被保護者の資格情報が返却されない場合の医療機関・薬局の対応について周知する必要がある。	医療機関・薬局でオンライン資格確認での資格情報が確認できない場合は、紙の医療券/調剤券で資格確認を行っていただくもしくは福祉事務所への架電で資格確認を実施いただく。 ※当該対応は現行運用と同様であり、既に周知済み	完了
32	被保護者	運用整理	被保護者がマイナンバーカードの初回登録を実施しておらず、オンライン資格確認が実施できない場合の対応について周知する必要がある。	被保護者が初回登録を実施していない場合は、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーを操作して実施することも可能。 適宜福祉事務所が紙の医療券/調剤券を発行し、被保護者に提供を行うことも可。 また、被保護者へは、マイナンバーカードでのオンライン資格確認は初回登録の手続きが必要である旨を福祉事務所から周知いただくよう呼び掛ける（被保護者向けに周知するためのリーフレットを福祉事務所に提供済み）。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き

主な運用課題の検討経緯・検討結果の一覧（9 / 9）

#	対象	課題分類	課題・検討事項	対応方針/検討結果	対応状況
32	医療機関等	運用整理	オンライン資格確認時に、社会保険状況フラグと保有する資格情報に不整合があった場合や制度上医療扶助との資格重複がない医療保険（市町村国保、国民健康保険組合、後期高齢者医療保険）や医療扶助の資格重複を確認した場合、医療機関・薬局の対応について周知する必要がある。	福祉事務所（または医療保険者）のいづれかへ架電し、当該被保護者が保有する資格情報を確認していただく。正しい資格情報を確認した後は、適切なレセプト請求先へ請求手続きを行っていただく。 ※当該対応については、医療機関等向けオンライン資格確認等システム運用マニュアルで周知済	完了
33	医療機関等	その他	オンライン資格確認等システムでは、医療機関等単位で医療扶助情報の利用有無を管理しており、通常は医療扶助情報利用有無区分で制御されるが、災害時医療情報閲覧機能では例外的に制御しない方針を検討する必要がある。 ※医療扶助情報利用有無区分（利用する）の場合：医療扶助の資格情報等が存在すれば検索結果に応じて返却する ※医療扶助情報利用有無区分（利用しない）の場合：医療扶助の資格情報等が存在しても返却しない	災害時医療情報閲覧機能（大規模災害時に氏名や住所などから資格を確認したうえで、特定健診・薬剤情報を閲覧する機能）においては、機能目的を考慮し例外的に医療扶助情報利用有無区分で制御しない方針とする。	完了

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.3. 検討経緯/検討結果の詳細：誤登録防止に係る対応方針（1/3）

運用課題

- 個人番号等の紐づけ誤りの誤登録を防止するため、資格情報等の真正性をどのように確保するか方針の検討が必要

対応アプローチ

- ① 福祉事務所にデータ整備に係るチェックリストを配布し、その提出を求めることで、個人番号等の正確な紐づけといった資格情報等の真正性に対する意識づけを実施。
- ② 福祉事務所の対応状況に合わせて下記J-LIS照会を行い、中間サーバーに登録する資格情報等データの真正性を確保。
 - ・ 全件J-LIS照会/全件J-LIS照会再突合
→【パターン1】（初回登録期間に登録実施）の福祉事務所対象
 - ・ 3月末J-LIS照会
→【パターン2】（3月末のJ-LIS照会までに登録実施）の福祉事務所対象
 - ・ 誤入力チェックシステム'24によるJ-LIS照会/稼働前の差分突合
→【パターン3】（3月末のJ-LIS照会までに登録実施無し）含め全福祉事務所対象

対応結果

①：完了

- 各福祉事務所において、正確な資格情報等を中間サーバー等に登録することができるよう、登録に当たっての確認のポイント・注意事項、誤登録防止に向けたケース別の対応例等を示した「資格情報等登録の手引き」及び個人番号の真正性の確保や受給者番号の固定化の徹底等について、自己点検を実施いただくための「データ整備のチェックリスト」を送付。資格情報等の誤登録防止に向けた対応を確実に実施いただくよう令和5年8月より周知を実施。

②：一部完了（5月7日の誤入力チェックシステム'24稼働をもって完了予定）

- 令和6年1月以降、下記それぞれのタイミングでJ-LIS照会の実施、また実施に向けた周知を実施。
 - ・ 全件J-LIS照会/全件J-LIS照会再突合：照会時点の既存の全登録情報について、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報と突合。また、1回目で突合結果が不一致だった資格情報等を対象とした再突合を実施。→**実施済み**
 - ・ 3月末J-LIS照会：3月末時点で未導入の福祉事務所のみを対象とし、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報との突合を実施。**→3月23日、24日実施予定**
 - ・ 誤入力チェックシステム'24によるJ-LIS照会/稼働前の差分突合：新規登録情報や既存の全登録情報の変更時に、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報と自動的に突合を実施。また、稼働直前にそれまで修正されたデータを対象とした突合を実施。**→5月7日に稼働予定**

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.3. 検討経緯/検討結果の詳細：誤登録防止に係る対応方針（2/3）

資格情報等のデータ整備に係る周知資料

資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト 【福祉事務所名を記入してください】.xlsx

【事務連絡】医療扶助のオンライン資格確認における 資格情報等の登録に当たっての対応依頼について

事務連絡七
令和五年八月十七日

中核市生活保護担当
中核市生活保護担当

医療扶助のオンライン資料

(1) 「支給情報等漏洩防止手引書」及び「データ整備のチェックリスト」の確認
並に記載事項に沿ったデータ整備の対応について。

各自会社において、正確な放送報道等の中継リバーアー等に登録することができよう、放送にたっての各番組のポイント（注意事項、該該放送に向けたマーカス例等）を示した「支給情報等漏洩防止手引書」及び「各番組の属性の保護や番組者名の個別化の感覚等について、自己採点を実施いただいたための「データ整備のチェックリスト」を送付いたします。

本資料の内容を確認し、ただいたうえで、放送報道等の該該放送防止に向けた手配を確認して顶くことをよろしくお願いいたします。

(2) 波紋情報報等を中間サーバ等に登録を開拓するための条件

各自治体において、本年 10 月から波紋情報報等を中間サーバ等に登録するに当たり、データの正確性が確認できた自治体から権利登録いたくことを予定しています。そのため、以下の範囲項目について、本年 9 月 22 日（金）

後、同様に各各自体について「**柴胡精油等の販賣許可**」の通報をするまで、各各自体において、**医療機器等を中間サーバー等に登録することを差し控えていただくよう、御審査願います。**

なお、上記の通報に当たっては、審査事務所がボーカルサイトに接続の「**2023年6月 柴胡精油等の販賣による審査事務機能の完了報告のご依頼**」を確認のうえ、ご応じいただけますようお願いいたします。

※開設する際は、審査事務所がボーカルサイトへのログインが必要です。*

【報告項目】

- ・外部接続テスト（接証・本番環境）の対応完了報告
- ・「データ整備のチェックリスト」に記載する全対応の完了報告
- ・接続接続部品の発送予定期の更新

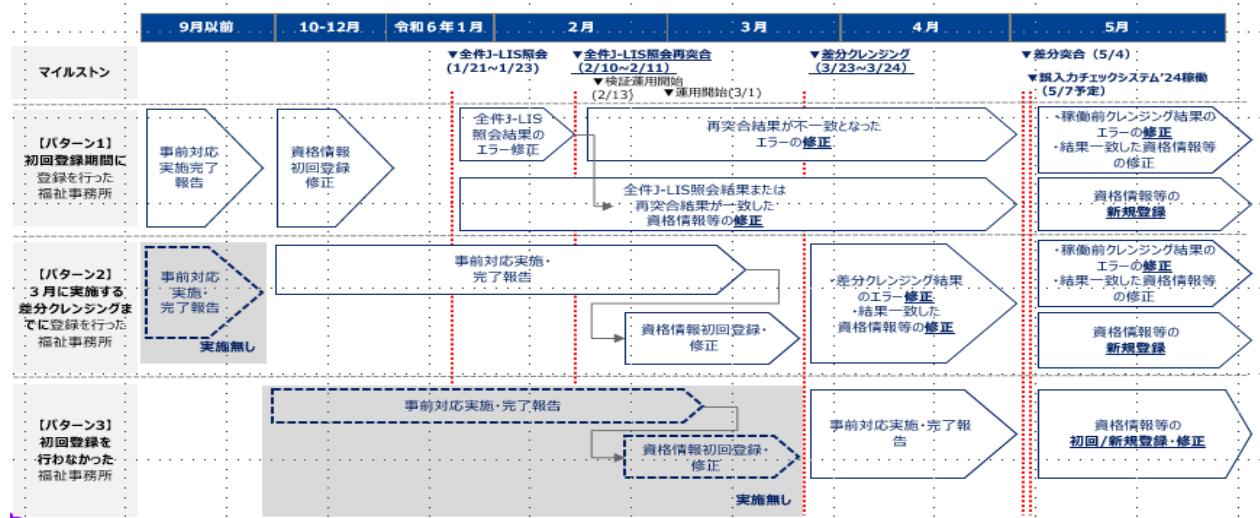
【取扱先】
厚生労働省社会・援護局 保護課
保護事業室(医療係)
TEL: 03-5253-1111 (内線 2829)

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.3. 検討経緯/検討結果の詳細：誤登録防止に係る対応方針（3/3）

J-LIS照会実施スケジュール



J-LIS照会に係る実施周知資料

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録・修正方及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について（依頼）

格情報については、適切に対応いただく必要があります。

対象の被保護者のデータを削除（新チェックの実装まで、対象

の被保護者のデータを登録しない）。

▶個人番号以外で全件J-LIS照会結果で不一致となった情報があるが、福祉事務所において本人であることが確実に確認できる場合は、加入者（被保護者）情報の修正は不要、閲覧停止解除を申請。

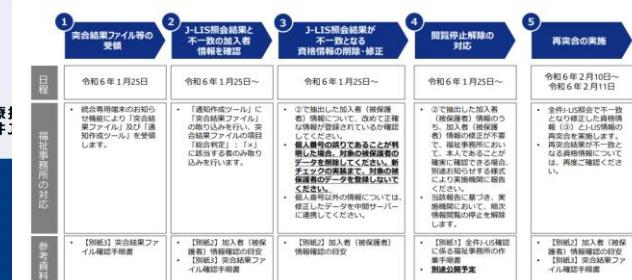
▶個人番号以外で全件J-LIS照会結果で不一致となった情報があるが、福祉事務所において本人であることが確実に確認できる場合は、加入者（被保護者）情報の修正は不要、閲覧停止解除を申請。

【事務連絡】医療扶助のオンライン資格確認等の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について（依頼）

医療扶助全件J-LIS照会実施周知資料

福 祉 事 務 所 事 務 の 対 応

参 考 文 書



令和6年1月25日

令和6年1月25日～
令和6年1月25日～
令和6年1月25日～
令和6年1月25日～
令和6年1月25日～

令和6年1月25日～
令和6年1月25日～
令和6

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の詳細：誤登録防止に係る課題及び対応方針（1/2）

中間報告時点での課題

- #1の資格情報等の真正性確保の大方針を推進するに当たり、想定される課題として初回登録後の資格情報の新規登録（新規被保護者等）の登録方針をどうするか検討が必要。

対応アプローチ

- 初回登録後の新規資格情報等は全件J-LIS照会の対象とならないため、チェック'24稼働までオンライン資格確認の対象としない。一方で主要ベンダの仕様上生保システムの情報が自動でオン資連携されるため、福祉事務所の運用回避またはシステム改修により、新規資格情報等の連携を制御いただく。
- 初回登録後、誤って登録されてしまった新規資格情報についても検知し、対象の福祉事務所へ連絡し、データを削除いただく。

対応結果

①：完了

- ベンダへのヒアリング/合同説明会による仕様確認を進め、既存仕様活用による福祉事務所の運用回避、システム改修によりオン資連携を停止できるよう調整のうえ、令和6年1月に周知を実施。

②：完了

- 初回登録後、誤って登録されてしまった新規資格情報がないか確認を実施。新規資格情報が検知された場合は、対象の福祉事務所を閲覧停止とし、該当のデータを削除していただくよう連絡する。

福祉事務所パターン別スケジュール



3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の詳細：誤登録防止に係る課題及び対応方針（2/2）

新規被保護者のデータ登録に係る方針周知

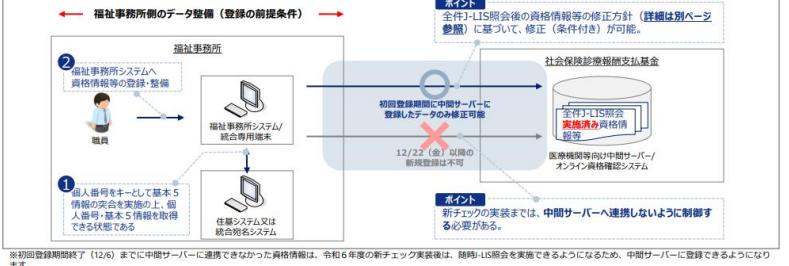
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について（依頼）

2. 資格情報等の更新・修正期間終了後（令和5年12月23日以降）の新規登録・更新・修正方針

2-1. 新規被保護者のデータ登録について

- 中間サーバーに登録する資格情報について、紐づけ誤り等による誤登録を防止するため、J-LIS照会による基本5情報の一致確認により、真正性の確認を行うこととし、不一致があった場合、令和6年2月の検証運用開始以降、資格情報及び医療情報のオンライン資格確認による閲覧を停止します。
- ①令和6年1月21日～1月23日に全件J-LIS照会（中間サーバーに登録済みの全ての資格情報が対象）、②令和6年2月10日～2月11日に①で用いたJ-LIS情報（①で不一致となった登録済み資格情報のみ対象）を実施し、資格情報の真正性の確保を行います。
- 令和6年度に、中間サーバー上で新規の資格情報等の登録、更新について、継続的にJ-LIS照会を実施する機能を有する新チェックを実装し、真正性を確保を行なうことを予定しています。
- ただし、全件J-LIS照会後から新チェックまではJ-LIS照会による真正性の確保ができないため、新規の被保護者を生活保護システムに登録する場合、中間サーバーへ連携しないよう制御する必要があります*。

令和6年度の新チェック実装までの資格情報等の登録・修正の大方針



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【重要！】全件J-LIS照会以降のデータ登録に係る注意 【福祉事務所向けポータルサイト掲載お知らせ】

Q 【重要！】全件J-LIS照会以降のデータ登録に係る注意

<2024/3/5>

全件J-LIS照会以降のデータ登録に係る注意を公開しました。

カテゴリー：トップカテゴリー > お知らせ一覧

A 回答

<2024/3/5>

(※)本お知らせは、令和5年12月に資格情報等の登録を開始した福祉事務所を対象としたものです。

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録について、「全件J-LIS照会に係る福祉事務所の作業手順書等一式（添付ファイルダウンロードページ）」([リンク](#))等でお示してきましたとおり、全件J-LIS照会を経ていまい（個人番号の修正を要するデータも含む）。新規データの登録については、令和6年5月に予定する新チェック実装までは、登録不可としているところです。

しかしながら今般、一部の福祉事務所において、新規データの登録実績を確認したところです。その要因としては、福祉事務所による意図的な対応ではなく、福祉事務所の生活保護システムにおいて、データ更新等をするタイミングで、システム上自動的に誤って、同データが中間サーバー等に連携されてしまったケースが含まれておきました。

当該事象が確認された福祉事務所の生活保護システムベンダ様に対しては、既に各ベンダ様から各福祉事務所に対して、注意喚起等いただくよう依頼をしているところですので、今後、各ベンダ様からご連絡があった場合には、必要に応じ、福祉事務所様で適切な設定等のご対応をお願いします。

また、令和6年度中においては、新規データの登録実績を検知した場合については、検知した日（平日）の翌日から、オンライン資格確認の連携を停止することといたします。

なお、同連携停止の解除に当たっては、同データを削除した実績が確認できた日（平日）の翌日から、連携を再開することとしますので、あわせてご承知置き願います。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.3. 検討経緯/検討結果の詳細：健診情報が確実に本人情報であることを確認する方針（1/2）

中間報告時点での課題

- 健診情報について、確実に本人情報であることをどのように確保するか検討が必要。

対応アプローチ

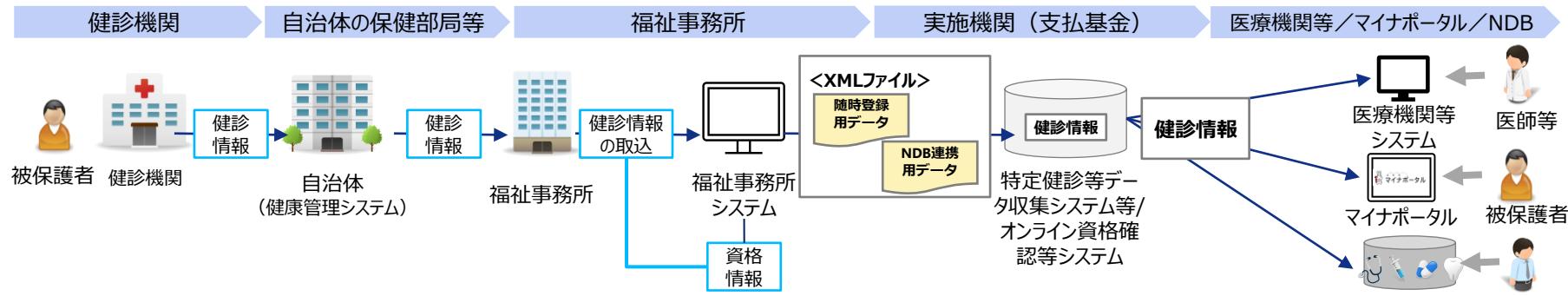
- ① 確実に本人である健診情報を登録いただくために、「キー項目（公費負担者番号・受給者番号、宛名番号、ケース番号/世帯員番号等）の有無に関わらず、基本4情報を突合することを条件に登録を認める」という健診情報の登録方針を定め、福祉事務所に周知を行う。

対応結果

①：完了

- 資格情報の登録における真正性確保と同様の条件とし、健診情報と資格情報についてキー項目の有無に関わらず、基本4情報を用いて突合することで整合性を確認することを条件として健診情報が確実に本陣情報であることを確認。
健診情報の登録に係る運用確立に向け、ベンダには令和5年11月に、福祉事務所には令和6年3月に対応方法の周知を実施。
- 健診情報の本人情報の確認をしていない福祉事務所が登録することを防ぐため、実際に健診情報の本人情報の確認が完了した時点（令和6年4月以降）で、本人情報の確認が完了した旨の報告を求める。

福祉事務所における健診情報登録の流れ



- 健診情報について、資格情報との一致確認により確実に本人情報を確認する必要がある
- 健診情報における本人情報の確認が完了し、初めて健診情報を登録するタイミングで厚生労働省へ申告する。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.4. 検討経緯/検討結果の詳細：医療機関等に対する導入推進策（1/2）

中間報告時点での課題

- 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等に対し、いかに導入を進めるか。

対応アプローチ

- ① 医療機関等向けに以下のアプローチを実施する。
- 制度・導入の概要について、厚生労働省HP・医療機関等向け総合ポータルサイト等を利用した周知を実施する。
 - 医療機関等における医療扶助のオンライン資格確認導入促進のため、オンライン請求システムのポップアップ等を利用して補助金制度における周知を実施する。
 - 福祉事務所が地域の医療機関・薬局に対して説明を行う際に活用できるガイドライン資料を公開し、医療機関・薬局の理解促進を図る。

対応結果

①：完了

- 厚生労働省HP・医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて導入の手引きを公開し、運用開始時には事務連絡で周知を実施した。
- 補助金制度について月次（令和5年9月～令和6年3月）でオンライン請求システムのポップアップや医療扶助のオンライン資格確認導入の手引きを利用した周知を実施した。
- 福祉事務所向けポータルサイトにおいて福祉事務所が医療機関等・薬局に対して説明を行う際に活用できるガイドライン資料を公開した。

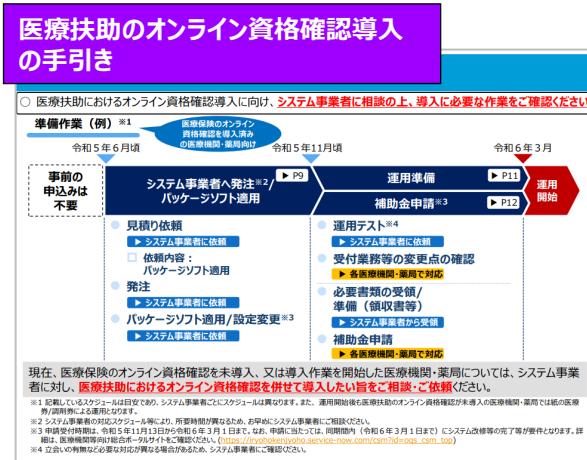
3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

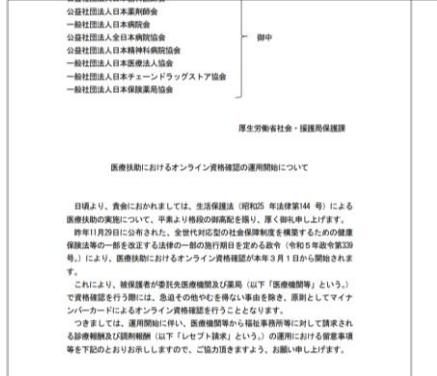
3.2.4. 検討経緯/検討結果の詳細：医療機関等に対する導入推進策（2/2）

対応アプローチに係る参考資料等

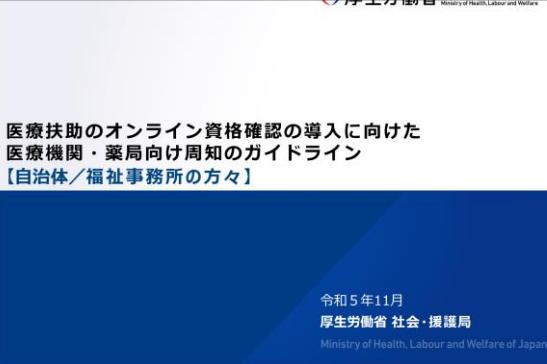
<導入に係る周知>



事務連絡（医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について）

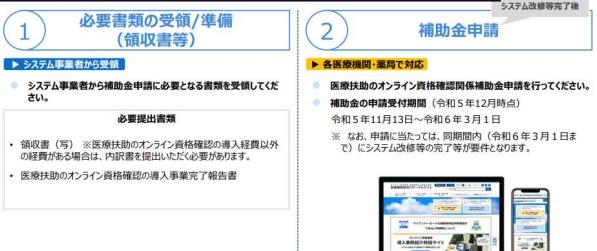


医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け周知のガイドライン



<補助金に係る周知>

医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き



●補助金申請に当たっての提出様式、申請受付フォーム、よくあるお問い合わせ（Q&A）は、以下医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?#id=oqs_csm_top

オンライン請求システムのポップアップ

令和6年3月から、医療扶助のオンライン資格確認が始まります

Image

令和6年3月から、医療扶助のオンライン資格確認が始めます

令和6年3月から、オンライン資格確認の対象者が生活保護受給者の方に拡大します。

保険医療機関・薬局の窓口で、生活保護受給者の医療券・調剤券の資格をオンラインで確認できるようになり、また、診療・薬剤情報、健診情報等についても、保険医療機関・薬局で閲覧できるようになることで、より良い医療の提供につながります。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修費用については、補助金を利用することが可能です

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る補助金申請の受付を開始しました。

補助金の詳細及び申請方法につきましては、総合ポータルサイトトップページ「オンライン資格確認」>医療扶助について のメニューから補助金をクリック

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認等センター：0800-080-4583（通話料無料）

月曜日～金曜日8：00～18：00

土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

メールによるお問い合わせ（URL）

<https://www.iryohokeniyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.5. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所に対する導入推進策（1/2）

中間報告時点での課題

- 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している福祉事務所に対し、いかに導入を進めるか。

対応アプローチ

- ① 以下のアプローチを実施する。

- 福祉事務所全体に向けて、福祉事務所向けのアンケート結果や問い合わせ内容を考慮して、導入における作業全体の概要や各作業の手順に係る周知を行う。
- 福祉事務所向けアンケートに基づき、導入が進んでいないと思われる福祉事務所には個別連絡をし、対応状況ヒアリングのうえで、ボトルネックを解消するため個別のアプローチを実施する。
- 福祉事務所向けアンケートに未回答の自治体に対しては、導入状況を把握するため個別のアプローチを実施する。

対応結果

①：完了

- 福祉事務所全体に向けて、福祉事務所向けアンケートや問合せ内容を考慮して、福祉事務所向けポータルサイト上で作業全体の概要や各作業の手順に係る周知を行った。
- 福祉事務所向けアンケートに基づき、導入が進んでいないと思われる福祉事務所には個別連絡し、対応状況ヒアリングのうえで、ボトルネックを解消するための個別のアプローチを実施した。
- 福祉事務所向けアンケートに未回答の福祉事務所に対しては、個別に連絡を行い回答を得ることで、課題把握・導入支援に繋げた。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.5. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所に対する導入推進策（2/2）

対応アプローチに係る参考資料等

「医療扶助のオンライン資格確認の導入状況等に係るアンケート調査」の結果を受けてご確認いただきたい資料及び留意事項

(福祉事務所向けポータルサイト)

Q 2023/7/20 「医療扶助のオンライン資格確認の導入状況等に係るアンケート調査」の結果を受けてご確認いただきたい資料及び留意事項

令和5年5月にご依頼しました「医療扶助のオンライン資格確認の導入状況等に係るアンケート調査」において、医療扶助のオンライン資格確認の導入準備に当たってご確認いただきたい資料掲載先ご留意事項を以下のとおりまとめました。

カテゴリー：トップカテゴリー > お知らせ一覧

A 回答

令和5年5月にご依頼しました「医療扶助のオンライン資格確認の導入状況等に係るアンケート調査」にご協力いただきありがとうございました。

当該アンケートにおいて「作業手順が分からない」「作業を進める上で課題がある」といったご意見をいただいたことを受け、医療扶助のオンライン資格確認の導入準備に当たってご確認いただきたい資料掲載先と寄せられた課題に関するご留意事項を以下のとおりまとめました。ぜひご一読ください。

【全体スケジュール・作業の全体像が不明である場合】

●まずは下記に資料をご確認ください。

<資格確認関連>

- ・[福祉事務所向け手引き（添付ファイルダウンロードページ）](#)
- ・[福祉事務所向け技術解説書及び別紙（添付ファイルダウンロードページ）](#)
- ・[周知福事務所向けオンライン資格確認の導入に向けた作業・周知スケジュール（添付ファイルダウンロードページ）](#)

*各種テントに示した作業及び当該作業に係る周知スケジュールは本資料をご確認ください。

<健診情報関連>

- ・[健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料（添付ファイルダウンロードページ）](#)

【個々の作業の手順について不明点がある場合】

●まずは下記に資料・FAQをご確認ください。

<資格確認関連>

作業名	対象	資料掲載先	補足
生活保護システム、レセプト管理システムのシステム改修注	全福祉事務所必須	<ul style="list-style-type: none">・福祉事務所向け手引き（添付ファイルダウンロードページ）・福祉事務所向け技術解説書及び別紙（添付ファイルダウンロードページ）	

- 福祉事務所全体に向けて、福祉事務所向けアンケートや問合せ内容を考慮して、福祉事務所向けポータルサイト上で作業全体の概要や各作業の手順に係る周知を行った。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケートについて（依頼）

Q 2022/12/20 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケートについて（依頼）

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケートについて（依頼）

カテゴリー：トップカテゴリー > お知らせ一覧

A 回答

このたび、医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たって、福祉事務所において実施する準備作業の状況を把握するために、[福祉事務所](#)を対象としたアンケートを実施いたします。

準備作業における課題を早期に見つけ解消すべく、ご多忙のところ恐縮ですが、以下のアンケートへのご回答をお願いいたします。

■アンケート回答期間：令和4年12月20日（火）～令和5年1月13日（金）

■アンケート：[回答用リンク](#)

なお、ご回答に当たっては、福祉事務所向けポータルサイトで公開している技術解説書および福祉事務所向け手引きに示した導入作業のスケジュール（添付ファイル「主な導入作業のスケジュール.pdf」）をご参照ください。

- 福祉事務所向けアンケートに基づき、導入が進んでいないと思われる福祉事務所には個別連絡し、対応状況ヒアリングのうえで、ボトルネックを解消するための個別のアプローチを実施した。
- 福祉事務所向けアンケートに未回答の福祉事務所に対しては、個別に連絡を行い回答を得ることで、課題把握・導入支援に繋げた。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所の登録見込（1/2）

中間報告時点での課題

- 資格情報等の初回登録が開始された中、いかに福祉事務所の登録を増やすか。

対応アプローチ

- 最新の福祉事務所の課題をアンケート/ヒアリングで把握し、各福祉事務所の対応状況に沿ったアプローチを継続実施する。

対応結果

①：完了

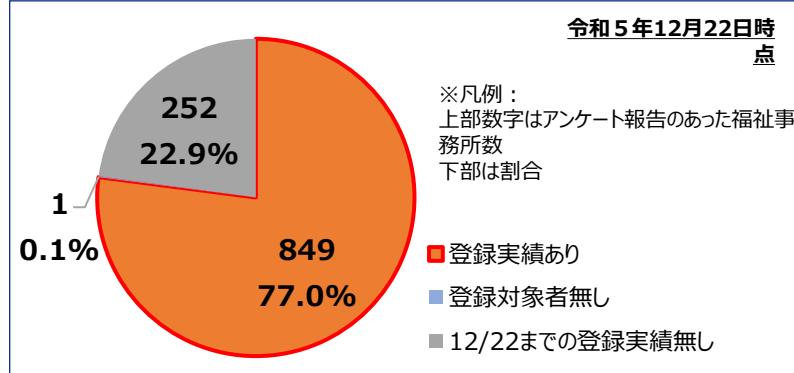
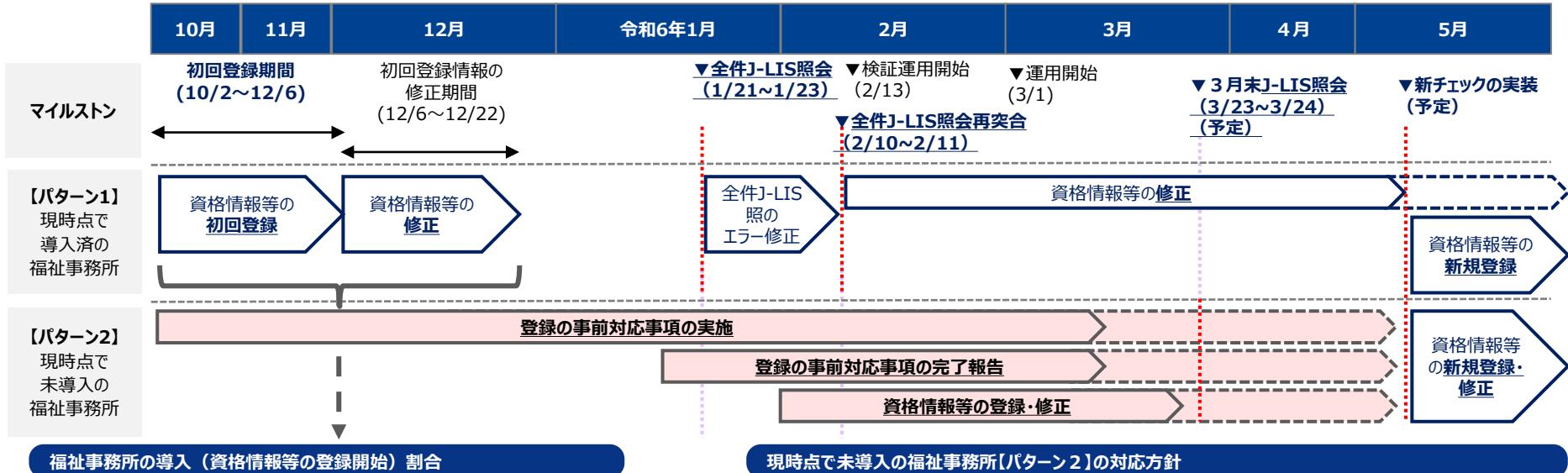
- 各福祉事務所に架電を行いフォロー（対応事項や解説資料の連携等）を実施した。
 - フォローについては、個人番号の真正性の確保や受給者番号の固定化の徹底等について自己点検を実施いただくための「データ整備のチェックリスト」ができていない、もしくは未対応事項が比較的軽微な福祉事務所等から対応する等、優先順位を決めて行った。
- 対応の結果、令和5年12月22日時点で、福祉事務所全体の77%が資格情報の登録実績ありとなった。その他の福祉事務所は以下の流れで登録を予定している。
 - 令和6年3月に実施するJ-LIS照会までに資格情報等登録の事前対応事項を完了した福祉事務所には、登録を開始いただく。
 - 上記が間に合わない場合、令和6年5月中に中間サーバーでの新チェック（隨時でJ-LIS照会をして真正性の確認を行う機能）が実装され次第、登録を開始いただく。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所の登録見込（2/2）

参考（福祉事務所の導入スケジュール）



- 現時点で未導入の福祉事務所【パターン2】の対応方針
- 令和6年3月に実施するJ-LIS照会までに資格情報等登録の事前対応事項を完了した福祉事務所には、登録を開始いただく。
 - 令和6年3月に実施するJ-LIS照会までに資格情報等登録の事前対応事項を完了できない福祉事務所は、引き続き、対応を進めていただき、令和6年5月中に中間サーバーでの新チェック（隨時でJ-LIS照会をして真正性の確認を行う機能）が実装され次第、条件を満たした福祉事務所から順次、登録を開始いただく。
 - 上記、未導入の福祉事務所には、委託先医療機関・薬局に対して未導入である旨及び今後の導入予定を連携いただく（令和6年1月25日に検証運用開始に伴う事務連絡にて周知済み）。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.7. 検討経緯/検討結果の詳細：令和6年度以降の導入予定の医療機関等への対応（1/3）

中間報告時点での課題

- 導入意欲はあるが、令和6年度以降の導入予定としている医療機関・薬局に対して、どのように導入時期を早めさせるか。



対応アプローチ

- 医療機関等のシステム改修状況や他オンライン資格確認関連施策の導入対応が重なることを考慮し、令和6年度中の補助金申請期間の延長の決定について、適切に周知を行う。
- 補助金申請に係る認知機会の増加を図るために、オンライン請求ポップアップ及び医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて補助金申請について周知する。
- 医療機関等向けの導入意思促進に係るオンライン資格確認事業合同動画において、他事業との同時導入について説明を行う。
- 医療機関等システムベンダ向けの合同説明会/勉強会において、他のオンライン資格確認関連施策（電子処方箋等）との同時導入作業が可能であり、導入に係る作業負担軽減の可能性について説明を行う。

対応結果

①：完了（今後も継続実施予定）

- 補助金の申請期間を当初の令和6年1月15日から令和6年3月1日に延長の周知を適切に実施し、補助金申請に係る間口を拡大した。
- 令和6年度も引き続き、医療扶助のオンライン資格確認の導入を予定している医療機関等に対して支援を継続していく予定である。

②：完了

- オンライン請求ポップアップ及び医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて、補助金の申請期間が延期したこと等を周知することで認知機会を増加させた。

③：完了（今後も継続実施予定）

- 医療機関等向けの導入意思促進に係るオンライン資格確認事業合同動画において、他事業との同時導入について説明を行った。

④：完了（今後も継続実施予定）

- 他事業との合同説明会/勉強会や医療扶助のオンライン資格確認導入の手引きにおいて、他のオンライン資格確認関連施策との同時導入作業が可能であることを説明した。

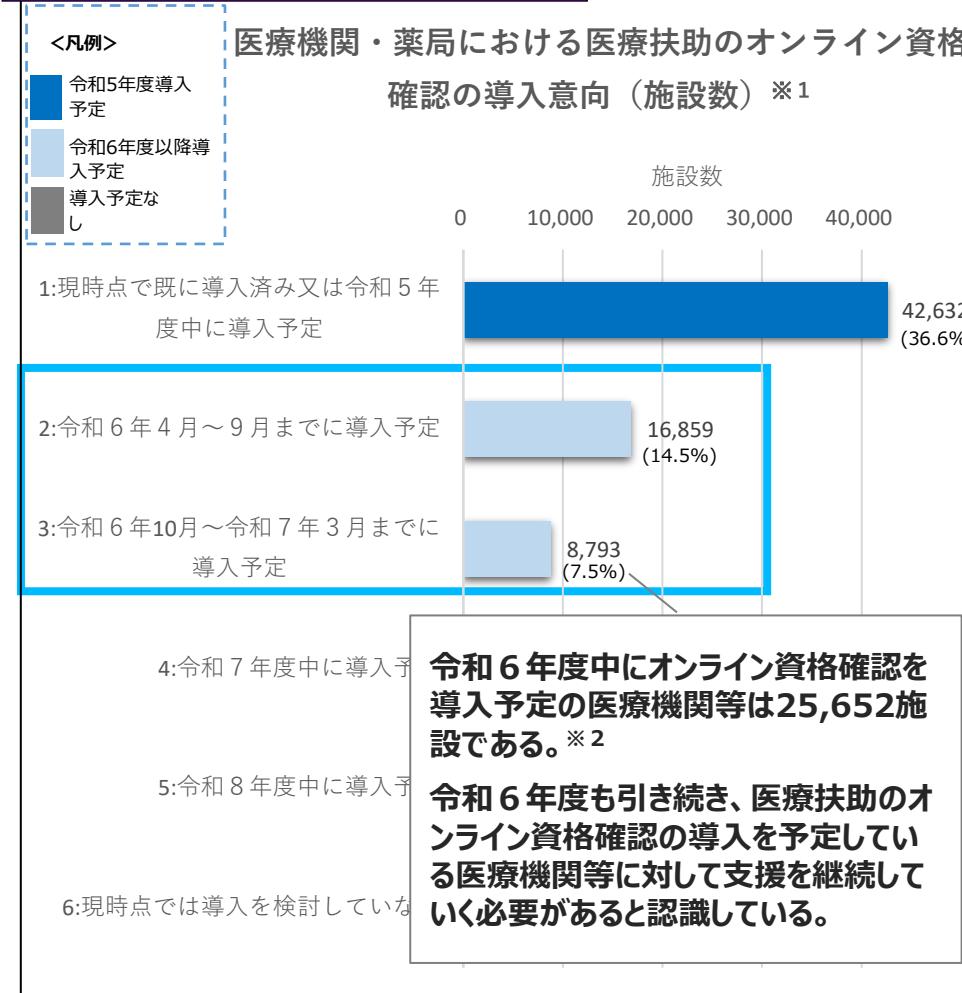
3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

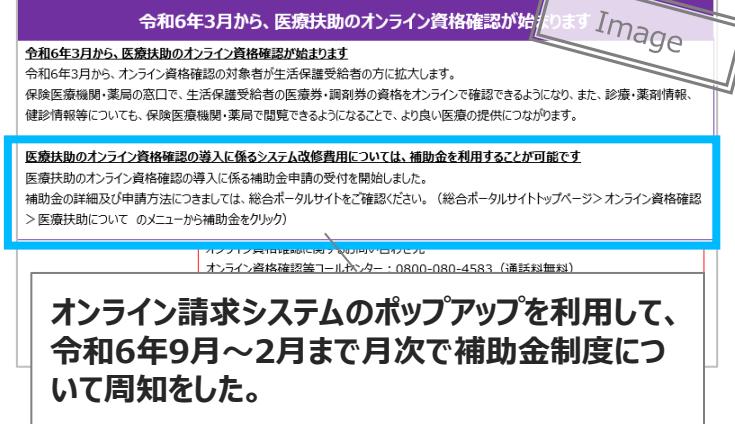
3.2.7. 検討経緯/検討結果の詳細：令和6年度以降の導入予定の医療機関等への対応（2/3）

参考（令和6年度中に導入予定の医療機関等）

導入予定時期ごとの医療機関・薬局数



オンライン請求システムのポップアップ（イメージ）



医療扶助のオンライン資格確認等導入に係る助成金について (医療機関等向け総合ポータルサイト)

医療扶助のオンライン資格確認等導入に係る助成金について

● 更新者：管理者90・備 9日前・● 読込数：127501・★★★★☆

No.	目次
1	助成金交付申請の流れ
2	助成金申請期間
3	助成金交付額
4	助成金対象項目
5	助成金申請に必要な書類
6	申請様式・手順書等

※1 実施期間：令和6年3月5日～3月10日、有効回答総数：116,633件（回答総数171,793件からアンケート回答に同意しない等の回答を除いたもの）

回答対象：オンライン資格確認に係る本番環境接続済、オンライン運用開始済、電子処方箋運用開始済の医療機関・薬局

※2 アンケート回答に同意しない等の回答（55,160件）が令和6年度中に導入すると仮定した場合、令和6年度中に導入予定の医療機関等は最大で80,812施設となる。

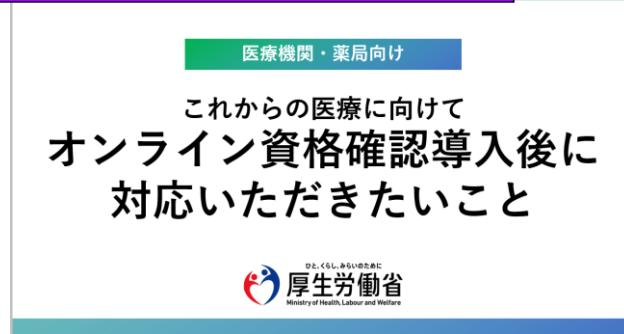
3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.7. 検討経緯/検討結果の詳細：令和6年度以降の導入予定の医療機関等への対応 (3/3)

参考（令和6年度中に導入予定の医療機関等）

医療機関等向け導入意思促進に係る周知動画



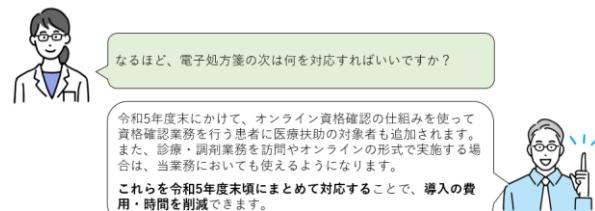
はじめに

オンライン資格確認の導入は最初の第一歩。

オンライン資格確認の仕組みを使って実現できることがたくさんあります

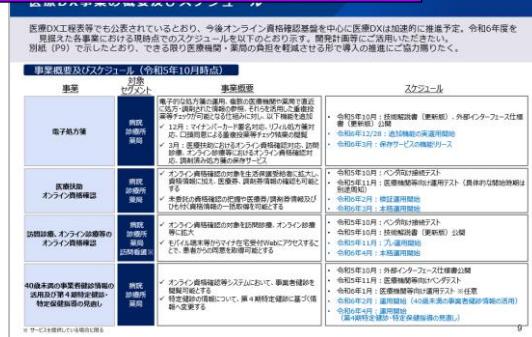


これから行うべきこと



今後、オンライン資格確認を使える業務や患者が拡大し、便利になっていきます。
今和5年度末にまとめて対応することで、導入費用・時間が削減できます！

医療機関等システムベンダ向け勉強会資料



(参考) 各事業における医療機関・薬局のニーズの共有、並びに、体制確保のご依頼

- オンライン資格確認や電子処方箋のように、国が各事業の導入目標・予測等を示すことで、当内容をもとに導入体制の確保に向けた社内調整がやすくなると一部システム事業者よりコメントを受領。

○医療扶助におけるオンライン資格確認対応については、医療機関・薬局とのアンケートの結果、「補助金があることを周知する段階において」8割近くの医療機関・薬局が導入を希望する旨を回答。

○その他問題について、今後のヒアリングや話を踏まえ、随時、システム事業者の皆さんに示す予定。

その他の事業についても、今後の調査等を踏まえて随時示していく予定

1

医療扶助におけるオンライン資格確認導入について

- 令和4年3月から適用開始され、毎年4月までの医療費算定期間に對して、医療費は助成のオンライン支給権認定の導入に係るシステム改修のスケジュールをおおむねの上、システム事業者様に早にご相談いたまよう、同知書を進めている。

問 同システム改修は、補助金の対象

 - 中型申請用簡便：全額並11月13日～令和4年1月15日

※本件は12月31日までに提出しなじむ。令和4年3月支給権確定での等交付希望する場合
・必要書類提出：領収書（※）内訳式分かきのうもんじゆ、令和4年3月支給権確定での等交付希望する場合
・費用補出内容：① 費用補出額：28.37円（算出額5.6万円以上限る。その1/2を助成）
　　・大型チラシ請求：3.6円（算出額3万円以上限る。その1/2を助成）
　　・中型チラシ請求：3.6円（算出額3万円以上限る。その1/2を助成）
　　・小冊子請求：3.6円（算出額3万円以上限る。その1/2を助成）



3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.8. 検討経緯/検討結果の詳細：被保護者のオンライン資格確認の利用促進（1/2）

中間報告時点での課題

- 被保護者のオンライン資格確認利用の促進をどのように促すか。

対応アプローチ

- 福祉事務所が被保護者向けに配布するリーフレットを作成し、オンライン資格確認利用開始及び初回登録方法の周知を実施する。

対応結果

①：完了

- 令和5年1月、福祉事務所向けに「福祉事務所向け国民配布用パンフレット」及び「リーフレット案」を配布していたが、オンライン資格確認の利用開始に合わせて、新たなリーフレットを作成し周知を呼びかけた。
 - 令和6年3月、福祉事務所向けポータルサイトに福祉事務所が被保護者向けに配布するリーフレットを公開した。
 - リーフレットは、マイナンバーカード利用のメリットや方法について詳細に説明し、被保護者の利用促進に資する情報提供を行った。

3. 運用課題検討

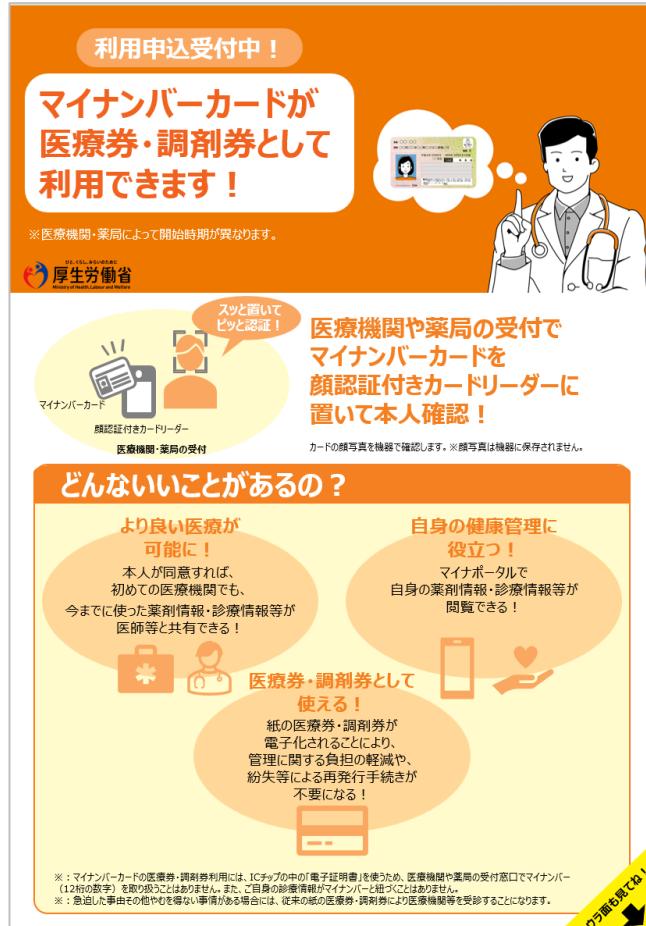
3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.8. 検討経緯/検討結果の詳細：被保護者のオンライン資格確認の利用促進（2/2）

対応アプローチに係る参考資料等

被保護者向けマイナポータル利用
方法に係るリーフレット

<表面>



<裏面>



3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.9. 検討経緯/検討結果の詳細：中間サーバーへの資格情報等登録の推進

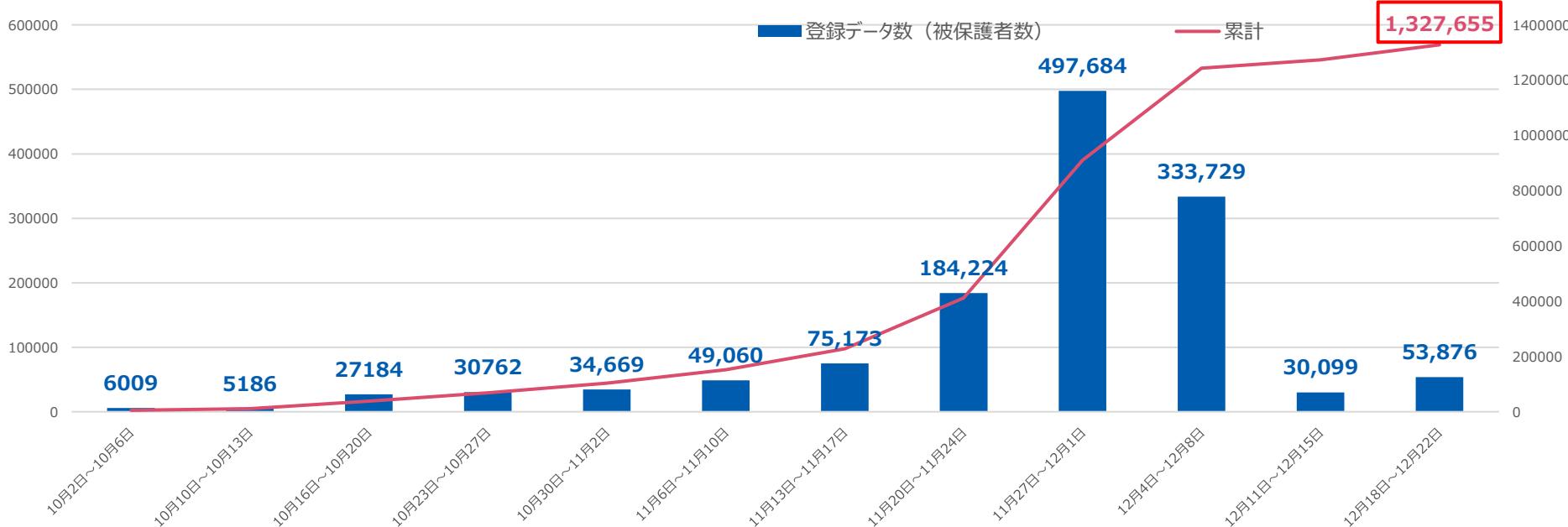
- 中間サーバーへの登録が遅延していると見られる福祉事務所に対しては、架電やメールで対応状況の確認及び必要に応じてフォローを実施。
- 令和5年12月22日時点で、1,327,655件の被保護者の資格情報等のデータが完了している。

資格情報登録の推進に係る対応

- 各福祉事務所の資格情報登録予定日と登録対象となる被保護者数及び中間サーバーへの登録実績のログを基に、対応が遅延していると見られる福祉事務所に対して、架電やメールで対応状況の確認及び必要に応じてフォローを実施。

登録データ数（被保護者数）の登録実績

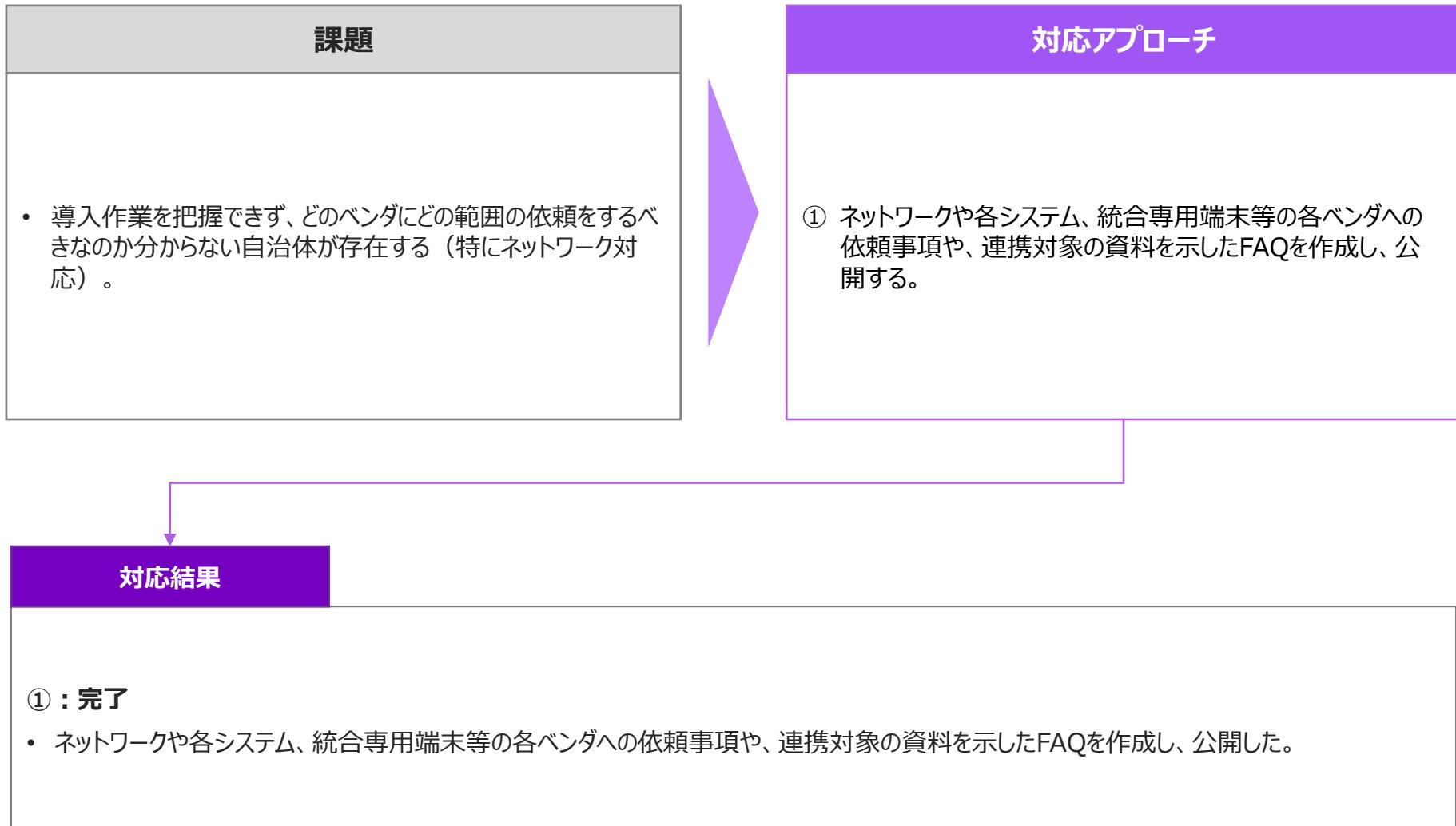
登録実績ログ抽出断面：12/22（金）



3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.10. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所の導入作業に係る周知（ネットワーク接続方式等）（1/2）



3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.10. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所の導入作業に係る周知（ネットワーク接続方式等）

対応アプローチに係る参考資料等

ネットワーク接続方式に係る資料

2. 医療扶助のオンライン資格確認を実現するネットワーク接続方式の決定

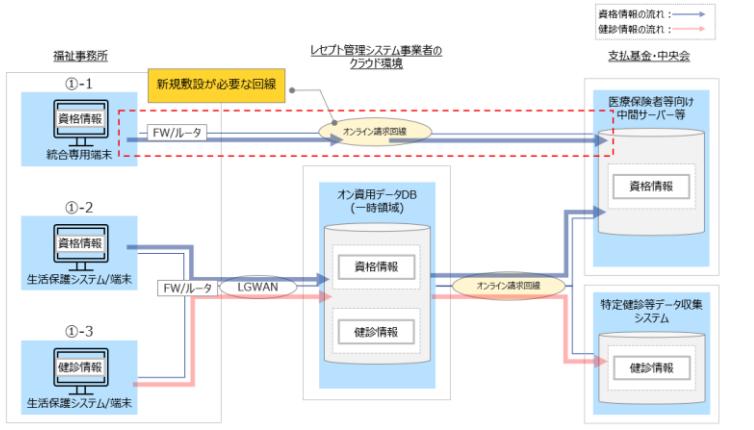
現状の接続実態	#	接続対象	接続方式	新規回線敷設	接続方式
① クラウド版 レセプト管理 システム	①-1	資格情報の連携 (統合専用端末)	直接接続	必要	<ul style="list-style-type: none"> オンライン請求回線の新規敷設を行い、医療保険者等向け中間サーバー等との直接接続 閉域網の新規敷設が必要となります。本資料をご確認の上、契約についてネットワーク回線事業者に問合せください
	①-2	資格情報の連携 (サーバー間連携)	クラウド 経由での接続	(不要)	<ul style="list-style-type: none"> これまでご利用いただいているクラウド環境を利用して医療保険者等向け中間サーバー等へ接続
	①-3	健診情報の連携	クラウド 経由での接続	(不要)	<ul style="list-style-type: none"> これまでご利用いただいているクラウド環境を利用して特定健診等データ収集システムへ接続
② オンプレミス版 レセプト管理 システム	②-1	資格情報の連携 (統合専用端末)	直接接続	(不要*)	<ul style="list-style-type: none"> これまでご利用いただいているオンライン請求ネットワークを利用して医療保険者等向け中間サーバー等へ直接接続
	②-2	資格情報の連携 (サーバー間連携)	直接接続	(不要*)	<ul style="list-style-type: none"> これまでご利用いただいているオンライン請求ネットワークを利用して医療保険者等向け中間サーバー等へ直接接続
	②-3	健診情報の連携	直接接続	(不要*)	<ul style="list-style-type: none"> これまでご利用いただいているオンライン請求ネットワークを利用して特定健診等データ収集システムへ直接接続

※三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社の回線をご利用の場合は、契約変更が必要となる可能性がありますのでご確認ください。
10

3. ネットワーク接続に関して福祉事務所にて準備が必要となる作業

大項目	準備作業の詳細	調整先	作業対象のイメージ
1 新規回線の契約	新規回線の契約が必要となる場合には、ネットワーク回線事業者にご連絡の上、契約のための手続きを進めてください。	ネットワーク回線事業者 -P16参照	<P.11「クラウド版レセプト管理システムにおける接続方式」抜録> 
2 電子証明書の設定	医療保険者等向け中間サーバー等への接続を行う端末（生活保護システム/統合専用端末等）には電子証明書の設定が必要となります。 また、特定健診等データ収集システムへ接続を行う端末（生活保護システム等）には、現在オンライン請求システムに設定している電子証明書と同一のものを設定いただく必要があります。 各種電子証明書については、実施機関より配布予定となっております。 設定方法については、今後手順書の公開による周知を予定しておりますのでお待ちください。	支払基金	<P.12「オンプレミス版レセプト管理システムにおける接続方式」抜録> 
3 FW (Firewall) の設定	各種端末に設定するFWの設定をお願いします。 設定方法が不明の場合は、各自治体/福祉事務所内の情報管理部門等へご確認ください。	各自治体/ 福祉事務所	<P.11「クラウド版レセプト管理システムにおける接続方式」抜録>
4 ルーターの準備・設定	ネットワーク接続のために必要となるルーターのご準備・設定をお願いします。 統合専用端末のセットアップ手順書は今後公開を予定しておりますのでお待ちください。	各自治体/ 福祉事務所	<P.12「オンプレミス版レセプト管理システムにおける接続方式」抜録>

2. 医療扶助のオンライン資格確認を実現するネットワーク接続方式の決定 ①クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所



11

5. Q & A

Q. 現在クラウド版レセプト管理システムを利用しています。オンライン資格確認では、クラウド版レセプト管理システムを経由せず、オンプレミス版レセプト管理システムを利用している福祉事務所と同様に、オンライン請求回線を利用して医療保険者等向け中間サーバー等に直接接続することは可能ですか？

A. 可能です。
オンライン請求回線の接続にあたり新規契約が必要となるため、ネットワーク回線事業者にお問合せ下さい。
ネットワーク接続方式のイメージについてはP.12、付帯作業についてはP.14をご参照ください。

Q. 医療保険者等向け中間サーバー等への接続で経由するマイナンバーネットワークとは何ですか？
マイナンバーネットワークは自治体側で用意する必要がありますか？

A. マイナンバーネットワークは、医療保険者等向け中間サーバー等に接続する際の終末ネットワークです。実施機関（支払基金・中央会）で準備するため、福祉事務所様にてご準備いただく必要はございません。

Q. ネットワーク接続の準備に当たり、自治体側でどこまで用意する必要がありますか？

A. 回線や端末、必要に応じてルーターの調達等を自治体様主体で行っていただく必要があります。
医療保険者等向け中間サーバー等との接続に必要な統合専用端末の設定については、今後手順書を公開予定です。

Q. 統合専用端末と医療保険者等向け中間サーバー等との接続にLGWANは利用できますか？

A. 統合専用端末と医療保険者等向け中間サーバー等との接続にはLGWANを利用いただけません。

20

108

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.11. 検討経緯/検討結果の詳細：資格情報等の登録に向けた福祉事務所の対応状況及びフォロー

2023年10月5日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

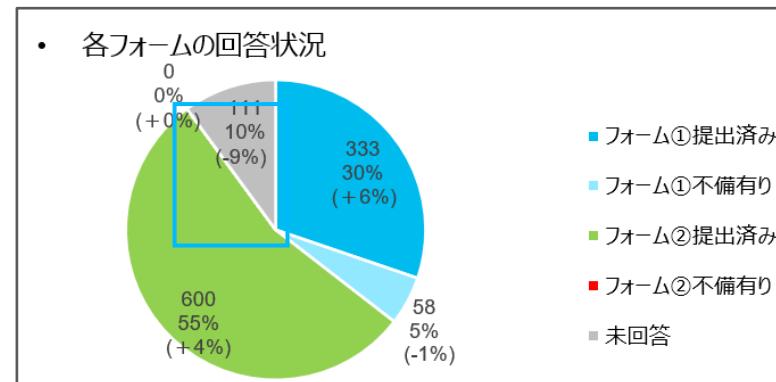
＜福祉事務所のフォーム回答状況について＞

状況

- 10/5（木）午前の段階で、資格情報等の登録に係る事前対応事項の完了報告が未完（報告フォーム①、②ともに未提出）の福祉事務所が**101件**（保険者コード単位）存在しております。
- 福祉事務所向けポータルサイトのメールにて過去重ねてリマインドを行ってきましたが、これら福祉事務所は依頼対応への意識が特に低いと考えられ、ポータルサイトのお知らせの回数を継続して増やしていく手法は効果が薄いと考えています。
- なお、依頼を認識できていないことで資格情報等の登録時期が遅延してしまう状況を避けるため、報告フォームの刈り取りは早急に行っていく必要がある認識です。

【参考】

10/3（火）定例にて提示した
集計結果(10/2時点)



ご依頼事項

- 報告フォーム①、②ともに未提出の自治体に対し、都道府県・政令指定都市の単位（中核市は未回答福祉事務所無し）で管内福祉事務所に呼びかけを行うよう厚労省様より依頼いただくことは可能でしょうか（対象福祉事務所が101件と多数存在することから、厚労省様からは取り纏め自治体の単位に呼びかけを行うことが妥当と判断）。
- なお、ご依頼には以下の別紙をご利用ください。
 - メール文案_報告フォームの自治体による提出催促依頼_20231005
 - 都道府県等から管内福祉事務所への報告フォーム提出に係る依頼雛形
 - 報告フォーム未回答の福祉事務所一覧（都道府県・政令指定都市には、都道府県単位のファイルに分割予定です。）
- 上記呼びかけをもっても未回答福祉事務所が残存する場合の対応は別途相談させていただきたい存じます。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.12. 検討経緯/検討結果の詳細：被保護者ごとのマイナンバーカードの初回登録状況の把握

2024年2月20日 支払基金様との定例会議における検討・摺合せ内容

前提

- 3月の本格運用開始に向け、各被保護者の初回登録状況を福祉事務所が把握できるように、本格運用開始前までにマイナンバーカード保険証利用登録（初回紐付）状況ファイル（以下、「初回登録状況ファイル」という。）を通知する方針。
- 今回の初回登録状況ファイルの通知対象は福祉事務所のみ（医療保険者には通知しない）とする。

ご共有事項

- 前回までの定例会議及びQA一覧でのやり取りを踏まえ、以下のスケジュールで福祉事務所へ初回登録状況ファイルを通知いたします。

【通知発出までのスケジュール】

- 2/21（水）：2/20（火）断面で初回登録状況ファイルの作成（抽出）（支払基金様）
- 2/21（水）：初回登録状況ファイルをNEC様に連携（支払基金様）
- 2/22（木）：支払基金様より受領した初回登録状況ファイルの確認（NEC様）
- 2/23（金）：バッチ処理（お知らせ通知）の実行（NEC様）
 - 通知対象は福祉事務所のみに整理
- 2/26（月）：午後から順次、各福祉事務所へ通知が発出される
 - ※ 午前中は資格重複チェック結果のお知らせ通知が発出される

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.13. 検討経緯/検討結果の詳細：委託先医療機関等の導入状況の確認方法（1/2）

2023年7月11日 支払基金様との定例会議における検討・摺合せ内容

背景

- 医療扶助オン資を導入済みの医療機関・薬局リストは、Excelファイルで厚労省HPに掲載する方針としておりました。
- しかし、福祉事務所より、医療扶助オン資を導入済みの医療機関・薬局リストのCSVファイルも提供いただきたい要望を受けております。
- 上記要望を踏まえ、医療機関・薬局リストの厚労省HPに掲載する方針および流れについて摺合せさせてください。

掲載方針

- (当初予定) 医療扶助オン資を導入済みの医療機関・薬局リストは、Excelファイルで厚労省HPに掲載する
- (変更後) 医療扶助オン資を導入済みの医療機関・薬局リストは、ExcelファイルおよびCSVファイルで厚労省HPに掲載する

医療機関・薬局リスト掲載までの流れ

- オンライン資格確認等システムで“医療扶助のオン資運用開始”を選択している医療機関・薬局リスト（CSVファイル）を出力する。（支払基金）
- CSVファイルをExcelファイルに加工する。（支払基金）
- CSVファイルおよび加工したExcelファイルを厚生労働省に連携する。（支払基金）
⇒連携はメールを想定
- 厚生労働省HPにCSVファイルおよびExcelファイルを掲載する。（厚生労働省）

※ 1～4は、月次（月末の最終営業日）で実施いただく想定です。

※：資料「生保オン資_支払基金様との打合せ資料_20230711」から抜粋

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.13. 検討経緯/検討結果の詳細：委託先医療機関等の導入状況の確認方法（2/2）

参考

A	B	C	D	E	F
1 都道府県名	点数表	医療機関等コード	医療扶助オンライン資格確認の運用開始日	医療機関名称（カナ）	医療機関名称（漢字）
2 北海道	1	0112222222	2024/3/1	サンカクサンカケビヨウイン	▲▲病院
3 東京都	1	1313333333	2024/3/15	マルマルシンリョウジヨ	○○診療所
4 愛知県	3	2334444444	2024/5/25	シカクシカクシカ	■■歯科
5 大阪府	4	2745555555	2024/4/10	ハツハツヤッキョク	××薬局
6 福岡県	1	4016666666	2024/4/20	ハイフンハイフンビヨウイン	－－病院
7					

イメージ

CSVファイル

A	B	C	D	E	F	G
1						イメージ
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

医療扶助のオンライン資格確認 参加医療機関・薬局リスト (2024年5月30日 現在)

都道府県名	点数表	医療機関等コード	医療扶助オンライン資格確認の運用開始日	医療機関名称（カナ）	医療機関名称（漢字）
北海道	1	0112222222	2024/3/1	サンカクサンカケビヨウイン	▲▲病院
東京都	1	1313333333	2024/3/15	マルマルシンリョウジヨ	○○診療所
愛知県	3	2334444444	2024/5/25	シカクシカクシカ	■■歯科
大阪府	4	2745555555	2024/4/10	ハツハツヤッキョク	××薬局
福岡県	1	4016666666	2024/4/20	ハイフンハイフンビヨウイン	－－病院

イメージ

Excelファイル

※：資料「生保オン資_支払基金様との打合せ資料_20230711」から抜粋

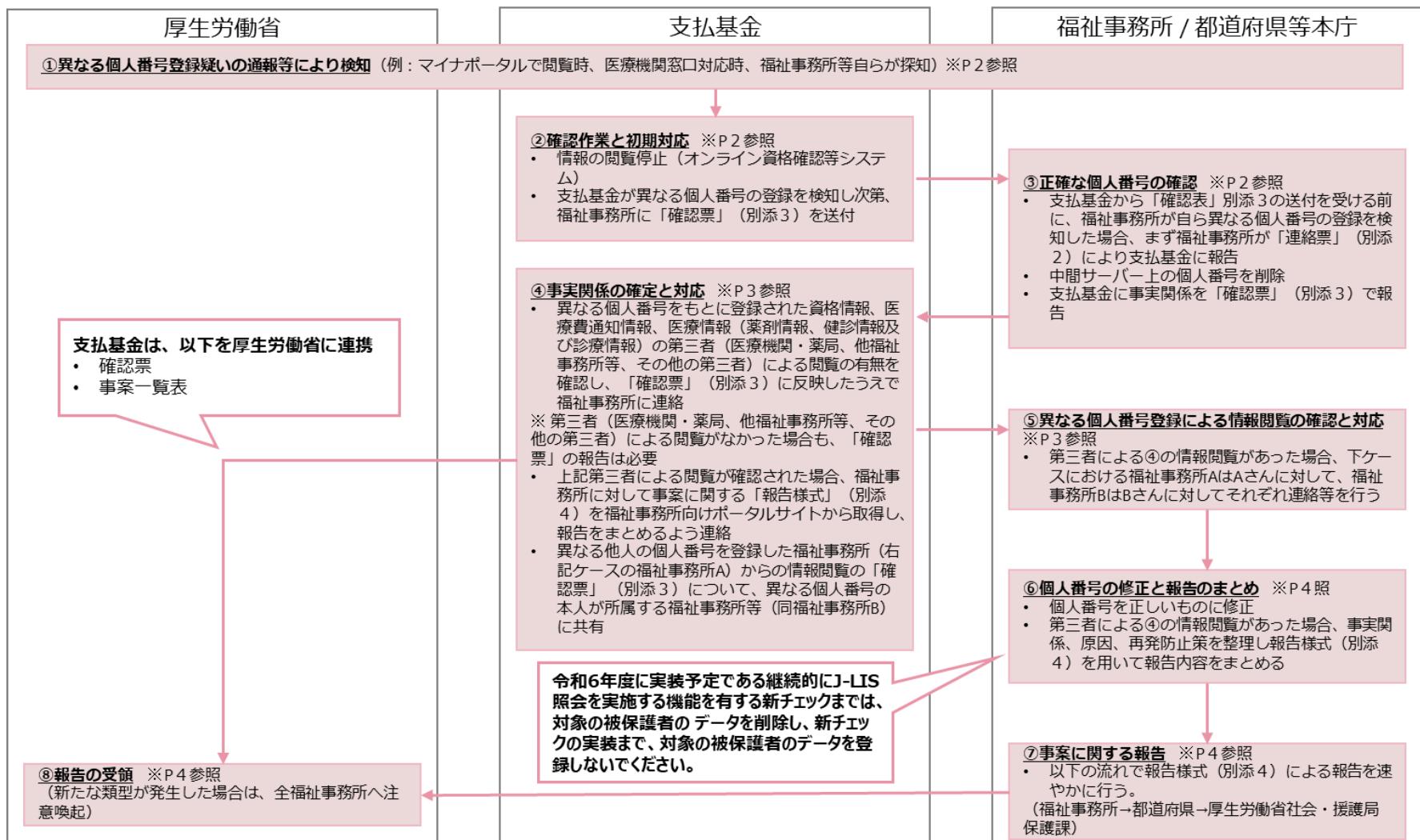
3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.14. 検討経緯/検討結果の詳細：異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順

2024年2月29日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

- 異なる個人番号が登録されていることを検知した場合は、以下のような枠組みで事実関係を把握し公表対応する。



※ : 資料「【別添 1】異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順」から抜粋

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（1/6）

2023年12月14日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

被保護者、福祉事務所の生保オン資の対応状況に応じ、追加周知等の対応要否を、以下3パターンにより整理した。各パターンにおいて必要な対応について、ディスカッションさせていただきたい。

※ 対応状況は、【福祉事務所】生保オン資の導入有無、J-LIS照会結果を受けたオン資対象可否、【被保護者】マイナンバーカードの有無、初回登録の実施有無、【医療機関・薬局】生保オン資の導入有無を指す。

対応状況	
福祉事務所	被保護者
○	○
×	×
×	○
×	×

…パターン①
…パターン②
…パターン③

<パターン①：被保護者、福祉事務所が生保オン資に対応している場合>

被保護者、福祉事務所に加え、医療機関・薬局が対応済みであれば、通常の想定に沿った運用を行う。

委託先の医療機関または薬局、あるいはその両方が生保オン資未対応の場合は、福祉事務所において紙の医療券・調剤券による運用が必要。また、オンライン資格確認ができないことについて、福祉事務所から被保護者に、必要に応じて伝達することが必要。

- 福祉事務所に対し、今後の検証運用開始に係る事務連絡で上記対応を周知する
- 医療機関・薬局の対応状況については、福祉事務所において、従来通り、個別調整等を踏まえて判断する。
- 医療機関・薬局が未対応であったが、紙の医療券・調剤券が発行されておらず、資格確認ができない場合は現行運用と同様の対応になる（=医療機関・薬局が福祉事務所に架電して確認する）ため、福祉事務所に対する追加周知は不要である。

(ディスカッション)

- 医療機関・薬局の生保オン資対応状況のリストは参考情報として厚生労働省HPに掲載を予定しているが、当該リストについて、事務連絡において確認するよう呼びかける。
⇒医療機関等側で任意にフラグ付けが可能で、実態としての対応状況との乖離の可能性があるため、周知により、社会・援護局様としての責任度合が変わることの可能性がある（参考程度であるにも関わらず、実態に即したものとして誤認される等）。
⇒一方で、あくまでも参考情報として、適宜参照する程度として周知することも考えられる。

※：資料「ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理_v1.0」から抜粋

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（2/6）

対応状況	
福祉事務所	被保護者
○	○
	×
×	○
	×

…パターン①
…パターン②
…パターン③

＜パターン②：福祉事務所が生保オン資に対応しているが、被保護者が生保オン資に対応していない場合※＞

被保護者がマイナンバーカードを所持しない場合や初回登録未実施の場合においても、運用開始後は、生保オン資の運用が原則となるため、オン資による資格確認で対応してもらうことを基調とする。

- なお、マイナンバーカードを所持する場合、仮に紙の医療券・調剤券がなくとも、医療機関・薬局の顔認証付カードリーダーも初回登録が可能であるため、その場で資格確認への対応が可能。
- これまでの原則に従うもの（生保オン資における被保護者同意は不要）であり、福祉事務所に対する**追加周知では不要**。

（ディスカッション）

- 厚生労働省の立場では、上記原則に従い、被保護者との紙の医療券・調剤券の発行要否の調整対応までを福祉事務所に求めない方針＝**追加周知は不要とする方針で良いか**。

＜パターン③：福祉事務所が生保オン資に対応していない場合※＞

被保護者、医療機関・薬局の対応状況に関わらず、福祉事務所は被保護者へ紙の医療券・調剤券を発行し、被保護者に対し、医療保険・薬局でオンライン資格確認できない旨を伝達する必要がある。

- 福祉事務所に対し、今後の検証運用開始に係る事務連絡で上記対応を周知する。

※ 医療機関・薬局が対応済みであるがオン資利用できない被保護者がMNCを提示してきた場合や、被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合の対応は既に医療機関等向け運用マニュアルにおいて周知済みであるため、追加周知は不要の認識。

⇒ **（ディスカッション）** ■■■の対応状況やJ-LIS照会により、誤入力チェックシステム'24までの間にオン資対象とならない被保護者が一定数生じることについて、検証運用前に医療機関等向けの周知（フォロー周知）が必要か。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（3/6）

被保護者	ステークホルダーの対応状況				必要な対応	
	福祉事務所	医療機関	薬局		福祉事務所	医療機関・薬局
	○	○	○	○	・ -	・ -
	○	○	○	✗		<p>基本的に、委託先の医療機関・薬局が医療扶助オン資を未導入の場合、福祉事務所が紙の医療券・調剤券を発行し、被保護者にオン資確認できない旨を伝えているので、被保護者がオン資で資格確認することは想定。</p> <p><医療扶助オン資導入済み></p> <ul style="list-style-type: none"> 資格確認が可能 <p><医療扶助オン資未導入></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者がMNCを提示した場合は、紙の医療券・調剤券を提示いただくよう伝える。 ⇒周知不要（現行運用と同様） <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合は、福祉事務所へ架電し、資格を確認する。 ⇒周知不要（現行運用と同様）
	○	○	✗	○		
	○	○	✗	✗		

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（4/6）

ステークホルダーの対応状況				必要な対応	
被保護者	福祉事務所	医療機関	薬局	福祉事務所	医療機関・薬局
○	×	○	○		基本的に、 <u>福祉事務所が紙の医療券・調剤券を発行し、被保護者にオン資確認できない旨を伝えているので、被保護者がオン資で資格確認することはないと想定。</u>
○	×	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 自福祉事務所が未導入のため、紙の医療券・調剤券の発行が必要。 ⇒医療券・調剤券の配布時に、オンライン資格確認が実施できない旨を被保護者に伝達する。 <p>⇒事務連絡による周知で対応</p>	<p><医療扶助オン資導入済み></p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に被保護者がMNCを提示した場合、資格情報なしとなるため、福祉事務所へ状況確認する(福祉事務所、被保護者の対応状況)。 <p>⇒医療機関等向け運用マニュアルで周知済み（紙の医療券・調剤券が無ければ福祉事務所に対して照会）</p>
○	×	×	○		<p><医療扶助オン資未導入></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者がMNCを提示してきた場合は、紙の医療券・調剤券を提示いただくよう伝える。 <p>⇒周知不要（現行運用と同様）</p>
○	×	×	×		<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合は、福祉事務所へ架電して、資格確認を行う。 <p>⇒周知不要（現行運用と同様）</p>

※：資料「ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理_v1.0」から抜粋

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（5/6）

ステークホルダーの対応状況				必要な対応	
被保護者	福祉事務所	医療機関	薬局	福祉事務所	医療機関・薬局
	×	×	○	○	基本的に、福祉事務所が紙の医療券・調剤券を発行し、被保護者にオン資確認できない旨を伝えているので、被保護者がオン資で資格確認することはない想定。
	×	×	○	×	<p>＜医療扶助オン資導入済み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に被保護者がMNCを提示した場合、資格情報なしとなるため、福祉事務所へ状況確認する(福祉事務所、被保護者の対応状況)。 ⇒医療機関等向け運用マニュアルで周知済み（紙の医療券・調剤券が無ければ福祉事務所に対して照会）
	×	×	×	○	<p>・ 自福祉事務所が未導入のため、紙の医療券・調剤券の発行が必要。 ⇒医療券・調剤券の配布時に、オンライン資格確認が実施できない旨を被保護者に伝達する。 ⇒事務連絡による周知で対応</p>
	×	×	×	×	<p>＜医療扶助オン資未導入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者がMNCを提示してきた場合は、紙の医療券・調剤券を提示いただくよう伝える。 ⇒周知不要（現行運用と同様）
	×	×	×		<p>＜共通＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合は、福祉事務所へ架電して、資格確認を行う。 ⇒周知不要（現行運用と同様）

※：資料「ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理_v1.0」から抜粋

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（6/6）

被保護者	ステークホルダーの対応状況			必要な対応	
	福祉事務所	医療機関	薬局	福祉事務所	医療機関・薬局
×	○	○	○		基本的に、 <u>福祉事務所が被保護者に対し、オン資対応する前提で対応している想定。</u>
×	○	○	×		<p>＜医療扶助オン資導入済み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格確認が可能 (マイナンバーカードを所持しない場合は紙の医療券・調剤券で資格確認を実施。被保護者が初回登録できていない場合は、医療機関等の顔認証付きカードリーダーで初回登録を行い、資格確認を実施)
×	○	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者がマイナンバーカードを保有していない場合、初回登録未実施の場合 ⇒上記の場合も、オン資対応することを基調とし、追加周知は不要 ⇒なお、医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの初回登録も可 	<p>＜医療扶助オン資未導入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者がMNCを提示してきた場合は、紙の医療券・調剤券を提示いただくよう伝える。 ⇒周知不要（現行運用と同様）
×	○	×	×		<p>＜共通＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合は、福祉事務所へ架電して、資格確認を行う。 ⇒周知不要（現行運用と同様）

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.16. 検討経緯/検討結果の詳細：社会保険状況フラグと資格情報に不整合が生じた際の医療機関等の対応整理

2023年5月25日、2023年6月8日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

貴省への確認事項（2023/05/25）

- QA表（支払基金/支払基金ベンダ）で以下の照会をいただきましたのでご確認させてください。
 - 医療機関等で資格確認した結果、社会保険状況に不整合がある（医療券・調剤券情報の社会保険状況が「あり」で、有効な医療保険の資格データが存在しない。または、逆に「なし」で、有効な医療保険の資格データが存在する。）場合、オンラインの画面上には不整合がある旨の文言を表示します。当文言を表示した時の医療機関側の運用をお示し頂けますでしょうか。
→**医療機関側が福祉事務所または保険者に電話でデータの登録状況を確認する運用で認識合っておりますでしょうか。**

貴省への確認事項（2023/06/08）

- 併用者がオンライン資格確認を行った際に、社会保険状況に不整合があった（医療券・調剤券情報の社会保険状況が「あり」で、有効な医療保険の資格データが存在しない。または、逆に「なし」で、有効な医療保険の資格データが存在する。）場合の医療費の請求先と負担割合についてご確認させてください。
 - ケース1：社会保険状況に不整合があるが、福祉事務所（または医療保険者）に電話等で、医療保険・医療扶助共に有効な資格情報が確認できた場合
 - 医療費負担の割合は、通常通り、医療保険者が7割、医療扶助が3割となる認識ですが、齟齬はございませんでしょうか。
※医療保険において、オンライン資格確認で「該当資格なし」の場合でも、健康保険証の提示などで資格情報が確認できた場合、医療保険者7割、自己負担3割の運用となっております。
 - ケース2：社会保険状況に不整合があり、福祉事務所（または医療保険者）に電話を行ったが繋がらない等で併用である旨を確認できなかった場合
 - 社会保険状況に不整合がある場合は、医療券・調剤券情報の社会保険状況と有効な医療保険の資格データのどちらの情報が正しいのか判別つかないため、医療機関等では、医療保険には加入していない医療扶助単独として対応する認識ですが、齟齬はございませんでしょうか。
 - 上記が正の場合、医療費は、全額医療扶助に請求される認識ですが、齟齬はございませんでしょうか。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.17. 検討経緯/検討結果の詳細：災害時医療情報閲覧における医療扶助情報利用有無区分での制御

2023年6月15日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

背景

- オンライン資格確認システムでは、医療機関等単位で医療扶助情報利用有無区分（利用する／利用しない）を管理しており、マイナンバーカードや被保険者証による資格確認機能をはじめとし、その他医療機関向け機能においても基本的には当区分で医療扶助の利用制御をしております。
- 医療扶助情報利用有無区分（利用する）の場合、医療扶助の資格情報等が存在すれば、検索結果に応じて情報を返却します。
- 医療扶助情報利用有無区分（利用しない）の場合、医療扶助の資格情報等が存在しても、情報を返却しません。
- そのため、医療扶助を利用しない医療機関等は、医療扶助対応の稼働後も稼働前の挙動（医療保険のみを資格確認の対象とする挙動）と変わらないよう配慮をしたシステム仕様となっております。

ご確認事項

- 災害時医療情報閲覧機能（大規模災害時に氏名や住所などから資格を確認したうえで、特定健診・薬剤情報を閲覧する機能）においては、機能目的を考慮し、例外的に医療扶助情報利用有無区分で制御しない方針でよろしいでしょうか。

観点

- 特定健診・薬剤情報はPDFでのみ閲覧可能であることから、医療機関側で取込できない懸念はないと考えております。
- 対象医療機関等が医療扶助情報利用有無区分（利用しない）の場合は、医療扶助の資格に紐づく健診情報・薬剤情報は閲覧できなくなります。
- 医療扶助情報利用有無区分と類似した区分の特定健診利用有無区分、薬剤情報利用有無区分も医療機関単位で設定可能となっておりますが、災害時医療情報閲覧機能においては、緊急時に患者の特定健診・薬剤情報を閲覧できるよう、いざれの区分でも制御対象外としています。（特定健診・薬剤情報を利用しないと設定した医療機関であっても特定健診・薬剤情報情報を閲覧できるようになっています。）

3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「3. 運用課題検討」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
【ご参考】医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関・薬局リスト(サンプル)
ネットワーク接続方式に関して_Ver1.7
資格情報等登録の手引き_ver1.2
資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト【福祉事務所名を記入してください】 (福祉事務所向け) 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け説明のガイドライン_Ver1.0
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について(依頼)(更新版)
福祉事務所向け国民配布用リーフレット_マイナンバーカードの取得促進・初回登録等_Ver1.00
健診情報における本人情報の確認方針及び手順について_ver1.01
健診情報及び資格情報等の登録に係るベンダ説明会資料
【別添1】異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順_v1.0
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き_Ver1.2
【医療扶助】医療機関等ベンダ説明会資料(回答明記ver)_Ver1.0

成果物名
生保オン資_ キックオフミーティング資料_Ver1.0_20230413
【本紙】生保オン資_ 中間報告資料_Ver.1.00
【別紙】生保オン資_ 運用開始に向けた課題及び対応状況一覧 Ver1.00
生保オン資_ 最終報告会資料_Ver.1.0_20240325
開催要綱_ 第1回目
議事次第_ 第1回目
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会(実務者WG) (第1回) 資料_1.0版
開催要綱_ 第2回目
議事次第_ 第2回目
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会(実務者WG) (第2回) 資料_1.0版
令和5年度報告書_Ver1.0